

平成 2 3 年第 1 回定例会

森 町 議 会 会 議 録

3 月 会 議

平成23年第1回森町議会定例会3月会議会議録（第1日目）

平成23年3月7日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午前11時50分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1 号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2 号 森町公民館条例及び森町福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 3 号 森町立特別養護老人ホームさくらの園条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 4 号 森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 5 号 森町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 6 号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 7 号 濁川防災ダムの設置及び管理に関する条例制定について
- 10 議案第 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 11 議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 12 議案第10号 路線の認定について
- 13 議案第11号 路線の変更認定について
- 14 議案第12号 平成22年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 15 議案第13号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 16 議案第14号 平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 17 議案第15号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 18 議案第16号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 19 議案第17号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）
- 20 議案第18号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）
- 21 議案第19号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 22 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 1 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 議案第 2 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度森町一般会計予算
 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度森町国民健康保険特別会計予算
 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度森町介護保険事業特別会計予算
 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度森町介護サービス事業特別会計予算
 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度森町港湾整備事業特別会計予算
 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度森町水道事業会計予算
 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度森町公共下水道事業会計予算
 2 3 発議第 1 号 議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書
 2 4 発議第 2 号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
 2 5 発議第 3 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
 2 6 発議第 4 号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 2 7 議員の派遣について
 2 8 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長 2 2 番	野 村 洋 君	副議長 1 番	青 山 忠 君
2 番	堀 合 哲 哉 君	3 番	長 岡 輝 仁 君
4 番	黒 田 勝 幸 君	5 番	木 村 俊 広 君
6 番	加 藤 玲 子 君	7 番	宮 本 秀 逸 君
8 番	川 村 寛 君	9 番	佐々木 修 君
1 0 番	清 水 悟 君	1 1 番	坂 本 元 君
1 2 番	杉 浦 幸 雄 君	1 3 番	中 村 良 実 君
1 4 番	坂 本 喜 達 君	1 5 番	菊 地 康 博 君
1 6 番	服 部 勝 見 君	1 7 番	三 浦 浩 三 君
1 8 番	小 杉 久美子 君	1 9 番	西 村 豊 君
2 0 番	東 秀 憲 君	2 1 番	前 本 幸 政 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	佐	藤	克	男	君
副	町	増	田	裕	司	君
総務課	長	片	野		滋	君
総務課	参事	佐々木	木	陽市郎	二	君
出納室	長	木	村	浩	信義	君
防災交通課	長	清	水	雅	昇	君
契約管理課	長	竹	浪	孝	昇	君
企画振興課	長	伊	藤		法	君
税務課	長	泉		一	弘	君
収納管理課	長	若	松	幸	洋	君
保健福祉課	長	佐	藤	研	造	君
保健福祉課	参事	成	田		明	君
住民生活課	長	竹	内	仁	司	君
環境課	長	横	内	哲	二	君
環境課	参事	木	村		仁	君
農林課	長	山	田	秀	俊	君
水産課	長	島	倉	孝	己	君
商工労働観光課	長	金	谷	英	一	君
建設課	長補佐	岩	瀬	勝	弘	君
建設課	長補佐	小	池		徹	君
建設課	長補佐	小井	田	則	幸	君
上下水道課	長	石	島	吉	隆	君
教 育	長	磯	辺		隆	君
教 育 次	長	香	田	幸	則	君
学校教育課	長	芳	賀	幸	男	君
社会教育課	長	澤	口	方	規	君
体 育 課	長	谷	口	正	純	君
給食センター	長	坂	尻	将	尊	君
生涯学習課	長	中	島	康	則	君
さわら幼稚園	長	木	村	隆	吉	君
さくらの園・園	長	釣		善	之	君
病院事務	長	大久保	田	春	一	君
消 防	長	山	川	眞	也	君
消 防 署	長	松	島	忠	徳	君
砂原支所	長	輪	島	勝	正	君
町民サービス課	長	野	田			君

○出席事務局職員

事務局 長	本 間 一 男 君
事務局 次 長	藤 田 司 志 君
庶 務 係 長	喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町公民館条例及び森町福祉センター条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町立特別養護老人ホームさくらの園条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 6 号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 7 号 濁川防災ダムの設置及び管理に関する条例制定について
- 8 議案第 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 9 議案第 9 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 10 議案第 10 号 路線の認定について
- 11 議案第 11 号 路線の変更認定について
- 12 議案第 12 号 平成 22 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）
- 13 議案第 13 号 平成 22 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 14 議案第 14 号 平成 22 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 15 議案第 15 号 平成 22 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 16 議案第 16 号 平成 22 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 17 議案第 17 号 平成 22 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 18 議案第 18 号 平成 22 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 号）
- 19 議案第 19 号 平成 22 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成23年第1回森町議会定例会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中でありましたが、森町議会会議条例第3条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により3月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの搬入や携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、19番、西村豊君、21番、前本幸政君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、議長の諸般報告を行います。

議会一般事務報告は配付のとおりであります。

例月出納検査報告……

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 03 分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

例月出納検査報告並びに平成21年度森町教育委員会事務事業の点検評価報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、3月23日までを予定しています。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（山田 仁君） 森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

森町非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

裏面をお開き願います。あわせて資料1の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の右側が現行でございます。改正案は、現行の月額報酬を日額報酬に改め報酬額を改正、平成23年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町公民館条例及び森町福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○公民館長（澤口幸男君） 森町公民館条例及び森町福祉センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

資料によりご説明いたします。資料ナンバー2の1ページをごらんください。このたびの改正の目的は、森町公民館が建設され、39年経過しておりますが、現在使われている各部屋の名称が現代にそぐわないものや部屋の改修などで使用目的と異なる部屋名になっているため、当該部屋名を変更すべく条例の改正をしようとするものでございます。

平面図でございます。平面図の左側、地下室でございますが、地下1階視聴覚室を地下研修室に、それから図面の中央でございます。1階部分の老人室を研修室に、婦人研修室を中

会議室に変更し、これまで事務室として利用しておりました部屋を新たに小会議室に変更し、図面の右側の２階部分でございますが、特別研修室を視聴覚室にしようとするものでございます。

資料の２ページ目をお開き願います。次のページをお開き願います。ただいまご説明申し上げました部屋名の変更前、変更後の各部屋を対比表にまとめたものでございます。

続きまして、資料の３ページ目をお開きください。この表は、これまでご説明申し上げました部屋名の変更に係る条例改正の新旧対照表となっております。

次の資料の４ページ目をお開き願います。資料３と同様の部屋名の変更に係る条例改正の新旧対照表でございます。なお、改正案の３段目、左側のほうでございますが、この表の３段目の小会議室につきましては新たに町民の利用に供することになりましたので、使用料を設定し、新たに加えたものでございます。使用料金につきましては、同等スペースの使用料を参考に設定いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第４、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第３号

○議長（野村 洋君） 日程第５、議案第３号 森町立特別養護老人ホームさくらの園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第３号についてご説明申し上げます。

本案は、森町立特別養護老人ホームさくらの園条例の一部を改正する条例制定でございます。

資料ナンバー３をお開き願います。提案理由でございますけれども、老人福祉法施行令及び介護保険法の一部改正による条文の統廃合が行われたこと等に伴いまして、さくらの園の条例も改正しようとするものでございます。

まず、第１条の設置の条項でございますけれども、改正の部分は短期入所施設の入所の関

係、それから特養ホームへの入所の関係で、ともに国の施行令整備により条文が統廃合されたことによって文言を整理したものでございます。条文の番号は変わりますけれども、内容に変更はございません。

同じく第3条は、介護サービス事業の内容を規定する部分、それから第6条は対象者の規定部分で整備したものでございます。

経過措置としまして、平成18年4月1日から施行日前日までの処分その他の行為は、本条例の改正後の相当規定によりなされたものとみなします。なお、現在までこのことによる該当とか、それから不利益等はございません。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとなっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山田 仁君） 森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

森町農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

裏面をお開き願います。あわせまして資料4の新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の右側が現行でございます。左側が改正案でございます。下線のとおり、議会推薦委員の定数を現行の3人から1人に改正、公布の日以後最初に行われる一般選挙から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第4号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第5号 森町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農業委員会事務局長(山田 仁君) 森町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

森町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

裏面をお開き願います。あわせまして資料5の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の右側が現行でございます。改正案は下線のとおり、森町農業委員会の選挙による委員の定数を現行の15人から12人に改正、公布の日以後最初に行われる一般選挙から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第5号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第6号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（山田 仁君） 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例を提案するものでございます。

裏面をお開き願います。あわせて資料6の新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の右が現行でございます。改正案は、別表第1の使用料に大人1年券を加える一部改正をし、平成23年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第7号 濁川防災ダムの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（山田 仁君） 濁川防災ダムの設置及び管理に関する条例制定についてでございます。

濁川防災ダムの設置及び管理に関する条例制定を提案するものでございます。

裏面をお開き願います。先に資料7により濁川防災ダムについてご説明させていただきます。資料7をよろしくお願います。まず、防災ダムの市町村管理の背景でございますが、記載のとおり、このダムにつきましては北海道が本来直接管理することといたしておりましたが、平成12年4月の地方分権一括法の施行に伴いまして、普通河川に関する機能、財政管理が一括市町村に移管され、市町村の自治事務となったことから、平成15年に防災ダム管理

方針が新たに定められ、ダムが安定期に入ったと判断され、普通河川の管理者である市町村と協議を実施し、譲与を受けることとなったものでございます。

資料7の2ページをお開きください。濁川ダムの目的でございますが、濁川地域は盆地のため大雨になると洪水が発生し、過去に何度も被害を受けてきました。このため、流域の広い澄川洪水調節用のダムを設置し、ハウスなどの農業用施設の被害を未然に防止する目的で建設されたものでございます。

3ページをお開き願います。今回の譲与物件でございますが、3になりますが、施設は防災ダム、譲与内容は下でございます。それと、道路、それから橋梁、それから管理棟でございます。

条例案についてご説明いたします。第1条が趣旨でございます。

第2条については、名称及び位置、名称は濁川防災ダム、位置は森町字濁川388番地の11でございます。

第3条の放流から第8条の委任につきましては、管理について定める条例を制定するものでございます。

平成23年4月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議お願いいたします。
○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

○2番（堀合哲哉君） お話をお聞かせください。道からの譲与という形だと思うのですが、これからの管理に関して費用の部分でお聞きしたいのですが、通常何もなければ管理費といいますか、そういう形だけで済むと思うのですが、これは道から譲与を受けたのですから、当然町で持つということだと思います。およそどのぐらいの金額を想定されているのか。

それと、もう一点は、もしこのダムそのものに例えば故障とか、そういうものがあつた場合、これもすべて町負担になるということなのでしょうか。これは、もう道のその部分に財源的な関与というのは一切なくなるということなのでしょうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○農林課長（山田 仁君） 堀合議員のご質問にお答えします。

まず、管理については、道からの補助はなく町費をもって管理に当たるというふうな部分でございます。申しわけございません。新年度予算で歳出の関係をご提案しようと思っておりますが、今ちょっと……百何万というふうな部分なのですが、明確にはちょっと今資料を私は持っていません。管理の部分に伴う故障やいろんな部分についても道の補助は、今いろんな部分で詰めているのですが、本来でいえばございません。土地改良財産の単純な譲与というふうな部分で、この間何年もかけて話をしてきた中で、昨年度もそういうふうな部分からすれば直すものは直してもらったり、車両を含めて町の負担が少なくなるような部分では財産の譲与を受けようと思っておりますが、今後の部分からすれば当然ダムですので、点検や管理の部分、極力建設課、農林課を含めて費用がかからないように管理をしてまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 山田課長、答弁漏れあるようですけれども。
暫時休憩します。

休憩 午前１０時２３分

再開 午前１０時２４分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○農林課長（山田 仁君） 答弁漏れ、申しわけございません。大きな被災を受けたとか、そういうふうな部分は現状のところでは今考えてはいないのですが、再三北海道とは調整はしているのですが、その部分からすると安定期に入って、そういうふうな部分からすると現在のところは想定していないと。ただ、その部分から行政の部分からすれば、やはり道のものを町で管理するのだからというふうな部分は、応援、支援も含めてというふうな部分は現在も協議をしているところでございます。現行のところでは、財産を譲与したら町で管理をしてくださいというふうな部分でございます。

○議長（野村 洋君） 堀合議員、よろしいですか。

○２番（堀合哲哉君） 課長の説明でおよそわかったのですが、説明はそれでよろしいと思うのですが、いわゆる予定譲与物件ですから、譲与を受けるわけですね、施設そのものも。それでは、森町のものになるわけです。当然壊れたら、この森町が直すということだと思うのです。管理だけ受けるのでしたら道の、いわゆる本体そのものも道が責任を持って補修なり何かをするのだけれども、本体全部を譲り受けるわけですから町になるわけです、完全に。それで、副町長、何か先ほどお話ししたいような雰囲気ございましたので、ぜひお答えいただきたいと思うのだけれども、これは地方分権一括法のかかわりでご説明されておりますので、いわゆる普通河川の部分という、町で当然持っていかなければならないのかなと思いつつも結局将来においては、相当な高い物件いろいろ譲与されるのだけれども、結局後に町自身も大変になってくる部分はないのだろうか。非常に心配症なものでございまして、その辺でどうなのでしょう、副町長。それは一切ないということで、道はその点で、課長は先ほどこれから協議もあり得るというニュアンスで私は話したと思うのだけれども、そういう協議というのは今後あり得るのだろうか。副町長、いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前１０時２５分

再開 午前１０時２６分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○農林課長（山田 仁君） 申しわけございません。災害等大きな、そういうふうなものが

譲与されるダムにあつては、俗に言う土地改良法なり災害の部分で対応をしたいというふうな部分で考えてございます。通常の管理につきましては、町で負担をするというふうな部分でございます。よろしくお願いします。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。

本案は、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてでございます。資料ナンバー8を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

本件につきましては、新たに広域紋別病院企業団が加入することとなり、規約の変更を行うものでございます。

附則といたしまして、この規約につきましては、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第9号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第9号についてご説明いたします。

本案は、北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。資料につきましては、ナンバー9を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。

本件につきましても新たに広域紋別病院企業団が加入することとなり、規約の別表第1を記載のとおり変更しようとするものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣による許可の日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第10号 路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） 議案第10号についてご説明いたします。

本議案は、路線の認定について、道路法第8条の規定に基づき、記載の駒ヶ岳16号線ほか16路線を認定しようとするものです。記載箇所につきましては、資料10をご参照ください。

認定の理由でございますけれども、農道の維持管理が平成21年度より建設課に移管されたことを受けて、主に改良舗装済みの主要な農道を町道認定して維持管理の一元化を図るものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第11号 路線の変更認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） 議案第11号についてご説明いたします。

本議案は、路線の変更認定について、道路法第10条の規定に基づき、赤井川9号線ほか3路線を認定しようとするものでございます。認定箇所につきましては、資料11をご参照ください。

認定の理由は、農道の維持管理が平成21年度より建設課に移管されたことを受けまして、同一路線でありながら町道と農道に管理が分かれていたものを変更認定して維持管理の一元化を図るものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第12号 平成22年度森町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（片野 滋君） 議案第12号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第9回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,729万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ95億7,874万8,000円にしようとするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては第2表、繰越明許費補正、また第3条、地方債の補正につきましては第3表、地方債補正にそれぞれ記載のとおりでございます。

以下、8ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正につきましては、歳入歳出ともに平成22年度の事業の執行精査によるものが主な内容となっております。

まず、歳入でございますが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億6,640万1,000円の補正につきましては、普通交付税の留保額を計上しようとするものでございます。なお、今年度の普通交付税の交付額は47億3,787万6,000円でございます。

続いて、款13使用料及び手数料、それから款14国庫支出金につきましては、事業の執行精査によるものでございます。

10ページをお開き願いたいと思います。10ページ下段の款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金95万1,000円につきましては、財政調整基金等の運用利子を計上しようとするものでございます。

続いて、12ページをお開き願いたいと思います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、1月会議におきましてグリーンピア大沼地上デジタル放送対応アンテナ及び放送機器等購入予算が一部修正されたところでございますが、先般の議会全員協議会でご説明申し上げましたとおり事業の内容を精査し、改めてグリーンピア大沼施設等整備基金に1,150万円の繰入金を計上しようとするものでございます。

続いて、14ページ、お開き願います。款20諸収入、それから款21町債につきましては、いずれも事業の執行精査によるものでございます。

続いて、16ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節14使用料及び賃借料16万9,000円につきましては、平成23年4月から渡島・檜山地方税滞納整理機構へ職員1名を派遣するに当たり、宿舍借り上げに係る経費を計上しようとするものでございます。

目4財産管理費、節15工事請負費350万円、節18備品購入費800万円につきましては、先ほど歳入でもご説明いたしましたとおり、グリーンピア大沼地上デジタル放送対応アンテナ設備工事と地上デジタル放送対応機器購入費でございます。議会全員協議会でもご説明申し上げ

げましたとおり、グリーンピア大沼株式会社へ一部負担を求めることとし、改めて計上しようとするものでございます。資料ナンバー12を提出してございます。参考資料等も添付してございますので、ご参照いただきたいと思います。

続いて、中段の節25積立金2億485万6,000円の主なものといたしましては、財政調整基金2億482万円となっております。これにつきましては、先ほど歳入でもご説明いたしましたが、普通交付税留保額1億6,640万1,000円と今回の予算の執行精査により、一般財源充当額の減額により財政調整基金に積み立てしようとするものでございます。

18ページ、それから19ページにつきましては、執行精査による減額が主なものとなっております。

続いて、20ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費65万4,000円の補正につきましては、福祉灯油給付事業におきまして灯油価格の上昇等により補正しようとするものでございます。

目2国民年金費、節18備品購入費60万円の補正につきましては、国民年金被保険者情報照会用事務用パソコンを購入しようとするものでございます。

続いて、22ページをお開き願います。22ページ下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費、節13委託料145万3,000円の補正につきましては、妊婦健康診査の対象者の増加により委託料を補正しようとするものでございます。

続いて、24ページをお開き願います。項2清掃費、目3清掃施設費、節11需用費129万8,000円の補正につきましては、昨年から燃油価格の上昇により補正しようとするものでございまして、今回一般会計総体では約780万ほど各科目において補正を計上しているところでございます。

それから次に、26ページをお開き願います。26ページ、項3水産業費、目4水産施設管理費、節11需用費204万8,000円の補正につきましては、水産系副産物処理施設に設置してございますトラックスケールが故障したために修繕しようとするものでございます。

下段の款7商工費につきましては、執行精査によるものでございます。

次、28ページ下段の款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁維持費、節13委託料1,800万円と節14使用料及び賃借料151万5,000円の補正につきましては、除雪業務委託料と建設機械借り上げ料をそれぞれ補正しようとするものでございます。

続いて、30ページをお開き願います。30ページ、目の河川費、それから港湾費、都市計画費、続いて32ページの住宅費、消防費につきましては、いずれも事業の執行精査によるものが主となっております。

続いて、34ページ、款10教育費につきましても執行精査による減額となっております。

続いて、36ページからの中学校費、社会教育費につきましても事業の執行精査でございます。

38ページをお開き願います。項6保健体育費、目2体育施設費、節18備品購入費、施設用備品97万2,000円につきましては、あったかさわらパークゴルフ場ホールカップを更新しよ

うとするものでございます。

下段の款11災害復旧費につきましては、事業の執行精査によるものでございます。

以上、議案第12号 平成22年度森町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

ページ数を言ってください。

○4番（黒田勝幸君） 15ページです。15ページの雑入です。ここで、山村振興施設商品取り扱い手数料350万の減額補正をされております。この主な要因をご説明願います。

○農林課長（山田 仁君） 山村振興施設商品取り扱い手数料でございます。失礼しました。黒田議員のご質問にお答えいたします。駒ヶ峯温泉ちやつふ林館の商品売り上げに係る手数料でございます。入浴者の減少に伴い、ちやつふ林館の商品の販売数量も落ちてございますので、現在精査をしたものでございます。

以上でございます。

○4番（黒田勝幸君） ちやつふ林館の運営のかかわりでございますけれども、いわゆる22年度から指定管理者制度を活用して今運営しているわけでございますけれども、入浴者が少ないということが一番の要因ですよ。それに伴って商品も売れないということでございます。ただいま年間の入浴券の条例改正がありました。今度これが復活するわけでございますけれども、従来は3万円だったのだけれども、4万円ということで、これも業者の方がまず納得して相互で話し合ってその金額を決められたと、こういうことだと思います。それで、この辺が大きな要因かなと思うのですけれども、復活したのはいいのだけれども、4万円という金額なので、果たしてどのぐらいの方々が利用するのか。一抹の不安もありますけれども、こういうものも含めまして、予算でもいいのですけれども、予算委員会もありますから、そのときでもいいのですけれども、今後の見通し、課長としてどのように持っておられるのか。それと……これ予算が入るから、それだけで。

○農林課長（山田 仁君） 黒田議員のご質問にお答えします。

先ほど条例で提案したものにつきましては、現在指定管理者を受けている方からのご要望を受けて決裁をとりまして条例提案したものでございます。

それと、高齢者の入浴、それから公衆浴場を関係を含めて3課で対応しているのですが、定期的に協議を行っていて、ただいま高齢者の関係等、人数的にはかなり増えていますし、公衆浴場の関係も増えているのですが、一番大きい入浴者の減の部分からすれば、やはり年券の部分が終わって、その部分がかなり減少しているというふうな部分と、それから中を分析してみますと子供の入浴が有料になったことに伴ってかなり減少をしているというふうな部分でございます。その部分は、現行のままで走らせていただきますが、やはり私どもとしては指定管理者の部分の運用について問題があれば、その都度協議もしますし、先ほど言いました3課の部分でどうしたら入浴者が増えていくのだというふうな部分も含めて、まだ指定管理を受けて1年たっていないわけですので、反省は反省のことを含めて、

新年度予算が決まりましたら早期にまた次年度に向けてどうしていこうというふうな部分を指定管理者と定期的に協議を深めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○13番（中村良実君） 39ページ、これは担当課ではなくして教育長に考え方をお聞きしたいのですが、備品購入の関係なのですが、ホールカップを購入するということで、これは砂原のパークゴルフ場ですよね。これは、個当たり結構いい単価するのですが、非常にいいものだなという感じを受けるのです。それで、社会体育として砂原ばかりではなくして、三角山あるいは尾白内も管理はきっと教育委員会ですよね、この管理は。違いますか。農林課ですか。三角山と尾白内のパークゴルフ場、これは教育委員会ではない。

（何事か言う者あり）

○13番（中村良実君） もし教育委員会でなければあれなのですが、それでもいいのです。ちょっと考え方なのですが、これから社会体育の中でこれがさらに整備されていくと思うのです、こういうことが。そうしたときに、これはすばらしい、自動的にぐっと上がってくるのですね。上がってきて、腰を余り曲げなくても打ったボールを拾うことができるという、そういうようなホールカップだと聞いているのですが、そうしますと砂原だけではなくして尾白内とか三角山とか、こちらのほうにも同様の施設をしていくというふうにとらえていいのだろうか、その辺をお聞きしたいのです。

以上。

○副町長（増田裕司君） 失礼いたしました。教育施設、それと農林課と所管が分かれているものですから総体的な考え方を、実は施設管理を1カ所でやりたいというふうに従来から思っているのですが、なかなかこれがいろいろございまして所管が分かれてございます。いずれは1カ所で集中的に、効率的に管理したいと思っておるのですが、もう少し時間はかかるかと思います。

なお、このホールカップにつきまして、現在は指定管理者のほうの施設だけということでございますが、大変いいものだというふうに聞いておりますので、ほかの施設もおいおい整備をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○教育長（磯辺吉隆君） 中村議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいま副町長のほうからも前段説明ありましたけれども、実は私のほうからの連絡の徹底ミスでございまして、22年度からもろもろございましたけれども、私どものほうで実は管理をしております。

それで、今中村議員さんからご質問ありましたラクトーレホールカップでございますが、今議員さんからご質問あったとおり、すごく高齢者に優しい、ボールを拾い上げる、そういう大変便利なカップでございます。これは、砂原のほうに今施設を予定はしておりますけれども、この辺のところを見ながら、まずは砂原に入れて、その状況を見ながら今後検討してまいりたいというふうなことで考えております。ひとつどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 中村議員、よろしいですか。

○13番（中村良実君） はい。

○2番（堀合哲哉君） 今の答弁のやり方は逆なのですよ。教育委員会が出しているのだから、教育長が言わないとだめです。これは、副町長に言われて買うのですか。そう思われても仕方ないのですよ、町サイドでもって。それから、いいものだったら今後検討したいというのは、これはだめですよ。いいから買うのです。そうでしょう。だから、おかしいわけです。何か試験的にやるのなら、業者さんに無料で提供してもらって試験をやればいいの。購入するのだから、良いものだと思って購入しないとだめだ。だから、教育長の答弁が何か余りこのカップについて熱心でないのかなと。余りよくわからない。そのことをまず指摘したいのですが、今同僚議員、中村議員がおっしゃったとおりだと私も思います。ただ、こういうものを出す場合、ぜひ九十何万とばかにしないで、今の説明だけではよくわからない。わからないのです、私ども。例えばボールを入れるところがあって、ホールというのですか、それがぐっと上がってくるものなのか、自動的に。近づくと、はい、どうぞといってボールをとっていくのか、よくわからないのだけれども、逆に健康を考えたり増進を考えた場合に、そんなところまでやって健康を維持できるのという話なのです。腰をかがめてボールをとるというのもこれ健康なのです。すべてが便利になったら、何もこれ健康でも何でもなし。だから、パークゴルフの本来の目的は何なのですかという話なの。だから、その点を考えて購入しなければ私はいけないと。私は、最初カップ、カップと聞いたから、マスターズの森大会に立派なカップを贈呈するのかなと思ったの。いよいよまた始まったなと思ったのだけれども、何か話は違うようです。でも、昨年末までは町長は一生懸命お金ない、お金ないと言っていた。では、これが今絶対必要なものなのかどうなのか。そこなのです。必要性を議会で認めさせるのなら、きちっと資料をつけていただきたい。私は、見たこともないからよくわからないのです。だから、そういうこともやっぱり配慮としてあってよろしいのではないかというふうに思いますが、これはそんなにいいものなのですか、再度聞いておきます。

○教育長（磯辺吉隆君） 堀合議員さんのご質問にお答え申し上げます。

前段のまず指摘の部分でございますけれども、ほかのほうのパークゴルフ場についての拡大について、これについてはまずは砂原のあったかのほうに入れながら、そしてほかのほうについては検討をさせていただくと、そういうふうな趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、やはりパークゴルフは健康増進というふうなことでございます。そういった意味では、堀合議員さんのおっしゃることについても納得もさせられる部分も私自身はございます。ただ、やはりカップが古くなってさびもくる、その辺の対応もございまして、更新の時期も迎えているときにそういう最新のなものも含めながら、競技のスムーズなことも含めましてトータル的にやはりいいものだなというふうなことで今回更新をしたいというふうなことでございます。それから、内容については私も全くそのとおりだと思います。資料については、後からご配付をさせていただきたいというふうなことで思っております。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） まず、教育長は検討という言葉を使いましたね。ここまで言っているのですから、新年度予算では間に合わなかったけれども、もう補正予算でも組んでやりま
すよというぐらいな答弁が欲しかったのですが、残念でございました。それで、この問題は
やめます。

それで、ほかのことでお聞きしたい。総務課長にお聞きしたいのですが、先ほどの基金の
積み立ての問題でお聞きしたいと。財政調整基金に……

○議長（野村 洋君） 17ページでしょうか。

○2番（堀合哲哉君） はい、議長、そのとおりでございます。17ページ、財政調整基金積
立金2億円ほどが積み立てることになりました。年度末総額でどのぐらいになる予定でしょ
うか。

○総務課長（片野 滋君） お答えいたします。

積立金、財政調整基金でございますが、21年度の年度末でもって残高が7億9,377万7,000
円と、これが21年度末の現在高でございます。それと、22年度当初予算で財政調整基金から
1億円の繰り入れを予算計上しましたが、これについては執行せず戻しましたので、年度途
中これまでは移動がございませんでした。それで、今回予算計上してございます財政調整基
金に2億482万円、これでもって今現在の残高につきましては9億9,859万7,000円と、この
ような金額でございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） 結局今後執行精査すると、また出てくるのかなと。また出てくると
予想される額というのは一切わからないでしょうか。このままでいくと、10億は超えるだろ
うとは思うのですけれども、おおよそのぐらい。後で総務課長がこう言ったから、うそだっ
たとか、そういうことは私言いませんから、おおよそでいいです。

○総務課長（片野 滋君） 例年でございますとこの年度末、今回も3月議会、今回の補正、
この12号議案でもって大体4,000万くらいの一般財源は浮かせているのですが、さらにこれ
を3月末、それからいわゆる専決処分でもって補正減を行います。例年これまでの状況から
すると、専決処分時においては1億5,000万から2億くらいと、その間で推移するのでなか
ろうかと思っております。仮に1億5,000万という金額が積み立て可能とすれば、総体は1
億5,000万程度と、このようになると思われます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） これは、新年度予算の中でもう一度お聞きしたいと思っております
けれども、結局当初佐藤町長は10億というのを数字的に出したと、私は聞いたことございま
す。10億を優に超えているわけです。木古内町あるいは松前町の例をとると、職員の給与の
減額幅を圧縮してきているのです。それで、松前はゼロに、もとに戻すのです。ですから、
これだけ当初の私どもに説明した額から大幅に出た場合、真っ先に職員給与を、全額戻すとい
うことはできないかもしれないけれども、幾らかでも戻すという努力が私は必要だと思う
のだけれども、この点についてどう考えているのですか。最初から変わってしまうと、何か

積み立ててくると、人間預金が増えるとうれしくなってしまうと、また積みたくなると、こんな感じで自治体運営されたらたまったものではないです。だから、その辺のところをお聞きしたいなと。職員給与の幾らかでもの復活をどのように考えているのか。そのことを簡単でいいですから、答えていただきたい。副町長でいいです。

○副町長（増田裕司君） お答えします。

この財政の運用というのは、なかなか計算どおりにいかないということをまずもってご理解いただきたいと思うのですが、この10億の台を超すということの背景はいろいろございます。これは、新年度の予算の中でも担当のほうから説明があろうかと思いますが、予期せぬ事態、プラスの要因の予期せぬ事態もございました。それらも含めて、結果として10億を超しました。

当初の目的に達したのに職員給与を戻さないのですかというお話でございますが、これも新年度の予算とも関連いたしますが、構造的には財政の要因というのは変わっていないというふうにとらえておまして、たまたまよその町では7年、8年かけて5から7%前後の職員給与の削減を一通り行政改革の効果と相まって成果を見て一定の区切りをつける時期だという判断をして戻しているわけなので、私どもの見解としてはまだそこまでは至っていないと。しかし、次年度以降今の削減率をそのまま継続するかということについては、いろいろもう少し議論をする必要が、今年の秋ごろまでに一定の整理をしなければならないと。3カ年という職員給与の削減について職員組合とも合意をして、本年度もこれで約束した以上いくという回答をもらっていますので、本来であればというか、約束事、言ったのだから1でも2でも戻せというような要求は来ておりませんので、ありがたくここは受けさせていたでいて、3カ年の給与削減に協力をいただいていると、こういうことでございます。

○2番（堀合哲哉君） ほかにありますか。よろしいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） はい、どうぞ、もう一度。

（「さっき一たん終わったんで、いいんですか」の声あり）

○議長（野村 洋君） いいですよ。

○2番（堀合哲哉君） せっかく削除までしたグリーンピア大沼についてのデジタルの部分で、一切本会議でないというのは非常に何か寂しい感がいたしますので、一、二点お聞きしたいと思います。

私、この問題が予算提案されたときに質問したと思っております。そのときに私が言ったのは、グリーンピア大沼にデジタルテレビを設置するならば、ほかの町の施設はすべて入っているのですかと、町でやっていますかというお話を聞きました。副町長は、その後調査をして、それでもし落ちているものがあれば、自分で買えと言いたいのか、落ちているところがあれば町できちっと責任を持ちますよという意味の前向きな答弁をさせていただいたのです。それで、落ちているところはあったのだろうか、ないのだろうか。要するにグリーンピアに、たとえ半額はグリーンピアで支払ってもらおうという契約に了承されればそうなります

よね、今。どうなのでしょう。ほかの施設を含めてやっぱりきちっとしないと、やっぱり行政としてはだめでないのかということで、これからの施設で落ちている分、その分について私はきちっとしていただきたいと。例えばここはデジタルテレビでしょう、この購入。施設の中でチューナーを入れているところがあるの。見る頻度が低いところは、私はチューナーでもいいと思う、施設で。でも、頻度の高いところでチューナーでほうっておいたらだめですよ、やっぱり。そういうことを私はやっていただきたいと思うのですが、その辺もう一度副町長のお考えをお聞きしたいと思っております。

○副町長（増田裕司君） お答えします。

今堀合議員がおっしゃった時点で、私は少し勘違いをしていた部分もありまして、実は全施設、テレビの台数があるところには調査をして、チューナーで対応するところを含めて対応は終わってございます。ただ、今堀合議員がおっしゃったようにその施設にチューナー対応でいいのか、あるいは大きさがどうなのか、いろいろございますが、まずは今年の7月のデジタル移行に伴うアナログ放送が見れないという事態は回避をされております。ただ、例えばちゃっぷ林館のところがチューナーで見れるからいいのか、あるいは保育所はどうなるとかという箇所ごとの問題はあろうかと思いますが、更新時期等をあわせまして、場所場所で一律に更新をするということではなくて検討をしていく課題だろうと思っております。ということでございます。

○2番（堀合哲哉君） 非常に副町長がこう言ったら、必ず実現されると私は思っておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それで、もう一点だけ、確認の上でお聞きしたい。今テレビを入れます、グリーンピアに。テレビは、町のものだと思うのです。だと思うのだけれども、それで施設の中でこれは役場のものだというものというのは、大きい本体のものだと思うのです。その今のテレビというのも多分今回は……今までもそうなのか、そうなるのだろうと。そうすると、あのホテルの中でホテル持ちというのは一体何なのか。例えばあそこはホテルですから、ベッドもありますよね。ベッドも町持ちなのだろうか。食器は違うだろうと。よくわからない。什器等は書いています、ここに除外するとか。その辺で、テレビとその他それに類するある程度のもの、あるいはある程度価格の張るもの等々というのは森町の財産なのだろうか。森町が所持するものなのだろうか。その辺のことについて、この機会にお聞かせいただきたいと。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

まず、資料の12を提出してございます。その中で、2ページの協定書下段でございます。ここにアンダーラインで記載をしてございますが、契約当初の前に協定書があるわけでありまして、その中で什器、備品類、償却資産等につきましてはグリーンピアさんのほうにそのまま譲渡するということになりますので、テレビにつきましてもこれにつきましてはグリーンピアさんのほうに譲渡をしているということになってございます。それに伴いまして、その修理ですとか補充ですとか更新、廃棄につきましてはグリーンピアさんで行っていただくということが原則ということととらえてございます。

以上でございます。

○2番（堀合哲哉君） そうすると、今回の補正というのは、結局グリーンピアサイドがテレビを入れますと、それに町が補助を出してあげましょうということによろしいですね。

それと、もう一点、あわせて聞きたいのは、そうすると要するに17条の関係なのです。17条の関係で追っかけていけば、何でもかんでもということにはなりませんけれども、ある程度協議をすれば、かなり要求は受けますよという種類のものになってくるのではないのかと。何でもオーケーというわけにはいかないの、その辺である程度の決まり事があるはずなのです。ですから、その辺をしっかりとやらねえと、もう大変な事態なのです。ですから、町からのいわゆる基金を利用して、それを取り崩してグリーンピアのほうのそういう工事に回すとか、そういうのがこれからどんどん、どんどん出てくるのではないかと。だから、その他事項の17条、協議事項については本当にしっかりとやらねえと、結局町の要するに財政出動ですか、これがどんどん、どんどん増えていくと。これは、私の個人的な予想も含めて言っています。その辺でどうなのかと。将来見通しを含めてお話しください。

○企画振興課長（伊藤 昇君） お答えいたします。

先ほどちょっと私のほうで説明不足がございまして、あくまでも不動産賃貸借契約の中のこのたびの案件につきましては、国の政策上現在あるテレビが見れなくなるということが根底にございまして、そのための費用のことでございました。この中で、先ほど議員さんのほうからおっしゃられました17条の規定でございしますが、これは17年の3月の時点で地デジ化になるということが予測がついてございせん。その中で、ここにも書いてございますが、甲乙誠意を持って協議を図るということになってございしますので、この条項をもって協議をしたところでございます。なお、上段の資料の2ページでございすけれども、7条の中で施設の維持補修という部分がございまして、これにつきましては下段に書いてございす森町としましては大規模修繕ということで、ホテル棟の躯体等この4点につきまして契約の中でうたっていると。それに至らなかった場合には17条の協議事項ということの規定をされてございすので、これをもとにしまして今回の協議を図ったということでございす。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第14、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第13号

○議長(野村 洋君) 日程第15、議案第13号 平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(佐藤 洋君) それでは、議案第13号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,310万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億8,075万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節4医療給付費分滞納繰り越し分992万3,000円は、滞納繰り越し分を増額補正しようとするものでございます。

次に、款3国庫支出金、項2国庫補助金、目2特別調整交付金、節1特別調整交付金の49万円は、北海道国保連合会システム改修経費に対する町負担に伴い、国より負担金が10割補助されるものでございます。

次に、款5前期高齢者交付金の241万1,000円につきましては、平成22年度前期高齢者交付金の額が確定したことにより補正するものでございます。

次に、款6道支出金、項2道補助金、目2特別調整交付金、節1特別調整交付金の17万9,000円は、インフルエンザ予防接種において季節性分に新型分が追加となったことにより単価アップしたため、国より負担金分が増えたことにより道補助金も増加したものでござい

す。

次に、歳出に入らせていただきます。８ページをお開き願います。主なものについてご説明を申し上げます。款１総務費、項１総務管理費、目２連合会負担金、節１９負担金補助及び交付金４９万円は、歳入でも説明しましたように国保連合会システムが改修されることにより、各市町村負担金が追加となったことにより増額となったものでございます。

次に、款２保険給付費、項２高額療養費、目１一般被保険者高額療養費、節１９負担金補助及び交付金１,７６６万６,０００円は、一般被保険者の高額療養費の支出見込み増を増額補正するものでございます。

款７共同事業拠出金、項１共同事業拠出金、目１高額医療費拠出金、また下段の目２保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、拠出金の額が確定したことによりそれぞれ減額補正するものでございます。

次に、１０ページをお開き願います。款８保健事業費、項２保健事業費、目１保健衛生普及費、節２８繰出金の１３９万５,０００円につきましては、今年度インフルエンザ予防接種において全世代において国の補助制度が設けられたため一括事業を実施することになり、そのため国保被保険者分も一般会計に繰り出して事業費に充てようとするものでございます。

最後に、款９諸支出金、項１償還金及び還付金、目２償還金、節２３償還金利子及び割引料８６３万２,０００円は、平成２１年度分療養給付費負担金精算分でございます。

以上、森町国民健康保険特別会計補正予算について説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第１３号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第１３号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第１５、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第１４号

○議長（野村 洋君） 日程第１６、議案第１４号 平成２２年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第１４号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,046万6,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について説明申し上げます。最初に、一番下段の款4繰越金は、平成21年度分の繰越金でございまして、今回29万6,000円を計上し、上段の款1後期高齢者保険料、目2普通徴収保険料27万円と中段の款3繰入金、目1事務費繰入金、節2事務費繰入金2万6,000円を減額しようとするものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費1,000円は、職員共済組合費の端数調整分でございます。

下段の款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、繰越金によるその他財源と一般財源の財源内訳の変更となっております。

以上、森町後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第15号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第15号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものでございます。

歳入歳出の補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,734万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億1,468万1,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書により説明申し上げます。4ページをお開き願います。歳入について主なものを説明申し上げます。款4国庫支出金から款6道支出金までは、歳出の保険給付費の減額に伴い、ルールに基づき国の負担金、補助金や支払基金交付金、道負担金等を減額補正するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。2段目、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1介護給付費繰入金の減額456万7,000円と一番下段の款8繰入金、項3基金繰入金、節1準備基金繰入金のマイナス637万6,000円も保険給付費の減額に伴い減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。8ページ、歳出に入らせていただきます。主なものについて説明いたします。2段目の款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目5施設介護サービス給付費、節19負担金補助及び交付金マイナス2,800万円と下段の款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節19負担金補助及び交付金のマイナス950万は、給付費の見込みによる減額をするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。上段の款2保険給付費、項3その他諸費、目1審査支払手数料、節12役務費の12万円の補正は、審査件数の増による国保連合会審査支払手数料を増額するものでございます。

以上、森町介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第18、議案第16号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に242万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,996万2,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。事項別明細書4ページ、5ページをお開き願います。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、これから歳出で説明いたします費用への充当分でございます。

次に、款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、介護実習費用が主なものでございます。

次に、歳出でございます。事項別明細書6ページ、7ページをお開き願います。上段の款1総務費、項1施設管理費の目1一般管理費、節4共済費と節7賃金は、人件費精査によるものでございます。節11需用費の175万5,000円は、燃料費の価格アップと今冬の冬の状況による使用料増の増加によるものでございます。また、修繕料も除雪機等の修繕、それから暖房用の給湯ポンプの修繕でございます。

下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節2給料から節4の共済費までは、人件費の一部精査でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第19、議案第17号 平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第4回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ697万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4,371万5,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開きください。歳入でござい

ますが、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料の1,138万の減額につきましては、ホタテのへい死による加工具出荷量の減少と出荷時期のおくれによりウロの受け入れ量が減少したことによるものでございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金の8,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金の運用利子の計上でございます。

続きまして、款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金の439万3,000円の増額につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金から繰り入れをするものでございます。

次に、6ページをお開きください。歳出でございますが、款1総務事業費、項1総務事業費、目1総務事業費、節2の給料から節7の賃金までにつきましては、人件費の精査によるものでございます。節11需用費の27万円の減額につきましては、主に節における電気料の減額によるものでございます。節13委託料の647万9,000円の減額でございますが、ウロの受け入れ量の減少により試験処理委託をするウロの量も減少したことによるものでございます。節25積立金の8,000円の増額につきましては、先ほど歳入でご説明いたしました運用利子の増額分をホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金へ積み立てをしようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第17号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第18号

○議長（野村 洋君） 日程第20、議案第18号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、議案第18号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第5回目の補正となるものでございます。

第2条、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出、第1款病院事業費用、既決予定額10億7,612万6,000円に857万5,000円を減額補正し、10億6,755万1,000円にしようとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。事項別明細書によりご説明いたします。支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費、補正予定額857万5,000円の減額補正は、人件費精査によるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第18号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号

○議長（野村 洋君） 日程第21、議案第19号 平成22年度森町公共下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第19号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町公共下水道事業会計予算の第3回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億396万5,000円から1,483万6,000円を減額し、収入予算総額を3億8,912万9,000円に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億409万2,000円から1,044万5,000円を減額し、支出予算総額を3億9,364万7,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本分括弧書き中の既決予定の当年度分損益勘定留保資金1億8,477万5,000円を当年度分損益勘定留保資金1億8,912万7,000円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の2億7,074万6,000円から2,251万円を減額し、収入予算総額を2億4,823万6,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億5,552万1,000円から1,815万8,000円を減額し、支出予算総額を4億3,736万3,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条、企業債につきまして、予算第6条、企業債の借り入れ限度額1億2,940万円から9,560万円にしようとするものでございます。

2ページをお開き願います。第5条、他会計からの補助金につきまして、予算第9条の一般会計から補助を受ける金額のうち、企業債利息支払い金の既決予定額を9,000万1,000円から113万2,000円減額し8,886万9,000円に、同じく経営健全化補助金の既決予定額を2億2,242万6,000円から1,360万6,000円減額し2億882万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金1,473万8,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

次に、支出につきまして、6ページをお開き願います。支出の款1下水道事業費用、項1営業費用、目2処理場費637万2,000円の減額は、処理場に流入する汚水の水質負荷の減少等から運転処理の軽減が図られたことにより動力費、薬品費、委託料の事業費が減少したことによるものです。

同じく下段の項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取り扱い諸費279万8,000円の減額は、利率の確定や一時借り入れ期間の短縮等による精査となっております。

次に、7ページの資本的収入及び支出の収入についてであります。収入の款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債3,380万円の減額は、下水道管渠工事实施のために国より借り入れる起債額を執行状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

同じく項3出資金、目1他会計出資金453万5,000円の増額は、下水道環境整備事業費の一部に地域活性化・公共投資臨時交付金を充当したことから既決予定額の一般会計出資金の精査によるものです。

同じく項4受益者負担金、目1受益者負担金735万5,000円の増額は、受益者から納付を受ける負担金の一括納付等の促進によるものです。

次に、8ページの支出についてであります。支出の款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費1,815万8,000円の減額は、主に業務委託の執行精査と下水道管渠新設工事の執行精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第19号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第21、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 次回は3月8日午前10時開会とします。

延会 午前11時50分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年3月7日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成23年第1回森町議会定例会3月会議会議録（第2日目）

平成23年3月8日（火曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時02分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 町長の町政執行方針の表明
教育長の教育行政執行方針の表明
- 3 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第23号 平成23年度森町一般会計予算
議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算
議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 発議第 1号 議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 5 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 6 発議第 3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 7 発議第 4号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議員の派遣について
- 9 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長	22番	野村 洋 君	副議長	1番	青山 忠 君
	2番	堀合 哲哉 君		3番	長岡 輝仁 君
	4番	黒田 勝幸 君		5番	木村 俊広 君
	6番	加藤 玲子 君		7番	宮本 秀逸 君

8 番 川 村 寛 君
 1 0 番 清 水 悟 君
 1 2 番 杉 浦 幸 雄 君
 1 4 番 坂 本 喜 達 君
 1 6 番 服 部 勝 見 君
 1 8 番 小 杉 久美子 君
 2 0 番 東 秀 憲 君

9 番 佐々木 修 君
 1 1 番 坂 本 元 君
 1 3 番 中 村 良 実 君
 1 5 番 菊 地 康 博 君
 1 7 番 三 浦 浩 三 君
 1 9 番 西 村 豊 君
 2 1 番 前 本 幸 政 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	佐 藤 克 男 君
副 町 長	増 田 裕 司 君
総 務 課 長	片 野 滋 君
総 務 課 参 事	佐々木 陽 市 郎 君
出 納 室 長	木 村 浩 二 君
防 災 交 通 課 長	清 水 雅 信 君
契 約 管 理 課 長	竹 浪 孝 義 君
企 画 振 興 課 長	伊 藤 昇 君
税 務 課 長	泉 一 法 君
収 納 管 理 課 長	若 松 幸 弘 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 洋 君
保 健 福 祉 課 参 事	成 田 研 造 君
住 民 生 活 課 長	竹 内 明 君
環 境 課 長	横 内 仁 司 君
環 境 課 参 事	木 村 哲 二 君
農 林 課 長	山 田 仁 君
水 産 課 長	島 倉 秀 俊 君
商 工 労 働 観 光 課 長	金 谷 孝 己 君
建 設 課 長 補 佐	岩 瀬 英 一 君
建 設 課 長 補 佐	小 池 勝 弘 君
建 設 課 長 補 佐	小 井 田 徹 君
上 下 水 道 課 長	石 島 則 幸 君
教 育 長	磯 辺 吉 隆 君
教 育 次 長	香 田 隆 君
学 校 教 育 課 長	芳 賀 幸 則 君

社 会 教 育 課 長	澤	口	幸	男	君
体 育 課 長	谷	口	方	規	君
給食センター長	坂	尻	正	純	君
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
さわら幼稚園長	木	村	康	則	君
さくらの園・園長	釣		隆	吉	君
病 院 事 務 長	大	久 保	善	之	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	松	川	眞	也	君
砂 原 支 所 長	輪	島	忠	徳	君
町民サービス課長	野	田	勝	正	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本	間	一	男	君
事 務 局 次 長	藤	田	司	志	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 町長の町政執行方針の表明
教育長の教育行政執行方針の表明
- 2 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第23号 平成23年度森町一般会計予算
議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算
議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、議会が成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、青山忠君、2番、堀合哲哉君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により議長から説明のため会議に出席を求めたもの及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明

○議長（野村 洋君） 日程第2、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

まず最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。それでは、平成23年度の町執行方針を発表させていただきます。

I はじめに

平成23年第1回森町議会定例会3月会議にあたり、町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べさせていただきます。

平成20年10月、町政史上かつてない混乱と激震のなかで、さらに町財政が危機的状況を迎えていたそのときに、町長という重責を担わせていただき、爾来2年半を迎えようとしております。

私が就任した直後、町財政の健全化が待ったなしの緊急命題ではありましたが、それよりも何よりも、想像もしていなかった「予算編成さえ困難」という財政の実態がありました。

この間、多くの町民の方々からご理解と叱咤激励をいただきました。また、一方では福祉切捨てという指弾も受けてまいりましたが、「町民生活の維持・向上を図る基盤は、健全な財政があつてこそ」という信念のもと、町民各位、関係業界・団体、職員・家族をはじめ、広範な方々のご協力のもとに町政の舵取りを進めてまいりました。

現段階において町の財政は、国からの各種臨時交付金や地方交付税など想定外の好影響も反映し、当面の危険水域から離岸しつつあり、町民各位、関係各位の皆さまのご理解・ご協

力に深重なる謝意を申し上げる次第です。しかしながら我が町の実態は構造的に収支バランスの均衡を欠いていることから、今後の国家財政や高齢化社会、合併による優遇策の期限到来、また時々求められるでありましょう各種政策や地域振興策等の財政需要を踏まえ、着実に行財政改革を推進しつつ効果的・効率的な自治体運営に努めていく所存であります。

森町は今、行財政や旧癖を改革し、未来に羽ばたく郷土にするために大事な時期であり、将来への投資や計画と同時に、行財政改革の具体化を提起しております。業務・施策を常に点検・改善していく感性、姿勢を身につけ実行できる役場づくりを目指してまいりますし、町民の皆さまにも「普通のまち」づくりへの「チェンジ・チャレンジ」に参画いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの改革推進と並行して、福祉や子育てなどの町民サービスが向上していく姿を示しながら、不安なく着実な推進が図られる説明や周知策にも工夫してまいります。

本年度予算は、財政の健全性に配慮しつつ、懸案であった緊急性・優先性・将来性を踏まえながら事業選択を行い編成いたしました。

この結果、一般会計の予算規模は8,855,348千円となり、前年度比較で33,432千円の減、特別会計・事業会計を含めた全会計では、16,099,356千円、前年度比較で2,122千円の増となり、いずれもほぼ前年度並みの水準となっておりますが、細部につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、申し述べましたが、施策の実現にむけて、ご理解とご協力を賜りますよう、町民の皆さま、町議会議員の皆さまにお願い申し上げます。

Ⅱ 主要施策の推進

私は町政の推進に当たり、森町総合開発振興計画（愛称：森世紀21プラン）を基本として取り組んでまいります。以下、分野別に申し述べます。

健康・福祉・ふれあいのまちづくりについて申し上げます。

【保健・医療】

〈保健〉

子宮頸がんや小児の細菌性髄膜炎を予防するためには、子宮頸ガン予防ワクチン、ヒブワクチン（インフルエンザ菌b型）及び小児用肺炎球菌ワクチンが有効です。保護者の負担を軽減し、幼い子どもや将来、母親となる女子の健康を守ることを目的に「子宮頸ガン等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金」を活用し、任意予防接種事業として、ワクチン接種費用を無料助成してまいります。

女性特有のがん検診について対象者の無料化を継続し、インフルエンザ予防接種については65歳以上の高齢者を対象に、低所得者の無料化を実施してまいります。

健康寿命の延伸を図るため国が策定した「健康日本21計画」に連動して、昨年度から（仮称）森町健康づくりアクションプランの策定に取り組んでまいりました。この計画は、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という考えに立ち、個々人の状態に応じた健康づくりに取り組めるよう、町や健康に関係する団体、民間グループ等が連携を深め、町全体の

健康度が高まることを目指すものであります。

本年度は、具体的な目標設定やアクションプランづくりのため、関係者による策定委員会の審議を通じて策定してまいります。

森町の幼児の虫歯は全国と比較すると多く、年々増加している状況にありましたが、現在では、全ての保育所・幼稚園等で歯みがき学習会やフッ素塗布等の歯科保健事業を実施しており、虫歯の治療率が高くなるとともに虫歯が減少傾向にあります。本年度、北海道健康づくり財団との連携により、（仮称）「健口フェス」を開催し、歯科保健活動を展開してまいります。

自殺予防対策にあたっては、近年の自殺者増加に対する国・道の対策が強化されており、当町においても関連事業の指定を受け、さらに自殺予防の推進を図ってまいります。

〈国保病院〉

森町国民健康保険病院は、患者数の減少等により大変厳しい運営状況にあると同時に、医師数においては未だに医療法の基準に達しておらず、大学をはじめとする様々な先生方のご支援のもとで病院機能をなんとか維持しているというのが実状となっております。

町民の安心、安全のためには、まずは医師確保を最優先とし、今以上の病院機能の充実を図り、医療を通して地域に貢献できることを柱に取り組んでまいります。また町民の皆さまや当院の運営委員会等からの意見を踏まえ、国保病院だからできる、国保病院しかできない医療サービスの構築を目指してまいります。

【地域福祉】

地域において「一人の不幸をみのがさない住みよい町づくり」を合い言葉に、地域・町内会・障害当事者組織・民生・児童委員、関係福祉団体・ボランティア関係者などが社会福祉協議会を中心にして、様々な献身的・奉仕的活動を展開しています。今後の地域づくりにおける役割は益々重要になっており、連携を図りながら地域福祉を進めてまいります。

【次世代育成】

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備に努め、少子化対策としての「ことぶき出産奨励事業」を継続してまいります。

懸案であった学童保育事業については、昨年12月から小学生の低学年児童を対象に、民間運営により実施しております。共働きなどのため、放課後の保育が受けられない児童を対象に、放課後や学校休業日の居場所を提供し、その健全な育成と充実に取り組んでまいります。

保育所運営につきましては、保育環境の変化に対応し、家庭との連携を強めながら、多様化するニーズに対応できるように努め、円滑な運営を図ってまいります。

保育事業全般の方向性など、運営形態（民間移管等）のあり方、中長期的な全町的な保育基本計画の策定を進め、計画的な保育行政の推進及び幼保一元化等子ども園との整合性にも留意してまいります。なお、本年度において、尾白内保育所の排水設備工事を実施いたします。

【高齢者福祉】

森町福祉マイレージモデル事業を継続し、町内会及び個人ボランティア等の皆さまと協働で実施してまいります。また、認知症サポーター養成講座は、当面1,000名のサポーター養成を目標に講座を開催しており、既に800名を超えるサポーターが誕生しています。引き続き関係団体・町民の皆さまの受講を呼びかけてまいります。

森町高齢者保健福祉計画は本年度が計画見直しの年であり、高齢者の介護予防や生きがい対策事業等について、総合的に事業の点検・評価を行った上で、見直すものは見直し、必要なものは継続してまいります。

配食サービス事業については、独居高齢者等の増加や買い物環境の悪化等を踏まえて、サービス提供数を1日25食から最大50食に拡大し、配食が必要とされる高齢者へのサービス拡大を図ってまいります。

平成21年度まで実施してきた福祉タクシー事業については、高齢者の在宅生活を支える外出支援制度の一環としてとらえ、新たに外出支援サービス事業として実施してまいります。

【障がい者福祉】

国における障害者施策の見直し等を踏まえ、本年度で終了する森町障がい者基本計画と森町障がい者福祉計画について、次期両計画の策定作業を進めてまいります。

また、町内における障がい者福祉サービスの充実を図るため、社会福祉法人等による障がい者福祉事業の展開が予定されており、実施に際しては積極的に支援してまいります。

【さくらの園】

高齢化の進展に伴ない入所者の在園年数の長期化、介護度の上昇等が顕著になってきていますが、利用者本位のサービス提供に努めてまいります。

老朽化した施設・機器等の維持・更新を図りつつ経費の節減と効率的な運営にあたるものとし、本年度においては、汚物処理機の更新を行なってまいります。

また、ボランティアや関係組織・団体、他施設との連携を図るとともに、情報交換や職員の資質向上に努め、施設運営の充実を図ってまいります。

なお、短期入所（ショートステイ）の増床等、経営改善策については、投下資金を含めた将来推計など総合的な検討が必要であることから、経営形態のあり方の議論と並行して検討・協議してまいります。

【社会保険】

〈国民健康保険事業〉

高齢化や高度医療技術の普及による医療費の増加、また景気低迷による失業や収入減などによる収納率低下など、国保事業会計はますます厳しい状況となっております。

本年度より税率と限度額が改定されますが、歳入不足額は依然として多額であり、決算状況により赤字解消へ向けた対策を検討・推進してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

国保制度を維持することは国保被保険者の健康を守ることであり、福祉施策の一環としても位置づけ、制度の維持・改善に向けて各級機関への働きかけを強めてまいります。

後期高齢者医療制度については、制度が始まって3年が経とうとしておりますが、75歳以上の高齢者を現役世代と切り離したことで制度への批判が高まり、国においては廃止を前提とした見直し論議が交わされていることから、現行制度の適正運用に努めつつ、見直し論議を注視してまいります。

〈介護保険事業〉

介護認定者の増加と共に介護給付費が増加の一途をたどり、介護保険財政は厳しい状況にあり、介護サービスの適正給付と財源確保に努めてまいります。

今年度は第4期森町介護保険事業計画の最終年度となっておりますので、高齢者福祉計画と一体として策定してまいります。新規の介護サービス事業等については、介護保険事業計画と照らし合わせながら適正な運用を図ってまいります。

産業・活力 はつらつとしたまちづくりについて申し上げます。

【農業】

昨年の農業は、春の低温多雨、7月以降の記録的な高温多雨により農作物の品質低下・減収となり、また畜産では猛暑による脂質低下などがあり、さらに宮崎県で発生の家畜伝染病「口蹄疫」、全国で野鳥からの高病原性鳥インフルエンザのウイルスが確認されるなど、緊張した情勢が続いており、関係機関との連携により家畜伝染病の警戒・監視体制の強化と衛生管理等の徹底を進めてまいります。

戸別所得補償制度のモデル事業が米作においてスタートしましたが、価格の不安定化、生産資材価格の高止まりなどで所得向上へは繋がらず、古米在庫を多く抱え新米価格が下落している状況もあり、本年度からの本格実施にあっても財源等の課題も多く、不安定要素を抱えたままの制度と言わざるを得ません。

国の戦略として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」には、食料自給率の向上による安定供給が明記されておりますが、現在参加へ向けた議論がされている環太平洋経済連携協定（T P P）次第では、計画の大きな修正が必至となります。確かな農業強化策の基本方針が不明確な現状においては「農業改革と両立させる道筋」への慎重な対応等、各種機会を通じ反対の意思を明確にしてまいります。

水稲の作況指数は北海道で98（やや不良）でしたが、管内は104（やや良）となりました。道産米は、首都圏の試食会においても好評を博しており、他産地と対抗しうる良品質米の作付けを奨励してまいります。併せて直播による省力化の奨励、収穫時の作業受委託を支援し、耕作放棄地解消の取組を進めてまいります。

畑作・果樹では、馬鈴薯の共選・低温保管施設が本格稼働し、高品質が市場に評価されました。本町の地理、気候の優位性を活かした安定作物として奨励してまいります。南瓜については、連作障害が課題であり、スイートコーン、プルーンについては、「ブランド」としての振興、作付けが広がっている「タマフクラ大豆」を特産として奨励してまいります。

施設野菜では、トマトの作付けで障害が見られることから、生産者、農業試験場、改良普及センターと連携しながら対応してまいります。

畜産では自給飼料の生産向上によるコスト削減・所得向上と耕畜連携による畜産業を推進し、酪農では関係機関と連携した乳製品の消費拡大運動の推進、肉用牛では好評であるＪＡブランド「はこだて和牛」、養豚ではＳＰＦ無菌ＳＰＦ豚の普及拡大に努めてまいります。

地域ブランドを活用した農商工連携においては、地元の生産物により展開される「食ＫＩＮＧ市」・「三業まつり」・「道の駅」等での販売・宣伝活動を積極的に取り組み、地域ブランドの活用による特産品化や、「良質・安全・安心」に関心の高い消費者ニーズに応えるため無農薬、減農薬、有機化等を推進し、有利販売の拡大を進めてまいります。

農業基盤整備関連にかかる国の予算は、昨年度に続き大幅に削減されておりますが、農業農村整備事業については濁川地区の中山間地域総合整備事業、駒ヶ岳地区については経営体育成基盤整備事業をもって整備してまいります。

平成16年度に完成した土地改良財産である「濁川防災ダム」は、地方分権一括法の施行等により、北海道からの譲与を受けて、本年度から普通河川管理者である森町が管理することとなり、地域防災にあたりつつ、適正・効率的な維持管理に努めてまいります。

【林業】

景気回復の遅れによる住宅着工件数の落込みや、製造業を中心にみられる梱包用製材から再利用可能な資材への変化など、木材の需要と価格は依然として低迷しておりますが、地球温暖化防止、国土の保全や水資源かん養、生態系の保全と文化創造機能など森林の多面的な機能の評価は益々高まっております。

昨年は、森町産業・経済活性化協議会（もりまち産・官サミット）の事業として、町内の各種団体のご協力により、「森林づくりから豊かな海づくり」運動として、石倉町有地内の川沿いに地域の小学生、父母、漁業関係者、協議会構成員等によりミズナラを植栽してまいりました。今後とも機会をとらえ植栽運動を取り組んでまいります。

林業生産活動の活性化と計画的な森林整備を進めることを目的として、「下刈・除間伐等・枝打ち」の保育事業に対して、本年度から町独自の新たな補助制度を設けることといたしました。森林所有者への周知を図り、緑豊かな「森町」づくりを進めてまいります。

森林整備等の推進については、引き続き森林の整備、治山事業、保安林機能の維持・管理等に取り組み、また木炭生産の振興については、道内一の生産量にある木炭生産の振興と間伐材の有効活用を推進してまいります。

【漁業】

昨年の北海道漁業は、記録的な猛暑による海水温上昇の影響とみられる、サケ・サンマ・イカなどの不漁により漁獲量が大幅に減産となったうえ、消費低迷、デフレ進行による魚価安、消流の停滞など厳しい経営環境におかれております。

森町では、サケは昨年度の約６割程度の水揚げにとどまり、主要漁業であるホタテ貝養殖漁業においても海水温上昇の影響と思われる稚貝の斃死（へいし）や貝の成長不良など、さらにザラボヤの異常発生も依然続いていることから国・道に対する支援継続を働きかけながら、関係研究機関等と連携し、生態の解明、駆除にむけて取り組み、併せて付着物処理料の

減免など町独自の支援策を講じてまいります。

また、厳しさを増す経営・資金繰り面への対策として、各種融資資金に対する利子補給の措置を継続してまいります。

スケトウダラの水揚げは、近年にない豊漁となりましたが、高値の時期にTACによる漁獲制限がかかったため、国に対し漁獲量の拡大等を要請してまいります。

つくり育てる漁業については、広域事業として実施しているマツカワカレイの放流増殖事業が5年を経過し、当町においても漁獲量が増加しており、その成果が顕著に現れております。

クロソイ中間育成放流事業についても、引き続き関連機関とともに事業を実施する他、今まで実施してきましたハタハタの増養殖試験礁調査事業について、本年度は北海道が事業主体となってハタハタ礁適地調査事業が実施されることになっております。

また、漁協青年部が取り組んでいるナマコ増殖事業など新たな分野へのチャレンジを積極的に支援するとともに、次世代の漁業を担う後継者定着事業のサンデークルージング活動などを支援してまいります。

さらに、教育機関等との連携・協力を図りながら、水産業にまつわる食育・PR事業の実施に努め、地域や家庭での水産物の再認識や地産地消へつながるよう取り組んでまいります。

漁港整備については、掛漕漁港における用地舗装と取付道路の新設等の整備を図ってまいります。また、マリナビジョン推進地域指定を受けている砂原漁港においては、衛生管理型漁港を前提とした国の直轄事業の継続、他漁港においても外郭施設の改良事業等の推進について、関係機関・団体との連携を図りながら、整備促進に努めてまいります。

水産系副産物の再資源化・適正処理の取組については、肥料化システムが順調に推移しておりますが、ザラボヤによる付着物の激増時期における処理対策を再点検し、検証してまいります。また、製造肥料の販路拡大につきましては、事業者と連携して進めてまいります。

ホタテ未利用資源リサイクル施設については、昨年の教訓を踏まえ、ウロの処理能力に対応した外部処理の措置を講じるなど適切な処理にあたり、今後の施設運営等について関係機関・団体等との協議を図ってまいります。

【商工業】

厳しい経済環境や購買意欲の低下など、町内商工業者の環境が依然として厳しい中、町では一昨年に引き続き景気浮揚策としてプレミアム商品券発行事業を支援し、商工会議所・商工会との連携のもと地元での消費喚起を促してまいります。

また、地元企業の経営向上と育成・発展のため、商工会議所、商工会を支援し、連携強化による商工業の活性化を促進してまいります。

さらに、現在の経済情勢により深刻な影響を受けている中小企業に対し、各種公的資金の円滑な調達や町特別融資制度の活用による企業の経営基盤強化を支援してまいります。

「楽市楽座もりまち食KING市」は、地域の地場産品や特産加工品などを販売する「朝市」として、森町民はもとより町外からも多くの方の来場をいただいております。今後にお

いては、さらなる魅力ある「市」として、本年度は道央圏の来場者の誘致をするなど、振興策の起爆剤となるよう地場製品のPRと広域観光を推進し、森町の活性化に繋げてまいります。

食の振興については、町内関連産業を始め様々な関係機関との連携・協働の下、優れた商品の開発・発掘や地域特産品の販路拡大を積極的に推進してまいります。

また、森町の豊富な農水産資源を活用した、生産者・加工業・販売業などの連携による「食クラスター活動」を盛んにし、付加価値の高い商品開発への情報提供など積極的な取組を進めるとともに、観光産業との提携・協調を図ることで地域全体の活性化につなげてまいります。

森町の地域ブランドの形成を図るため、町が所有する商標登録を事業者、生産者等に広く活用していただき、森町のブランドとして商標の全国発信を促進させてまいります。

【観光】

今日の旅行者のスタイルは、従来の「団体旅行・物見遊山型」から「個人旅行・参加体験型」へシフトしており、行政区域に囚われないエリアで関係者が協働し、当該地域の資源を活用した「着地型」の旅行商品を企画・販売するなど、滞在型観光に繋がる持続的な取組が重要となっております。

道南18市町による「みなみ北海道観光推進協議会」及び「環駒ヶ岳広域観光協議会」では、持続的な観光客増加を目指した事業展開を実施しようとしており、森町においても積極的に参画してまいります。

また、イベントのより一層の発現や新しい観光資源の発掘・開発を図り、町民の活力を生かした森町にしかない魅力の発掘など、観光協会、各団体との連携により積極的な情報発信に取り組んでまいります。

平成10年より入山を規制しておりました「駒ヶ岳登山」については、昨年条件付で解禁され、約7,900人の登山者を迎え入れており、観光経済への波及効果は大きいものがあることから、「火山防災」を踏まえた「駒ヶ岳登山」の観光活用を推進してまいります。

【雇用・就労】

昨年、一昨年と国の雇用対策事業を推進することにより、失業を余儀なくされた方々の雇用機会を創出してまいりましたが、依然として雇用情勢が厳しいことから、引き続き国の「緊急雇用創出推進事業」に取り組み、臨時職員の採用や若年者の就業支援を図り、延べ数で約2,200人の雇用を確保してまいります。

また、南渡島通年雇用促進協議会やハローワークとの連携のもと、季節労働者や失業者の就労確保、雇用情報の収集・提供、さらには勤労者の健康と安全の向上に努めてまいります。

森町の基幹産業である水産加工業を下支えしております中国人実習生は、町の活力を維持向上させていくうえで大きな力となっており、今後も外国人実習制度の健全な発展・向上のため、地域との交流を図るなど、相互理解の促進と良好な就労環境づくりを支援してまいります。

自然・環境 さわやかなまちづくりについて申し上げます。

【住宅】

公営住宅については、平成22年度に作成した公営住宅等長寿命化計画に基づき、修繕・改修等の計画的実行に努めてまいります。本年度は、昨年度に引き続き、アカシヤ団地2棟の屋根葺替工事を実施してまいります。なお、長期的には建替可能な手法を検討するものとしつつも、当面する次年度以降は、交付金事業を利用しながら計画的な修繕・改善に努めてまいります。

定住対策分譲地「からまつの森」は、呼称を「大沼高原からまつの森」として、本年度は第2次2期分譲地を中心に45区画を分譲予定であり、北海道が団塊世代の定住対策として位置づけている「北の大地への移住促進事業」と連携し、移住体験モニターを受け入れるなど情報発信に努めてまいります。また、道外への販売促進活動を展開し、併せて町内建設事業者等の利活用を促し、地域経済の循環・波及効果を高めてまいります。

【公園・広場】

各公園や広場など、いこいの場の適正な管理に努めるとともに、利用者のマナー向上を呼びかけ、またボランティアとの連携など、町民全体が守り育てる環境づくりに努めてまいります。

青葉ヶ丘公園にある樹齢百年を迎える桜樹保存については、昨年樹木医による調査を実施し、維持保存への指導を受けたところであり、本年においては調査結果に基づく保全管理に伴う環境整備や希少木の育成など、末永く愛される公園の形成に努めてまいります。

【河川・海岸】

高潮、波浪による護岸越波及び海岸侵食が進んできており、石倉海岸整備のさらなる事業の推進、鷲ノ木海岸・紋兵ヱ砂原地区海岸の侵食防止整備について、各関係機関に積極的に要望してまいります。

【環境衛生】

〈公衆浴場対策〉

お風呂のない方を対象にした「ちゃっぷ林館」への無料送迎バスの運行を継続してまいります。

〈水道未普及地域飲用水確保対策事業〉

水道未普及地域における飲用水確保対策として、本年度から「水道未普及地域飲用水確保対策事業」を実施してまいります。

この事業は、水道が普及していない地域において、水質検査や水質が良好でない世帯に対して、飲用水の検査費用、浄化・滅菌機器購入費用、井戸掘削等費用の一部を助成し、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図ろうとするものであります。なお、詳細については資料配付や説明会等を行ってまいります。

〈廃棄物処理関係〉

ごみ袋の有料化により、ごみが減少傾向にあり、地球温暖化の元凶であるCO₂の削減が

図られるとともに、資源も有効に活用されております。ひとえに、住民一人ひとりのご協力のたまものと感謝し、今後も引き続き減量、分別の徹底をお願い申し上げる次第です。

ごみの不法投棄はごみ袋の有料化前にもありましたが、有料化後には増える傾向を示しております。不法投棄は絶対許さないという強い姿勢のもと、不法投棄未然防止の啓発・パトロールに力を注いでまいります。

リサイクルプラザや最終処分場の効率的な運営を図るとともに、ごみ処理経費の削減に努めてまいります。

し尿処理施設は、昭和51年の稼動から35年が経過し、施設の老朽化が目立つことから、施設の更新について事務レベルでの検討に着手してまいります。

【上・下水道】

〈水道事業〉

下水道の普及に伴う水道未使用世帯の水道切替えについて促進を図るとともに、より一層の有収率・普及率の向上を目指して、効率的な施設の運営及び修繕に努め、安心・安全な水の供給と経営の安定に努めてまいります。

また、水道未普及地域につきましては、財政状況を勘案しながら検討してまいります。

〈下水道事業〉

供用開始から11年目を迎え、本年度は新たに処理面積で4.5ヘクタールの区域拡張と接続可能件数約20件の増加が見込まれております。

事業進捗の見直しも実施しながら、下水道普及率の向上に努めてまいります。

基盤・安全 あんぜんなまちづくりについて申し上げます。

【道路・交通】

待望久しい北海道縦貫自動車道の森インターチェンジが平成23年秋頃、さらに平成24年度には大沼公園インターチェンジが完成予定であり、これにより道央圏との交流を始め、物流の活性化など地域にとって大きな転換期を迎えようとしており、今後の地域振興策について特性を活かした観光の取組や企業立地の誘導などを推進してまいります。

今後は大沼インター線と国道5号赤井川交差点改良、また大沼インターから大沼湖畔まで通じる道道大沼公園鹿部線の未施工区間について、早期完成に向け関係機関に要望してまいります。

また、国道5号、国道278号の各交差点の右折だまりや歩道の設置についても、交通安全対策として関係機関に強く要望してまいります。

平成14年に路線バスの新規参入と撤退が自由化され、国は路線バスの補助制度を改正（縮小）したところですが、国の補助縮小が地方切捨てにならないよう、住民の生活の足である路線バスを確保するための助成を継続してまいります。

町道・農道等に架かる橋梁の多くは老朽化しているものが多く、今後補修や架け替えに国の制度を利用するためには、長寿命化計画の策定が避けられないところであります。このため、平成23年度より橋梁の点検及び計画策定に取り組み、平成25年度までに計画策定を完了

して、緊急性の高いものから順次国の制度を活用し対処してまいります。

本年度における町道の整備は、本町消防前道路、港町6号線道路、石倉5号線道路及び蛸谷地区管理道路の改修を予定しております。

【港湾】

森港の直轄港湾事業については、平成22年度より国費が従来の6割と大幅に削減され、新西港（新川地区）や東港臨港道路の供用開始が平成25年度以降になる見通しであります。8割以上進捗していることから、早急な供用開始に向けて各関係機関に強く要望してまいります。

【地域情報・通信網】

国の交付金事業による光通信網整備事業が完了し、町内全域で情報通信環境の充実が図られます。行政内部システムはもとより、学校の情報化学習など、より効率的な活用の方策について、管内の大学など教育研究機関との連携も考えながら取り組んでまいります。

濁川地区はデジタル放送においても難視聴地域となるため、地域一丸となって共聴組合を設立し、国・NHKの助成を得て共聴システム設置の事業を推進してきました。今後のシステムの維持・運営に相応の経費を要するため、本年度から共聴組合に対して経費の一部を助成してまいります。

【防災・消防・救急】

〈防災〉

災害による被害を軽減し、より安全な防災まちづくりを推進するためには、総合的な地域防災体制の確立を図ることが必要であり、研修会、学校防災教育、防災訓練、防災イベント等の事業を展開し、町民や職員をはじめ関係団体の防災意識を高め、いざという時に対応できる体制づくりに努めてまいります。

本年度は、防災行政無線の老朽化に伴い、親局操作卓、遠隔制御設備の更新を行い、災害時の情報伝達機器の整備を図ってまいります。

また、災害情報の収集伝達態勢に係る防災行政無線や駒ヶ岳火山土石流、泥流監視システム等の情報・観測機器等システムの適正な保守管理に引き続き努めてまいります。

昨年、駒ヶ岳登山の規制緩和が6月から10月まで行われ、約7,900の方が道内外から訪れましたが、駒ヶ岳火山防災について町民及び登山者の安全が求められるところであります。このことから、駒ヶ岳火山防災会議での協議を機軸に周辺1市2町との連携を図り、火山噴火防災対策事業の推進に取り組んでまいります。

〈消防、救急〉

町民の生命、身体及び財産を火災や災害から守るため、消防体制の充実と消防施設の整備強化に努めてまいります。

本年度においては、空気呼吸器・軽量ポンプ、ホースの更新整備、消火栓設置、分団における設備等の整備を図ってまいります。

複雑多様化する火災及び救急・救助活動を的確に行うには、迅速な対応、専門的な知識及

び技術が必要であり、このため職員の研修、教育機関への派遣を実施するほか、救急活動に万全を期するための活動・資器材を整備するとともに、町民や各団体に対しましては、応急手当普及員の協力を得ながら幅広い応急手当の普及啓発に努めてまいります。

また、消防団の充実強化策としましては、入団促進を図るとともに各種訓練を通して技術の向上を期してまいります。

【交通安全】

昨年の北海道における交通事故死は215人で、東京都と並んで6年ぶりの全国ワーストワゴンとなり、その215人目の交通事故死が森町の国道5号で発生し大変残念な結果となりました。

森町における交通事故の発生件数は48件で、死者数1名、負傷者数では76名となり、前年と比べ発生件数で5件、死者数で1件の減少、負傷者数では3名の増となりました。交通事故が日常化している今日、交通事故のない「安全・安心の地域づくり」を目指して、次の対策に取り組んでまいります。

町内会、関係機関、団体と連携を緊密にしながら、町民一人ひとりが交通安全を自らのことと捉え、交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの習慣づけを図り、各年代層への交通安全教室の開催、旗の波啓発、交通指導車パトロールなどの各種運動を展開してまいります。併せて、交通指導員の発掘と養成を推進してまいります。

また、交通安全施設整備として、道路区画線、カーブミラー、道路照明等の整備充実を図ってまいります。

【消費者対策】

日常生活には様々な悪質商法があり、トラブル件数は年々増加し、その手口は巧妙かつ悪質さを増していることから、消費者自らが「だまされない」ための危機意識を常に備えておく必要があります。

このような悪質商法などから身を守るための情報提供として、各種会合へのDVD等資料の貸し出しや、広報等による啓発活動を積極的に行い、安心・安全な消費者生活の確保に努めてまいります。

協働・創造 みんなでまちづくりについて申し上げます。

【コミュニティ活動】

町内会活動は地域生活のあらゆる場面で重要な役割を果たしており、自治活動はもとより社会福祉協議会との連携、また行政との協働活動など、各分野にわたって献身的な活動がなされ、敬意を表するところであります。町民各位の活動参加を呼びかけるとともに、町職員においても更なる参画を要請してまいります。

地域活動の拠点である地区会館等の整備は、逐次実施しておりますが、本年度においては、尾白内生活館の排水設備工事を実施いたします。

【住民と行政のパートナーシップ】

広報もりの紙面充実とわかりやすい森町ホームページづくりなど、情報提供の共有と内容

の豊富化に努めてまいります。また、地元商工業者の育成・振興と自主財源の確保、生活情報の提供などを目的に、「町ホームページ」及び「広報もりまち」に有料広告の掲載募集を積極的に行なってまいります。

主要公共施設への「町民の意見箱」の設置による投稿者への対応や広報への掲載など、住民目線の把握と問題の解決を図るとともに、行政と住民との相互理解を進めてまいります。また、各種委員会等住民参画機会の充実に努め、町民と行政の協働によるまちづくりを推進してまいります。

わがまち振興事業は、独創的・個性的な事業や新たな発想での事業展開・研修等幅広い活動への支援を図ろうとするもので、地域づくりと人づくりを目指すものであり、積極的な応募・活用が期待されることです。

指定管理者制度による各種施設等の運営については、実績等を踏まえた検証と条件整備を図り、民間活力の導入による住民参画を一層推進してまいります。

【自治体経営】

〈行財政改革〉

行財政改革については、昨年度策定された第2次となる「森町行財政改革大綱」と「森町集中改革プラン」に基づき取り組んでまいりました。平成26年度までの計画期間での、事務事業の改善策や実施のあり方などの検討を一層加速させてまいります。

特に、集中改革プランにおいて重点事業としている「給食センター」・「さくらの園」・「保育所」の3事業については、民営化などによる抜本的見直しが急務となっており、本年度において、その取組方策やスケジュールを確定し、推進作業に鋭意取り組んでまいります。

〈グリーンピア大沼〉

グリーンピア大沼とは、昨年契約を更新したところですが、設立当初の福祉目的と公益性を確保しつつ住民への還元サービスを行うなど、地域に密着した経営がなされております。今後もグリーンピア大沼運営定期協議会において、さらなる地場産品の積極的活用と住民還元策の拡大、また施設への支援等について協議・実施してまいります。

〈戸籍事務の電算化〉

戸籍は、国民の身分関係の登録・公証を目的として、社会秩序の維持と行政サービスの根本となる重要なものであり、窓口業務の効率化、迅速化を実現し、住民サービスの向上を図るため、かねて導入が課題であった戸籍の電算化事業について、本年度戸籍事務の電算化システム導入作業を行い、平成24年度中の稼働を目指し推進してまいります。

〈入札契約制度〉

建設工事等に関する入札、契約の取扱いについては、国の方針等を踏まえ透明性と公正・公平化の確保に努めてまいりました。

本年度におきましても、厳しい財政事情のもと、限られた財源を有効に活用し、地域産業の活性化や競争性、経済性に留意しつつ、引き続き適切な入札契約の執行に努めてまいります。

また、従来から暴力団等に対する取組を図ってまいりましたが、本年度からは町発注の建設工事や業務委託等、全ての公共事業から暴力団等を排除するため、「暴力団等を入札に参加させない」・「暴力団等と契約しない」・「暴力団等からの不当介入を受けさせない」などとして、警察機関との連携強化に努めてまいります。

〈効果的・計画的な財政運営〉

限られた行財政資源を有効に活用しながら、複雑・多様化する行政ニーズに対応し、施策の効果的な展開を図るためには、自主財源の適正な確保と森町総合開発振興計画を基調とした中・長期的な視点に立った計画的な財政運営を図る必要があります。

従来から進めてまいりました、あらゆる分野における経費の削減と事業の必要性・妥当性を費用対効果の観点から検証・精査し、将来の発展を見据えながら時代が要請する行政課題に的確に対応できるよう努めてまいります。

〈収納率向上、滞納整理と処理能力向上〉

低迷する経済情勢から税収等の落込みが予想されますが、自主財源の確保のため収納率の向上と納税の公平性の確立を目指し、納税意識の喚起のため収納嘱託員による電話催告・臨戸催告を実施し、納期内納税の勧奨を行ってまいります。

渡島・檜山地方税滞納整理機構への徴収権限委譲による滞納者の圧縮を図るとともに、「税滞納整理システム」の導入により速やかな滞納状況の把握に努め、滞納者との納税相談や納税誓約を進めながら適正な滞納処分を行い、収納率の向上を図ってまいります。

さらに、税外の債権につきましては、庁内の「債権調整会議」の開催や情報交換、回収方策の徹底と研修の強化など、各所管課との連携を図り、円滑な回収が促進されるよう積極的に取り組んでまいります。

〈広域行政・広域連携〉

国は「地域主権改革」を具現化しつつあり、義務付け、格付けの見直し、地方自治法の抜本改正やひも付き補助金の一括交付金化など、これまでの行政環境を一変させる内容となっております。今後も十分な情報、内容の把握に取り組むとともに、的確な対応に努めてまいります。

産業・教育・環境・観光など駒ヶ岳周辺地域の自治体をはじめ、あらゆる分野で広域的連携が進んでおり、今後とも密接な協調態勢を図りながら推進してまいります。

最後に学習文化　こころゆたかなまちづくりについて申し上げます。

教育・文化の範囲は、幼児教育から、学校教育、青少年活動、生涯学習・スポーツ、地域文化、地域間交流、国際交流と非常に幅広く、全地域・全世代・全生涯を網羅する総合的な地域づくりとその基盤となる教養・人格の形成を目指し、切れ間なく永遠に積み上げていく作業です。

私たちの暮らす森町は自然環境や教育環境には恵まれている地帯であり、教育現場や地域関係者の努力により熱意ある教育が実践され、豊かな人格形成と教育水準向上の取組がなされ、相応の成果が現れているものと思われます。

その時々において常に問題は生じてまいるものですが、家庭環境の充実を基調として、全世代、生涯の全期間にわたる教育・スポーツ・生きがい・地域社会への参加・貢献など、その環境整備と充実に努めてまいります。

本年度においては、懸案であった森中学校・砂原中学校の校舎耐震改修事業を実施いたします。

また、恵まれた環境を活かしたスポーツ合宿等の誘致や観光交流と連動した全日本マスターズパークゴルフ大会の開催、また鷲ノ木縄文遺跡と地域づくりなど、文化・人間交流を通じた心ゆたかな町づくりを目指してまいります。

継続事業においても一層、創意・工夫をこらし、施策の促進に努めてまいる所存でありますので、町民各位、関係者のご協力をお願い申し上げるところであります。

なお、教育行政に関する詳細については、教育長の方針に委ねるものといたします。

Ⅲ 結び

今、「論語」が静かなブームになっているようです。2,500年前から生きてきた、中国の思想家・孔子の人生訓は、現代日本の私たちに何を伝えようとしているのでしょうか。猛烈な経済成長の最中にある本場の中国では、公式には否定されているため、日本から逆輸入して新鮮な感覚で受け止められてもいるようです。

二宮尊徳。年配の方には、昔教わった「芝刈り、縋わない」や校庭におかれた銅像のイメージがあるでしょうし、多くの若い人にとっては名前さえ知らない存在かもしれません。哲学的なことはともかく私には、本を読みながら歩く少年の姿と、背中に背負っている「薪(まき)」のことが気になったものでした。あの読んでいる本は孔子の弟子である曾子が孔子の教えを書いた「大学」という本だといわれております。また、江戸時代の末期、生活の変化により「まき」の需要が大いに高まり、高値で取引された「新興商品」であったのです。金次郎少年は換金商品を運び貧しい家計を助けようと勤勉に働いたのです。

尊徳の経営改革の仕方・方法は、「報徳仕法」として現代も生き続けており、たくさんある尊徳思想の中でも今の森町に求められるのは、「分度(自分の収入の範囲内で支出限度を定め生活すること)」と「道徳と経済の融合(道徳と経済が両立して社会が発展する)」であろうと感じており、私が思う「普通」のことでもあります。

私の町政が独断的との声がありますが、変化や改革をしようとするときには、必ず反対・抵抗があるものです。中には、前向きがなく反対だけもありますが、そのような考えでは成長どころか現状維持すら危ういものです。

様態の指摘については反省するところは改めてまいりたいと考えております。しかし、私は自分の主張以外は絶対認められないという対応をした認識はありません。歴史的にも、私の少ない経験則からしても「強いものが生き残るのではなく、変化する環境に適応できたものだけが生き残れる」ということであり、自然界、経済しかり、自治体経営においても同様のことと考えております。

本年4月には町議会議員の選挙が行われます。議会との関係においても、私の至らぬ点も

ありましょうけれども、問題によっては修正や否決ということが起きております。今までは無かった事のようにですが、まさに二元政治を体現している証左といえるのではないのでしょうか。それを混乱・対立と見るのか、力関係の結果と見るのか、「熟議」の表れと見るのか、住民視線という目線で見ることが大事なことと思われまゝ。何事によらず変化が起きれば、当事者も周辺者も動揺・当惑し対応に苦心するものですが、それを乗り越えた努力があつて今日の森町があります。先達に恥じることはないよう精魂を傾けてまいる所存であります。

今後においても私の主張は主張として、論議を経た結果を受け入れることは当然のことであり、民主主義として健全なものであると思っております。全国的に話題となっている議会と首長とのあり方を巡っても、制度上の問題は別として、今まで触れることの少なかったところに光が当たったと受け止める方が多いと感ぜられます。その意味においても私は、この「危機」はピンチはチャンスと受け止め、前向きに議論する町でありたいと願っているものです。

以上、本年度の執行方針の提案にあたり、町政の推進にかける想いの一端を申し述べました。

改めまして、町民の皆さま、議会議員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、結びとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（磯辺吉隆君） 皆様、おはようございます。それでは、平成23年度教育行政執行方針を申し上げます。

I はじめに

平成23年第1回森町議会定例会3月会議にあたり、教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

道内の各地域においては、人口減少や少子・高齢化が進行し、地域医療や雇用の場の確保、暮らしの安全などへの不安が広がるなかで、そこに住む人々の地域への誇りや再生への情熱を足がかりとして、持続可能で活力ある地域づくりを進めることが求められております。

また、何事にも気概を持った人材を育成することが求められており、このためには、子どもたち一人ひとりに、困難に立ち向かい解決する力、他者を思いやり自然を大切にする心、すなわち、未来を切り拓き、次代を生きる力を育んでいくことが重要であります。

そして学びの場である学校は、地域の中にあつてこそ成り立つとの原点に立ち、教育に携わるものが「すべては子どもたちのために」との思いを共有して、信頼と期待に応える教育を進めていかなければならないものと考えております。

このような状況にあり、豊かな自然に恵まれ、歴史と伝統に培われた私たちのふるさと、森町。この町の歴史や文化、そして緑の山々や青い海、広大な沃野は私たちの祖先が長い時間をかけてつくりあげ、守り育ててきた大切な宝物です。

森町教育目標に基づき、私たちは先人のつくりあげたすばらしい遺産をしっかりと受けつぎ、豊かな人間性、自ら学び続ける姿勢、個性を尊重する態度を育み、国際的な視野を持った夢と希望のある人づくり、町づくりを目指し、諸般の施策を推進してまいります。

Ⅱ 主要施策の推進

【学校教育】

21世紀は、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われております。「知識基盤社会」とは「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」とであると定義されております。

このような社会にあり義務教育は、生涯にわたって確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育み、自己実現を目指す自立した人間の育成を担っております。

「生きる力」とは、①基礎基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自らを考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題を解決する資質や能力、②自ら律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力などであります。

「生きる力」を育む具体的な手法について、教対協学校教育部と協働し、第16次3カ年計画初年次の基本課題「自ら考え 確かな学力を身に付け、心豊かに生きる子どもの育成」に基づき、変化の激しい次代を担う子どもたちには、新学習指導要領の趣旨を捉え、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用する思考力・判断力・表現力などを相互に関連させながら伸ばしてまいります。

学力向上に向けた取組といたしまして、自校のみならず、近隣の学校において、若手教員等とのティーム・ティーチングや、授業づくりの指導等に携わる巡回指導教員を昨年度に引き続き配置し、子どもたちの学習指導の充実を図ってまいります。また、国では本年度4月19日に小学校6年生及び中学校3年生の児童・生徒を対象とした全国学力学習状況調査を抽出で実施する予定であります。町教育委員会といたしましては、本年度も全校で実施したいと考えております。

この結果を分析し、さらなる学力向上に向け、教育委員会・各学校教職員など、一丸となって取り組んでまいります。

また、「豊かな心や健やかな体」の育成には、学校、家庭、地域の役割分担と連携が重要であります。特に家庭教育の果たすべき役割は大きいものがありますので、家庭の教育力の低下、生活習慣の確立が不十分であるとの認識に立ち、さらに連携し内容の充実を図ってまいります。また、朝食等をしっかり食べる習慣を身につけ、起床・就寝時間を規則正しくするなど、正しい生活習慣や生活リズムを確立し、学習習慣の改善を図ってまいります。

また、学校教育のさらなる充実が図られるよう、指導主事の配置についても考慮したいと考えております。

学校保健につきましては、就学時健康診断・各種検診・学校健康安全教育の徹底を図り、

教職員をはじめ学校保健会等各種団体と連携し、一層の充実に向けて、町・教職員一丸となって進めてまいります。

また、児童・生徒の教育相談体制の充実のため、教育相談員を森・砂原両中学校に引き続き配置し、生徒・保護者及び教職員への心の悩みが解消できるよう、教育相談活動をより積極的に推進してまいります。

児童生徒の安全・安心の確保につきましては、学校内外での児童・生徒の安全な生活環境を守ることは極めて重要であることから、森町教育委員会と函館方面森警察署との連携に関する協定（子どもの健全育成サポートシステム）を活用し、警察と学校・家庭・地域の町内会並びに関係団体と連携を密にし、交通安全や不審者対策、巡回パトロールなどの予防活動に努め、問題解決に取り組んでまいります。

情報教育につきましては、教育用コンピューターが授業において効果的に利用されております。昨年度で森小学校・中学校、さわら小学校・砂原中学校の教師用パソコンの整備が完了し、さらに本年度は、森・砂原を除いた小学校の教師用コンピューター整備を実施いたします。教職員がさらなる研修をし、より一層充実活用されるよう進めてまいります。

平成22年度で休校となります赤井川小学校の児童の通学につきましては、その安全確保を十分に図ってまいります。

森中学校においては、老朽化したバス2台の更新も実施いたします。

文部科学省は、平成20年3月28日小学校学習指導要領の改訂を告示し、平成23年度より小学校5・6年生の「外国語活動」が必修化されます。

外国語活動においては、音声を中心とした外国語に慣れ親しませる活動を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、コミュニケーション能力の素地を養うことを目標として様々な活動に取り組んでまいります。

平成18年に学校教育法が改正され、小・中学校において、障害のある児童生徒に対し、学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定されました。特別支援学級や通級による指導を受ける障害のある児童生徒と共に、通常の学級にも学習障害、注意欠陥多動性障害、自閉症など障害のある児童生徒が在籍していることがあり、これらの児童生徒については、障害の状態に即した適切な指導をしてまいります。学校全体の支援体制を整備すると共に、計画的、組織的に取り組んでまいります。

耐震改修構造計算を第三者機関である財団法人北海道建築指導センター耐震改修計画評定委員会の承認を受けて昨年度耐震改修実施設計を実施いたしましたので、引き続き本年度は、森中学校と砂原中学校の校舎・屋体の耐震改修工事を実施いたします。

森高等学校支援についてであります。ホームステイ体験・教育文化施設などにおける研修を通じて日頃の学習成果を発揮する機会を与え国際感覚を身に付けさせる「海外短期留学」、学力向上・進学を希望する生徒に対する支援として昨年度導入された「サテライト講座」や、より豊かで活力あふれる高校生活を送ることが出来るよう「部活動に参加する生徒

の交通手段確保」を本年度も引き続き継続してまいります。また、森町・鹿部町中高連絡会議を開催し、入学希望者増などに向けた連携、情報交換を積極的に進めてまいります。

【幼稚園教育】

幼稚園教育につきましては、幼稚園と家庭との連携強化を図り、教員と幼児との信頼関係をもとに、幼児の健やかな成長を促す教育を進めてまいります。

平成21年度から施行された幼稚園教育要領の内容に沿った教育の推進に努め、幼児一人ひとりの発達段階に応じた教育の推進に努めてまいります。

また、研修機会の確保に努め、教員の資質向上・指導力向上、教育内容の充実、バランスのとれた幼稚園教育の推進に努め、小学校との円滑な接続のため、保護者と幼小教員が一層連携強化を図るよう努めてまいります。

幼稚園の将来的な展望といたしまして、運営形態のあり方や、幼保一元化などについて町の関係部局と連携し、検討を重ねてまいります。

【学校給食】

学校給食につきましては、児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全性の高い調和のとれた食材の選択に配慮し、地場産品を生かしたメニューの工夫をしながら栄養バランスのとれた美味しい学校給食を提供することはもとより、地元食材を活用したメニューをより多く取り入れ、児童生徒が地域の一次産業について理解できる一助にしたいと考えております。

また、成長期にある児童・生徒の健康増進と体位の向上を図るため、生きる力の育成を基本に、食に関する正しい知識と望ましい食習慣が養われるよう、栄養教諭による指導を継続的に行ってまいります。本年度は本務校の森小学校から他の学校にも可能な限り拡充してまいります。

なお、センター運営のあり方については、更に検討を重ねてまいります。

【社会教育】

社会教育の推進につきましては、町民一人ひとりが、心豊かでゆとりある幸せな人生を築いていくため、町民が生涯にわたり自ら学び続けられる環境、学習活動の充実を図る取組を進めてまいります。

小学生を対象に、絵画・工作・陶芸等美術活動を通じ豊かな心を育む「どろんこ塾」、また幼児・小学生を対象に、工作教室・紙芝居・読み聞かせを通じ図書に関する興味と情操の向上を目的とした「子どものひろば」によって、幼児・小学生に対する体験の場の提供に努めてまいります。

家庭教育につきましては、核家族など家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育てに不安や悩みを持つ母親への学習機会や情報交換の場を提供するため、「母親学級」「家庭教育学級」事業などをPTAや地域と連携して引き続き取り組み、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

青少年教育につきましては、子供たちがいのちを尊重する心、他者への思いやりを大切に

し、社会の一員として自覚と責任感を高めることができるよう「ふれあい体験教室」「どろんこ塾」などの体験活動事業を継続し、豊かな心を育てる青少年教育を推進してまいります。

青少年対策として、自主的活動を通して、人づくり・地域づくりが図られるよう取り組んでまいります。

また、子供たちの地域での安全・安心な活動の場としての「放課後子ども教室」の充実に努めるとともに、指導者やボランティアの皆さまの協力をいただきながら事業を推進してまいります。

女性教育につきましては、男女平等参画社会実現のため、女性自らが学習意識の向上を図り、地域を支える地域づくり活動が促進されるよう、各種研修と交流をはじめ、学習機会の充実に努めてまいります。

高齢者教育につきましては、豊富な人生経験を地域社会に生かしていただくとともに、生きがいのある社会活動を行えるよう、活動の場の提供を進めてまいります。

高齢者に対しましては、「実年大学」を通じ、健康で生きがいを持てるよう学習機会の提供を図ってまいります。

芸術文化活動につきましては、森町の歴史と風土に根ざした文化の継承と発展を目指し、文化協会など各種団体との連携を深めるとともに、町民の皆さまの発表の場となる文化祭などの機会の充実に努めてまいります。

教対協社会教育部につきましては、心を育てる活動班との協力・連携を深め、豊かな団体活動と地域活動を推進してまいります。

国際交流事業につきましては、渡島国際交流事業協同組合、海外交流事業協同組合や関係機関との連携により、中国人研修生との交流の場を設け、相互理解を促進するための各種講座などを開催し、町民の国際意識の向上活動に昨年度の繰越事業として取り組んでまいります。

また、社会教育指導員を増員配置し、社会教育のさらなる充実が図られるよう取り組んでまいります。

文化財の保護につきましては、国指定史跡「鷲ノ木遺跡」の追加指定への取組と環状列石の保存管理、国指定史跡「東蝦夷地南部藩陣屋跡砂原陣屋敷」の現況把握を目的とした発掘調査を進めてまいります。

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の世界遺産登録につきましては、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部を構成する関係自治体との連携を強化し、平成27年度の登録に向けて、積極的に取組を進めてまいります。

具体的な事業といたしましては、「縄文遺跡群」や「環状列石」を中心としたパネル展や企画展、講演会などを実施し、町民の皆さまに縄文文化の価値について、さらに理解を深めていただけるよう取り組んでまいります。

昨年度の繰越事業として、旧町（森町、砂原町）町史のデジタルデータ化に取り組み、パソコンなどで積極的な活用ができるよう、貴重な地域資料を保護・保存し、郷土への理解

と関心を広く伝え、地域文化の振興を図ってまいります。

【公民館】

公民館につきましては、安心して快適に利用できるよう「森町公民館トイレ改修工事」「森町公民館消防設備改修工事」を昨年度の繰越事業として実施し、施設整備の改善に努めてまいります。

各種学級、講座などにつきましては、町民の要望を反映した事業を継続するとともに、国際交流教育としての各種講座や芸術鑑賞などの活動を支援してまいります。

森町砂原公民館改修につきましては、平成22年度「きめ細かな交付金」を活用して一部施設の改修を実施してまいりますが、今後においても計画的に施設の改修を実施してまいります。

【図書館】

図書館につきましては、利用者の皆さまの図書資料に関するご相談や問い合わせに積極的に対応するとともに、基本図書の充実を図り、一人ひとりの学習活動の支援を進めてまいります。

また、ご好評をいただいております、ブックスタート事業やCDブックの整備につきましては継続して実施し、読書が日常生活の一部となるように、図書館活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

【社会体育】

スポーツは、体力の向上や心身の健康保持増進に極めて重要な役割を担っております。

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつでもスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現に向けて努めてまいります。

また、体育協会、体育指導委員、教対協社会教育部健康を作る活動班員と連携を図りながら、多くの町民が参加できる健康・体力づくりや地域の親睦・世代間交流を図るために、地域に根ざしたスポーツ事業の推進に努めてまいります。

スポーツ少年団活動につきましては、青少年の健全育成の重要な場でもあります。技術の向上だけでなく、心身ともに向上を図るため、指導者やリーダーの専門的知識、指導技術の修得を目的とした研修機会の充実にも努めてまいります。体育施設につきましては、利用者の安全性や利便性などを考慮しながら補修、維持管理に努めてまいります。

また、スポーツ合宿誘致を積極的に推進するため、関係団体と連携して合宿誘致実施に向けた体制作りや各施設の充実についても取組を進めてまいります。

パークゴルフ愛好者の交流と、パークゴルフの普及を目的とした「あったかさわらパークゴルフ大会」、夏休み期間中の規則正しい生活と健康づくりを目的とした「夏休みラジオ体操」、水に親しむことにより水泳の普及を図る「水中レクリエーション大会」などの各種事業に取り組んでまいります。

また、今年3回目となる「全日本マスターズパークゴルフ大会 in 森」は、全国パークゴ

ルフ愛好者が森町に集うことにより、パークゴルフを通じ町民と交流を深めるとともに、町内関係団体が相互に連携し、健康で活力ある町づくりを実現するため、継続して開催してまいります。

Ⅲ 結び

以上、平成23年度の教育行政執行方針について、重点事項を申し上げましたが、町教育委員会では、町民の教育に対する負託に応えるため、各教育機関・団体と連携して教育文化の振興に誠心誠意努めてまいります。教育は未来に対する投資であることを肝に銘じるとともに、このふるさとに生き、ふるさとを守り育て、そしてふるさとをこよなく愛する人づくりのため、一層の努力を重ねる所存であります。

町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げ所信といたします。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

11時40分まで休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時40分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第20号ないし議案第32号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）、議案第23号 平成23年度森町一般会計予算、議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算、議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算、以上13案件を会議規則第37条により一括議題とします。

議案第20号から議案第32号まで提案理由の説明を求めます。

議案第20号から議案第21号まで。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第20号について説明申し上げます。

本案は、森町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料のナンバー1をご参照願います。

初めに、提案理由でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第

83号)の施行に伴い、森町特別会計条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、提案理由でございますが、健康保険法等の一部を改正する法律により平成20年4月1日から3年間、平成20年4月の改正前の老人保健法の規定による医療等に関する収入及び支出について特別会計を設けるものとされておりましたが、平成23年3月31日をもって3年が経過することにより、森町老人保健事業特別会計を廃止するため、森町特別会計条例の一部を改正しようとするものでございます。

施行日は、平成23年4月1日からとなっております。

以上で森町特別会計条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

次に、議案第21号について説明申し上げます。本案は、森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてでございます。資料のナンバー2をお開き願います。資料のほうを最初に訂正をお願いしたいと思いますけれども、資料の一番上の提案理由の「国民健康保険法施行令」と書いてございますけれども、このところを国民を除きまして「健康保健法施行令」に訂正をお願いしたいと思います。同じく一番下から2段目の施行期日のところにも「国民健康保険法施行令」と記載してございますけれども、これを国民でなくて「健康保険法施行令」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

それでは最初に、提案理由でございますけれども、健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、森町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、提案内容でございますけれども、平成21年10月から平成23年3月までの間の暫定措置として、森町国民健康保険条例第4条に定めてある出産育児一時金を35万円から39万円に引き上げし、同条に定めてある産科医療補償制度加入の医療機関で出産した場合に3万円を加算、合計42万円の支給としておりましたが、暫定的に引き上げていた出産育児一時金を平成23年4月1日から恒久化することとしたことに伴い、森町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

施行期日は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行された日からとなっております。

以上、森町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第22号。

○生涯学習課長（中島将尊君） 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明をいたします。

本案につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

1、指定管理者の名称及び所在地、（1）、名称、有限会社さわら管財交通代表取締役、岡田富雄、（2）、所在地、茅部郡森町字砂原5丁目316番地の1。

2、3の項目につきましては、資料と重複いたしますので割愛させていただき、資料により施設の名称等、概要、指定管理期間、委託料について説明させていただきます。それでは、

資料の3をごらんください。森町ふれあいの森指定管理者の指定についての資料でございますが、上段に根拠法令として地方自治法、森町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、同条例施行規則の関係規定により、平成23年2月14日に開催の指定管理者選定委員会にて審査を受けたので、指定管理者を指定しようとするものであります。

1、施設の名称、森町ふれあいの森。

2、施設の位置、森町字砂原3丁目242番地。

3、施設の内容、（1）、あったかさわらパークゴルフ場、平成11年7月21日竣工、供用開始が平成12年5月29日、敷地面積3万3,157平方メートル、コース面積2万8,908平方メートル、ホール数27ホール。（2）、ふれあいハウス、昭和45、46年に建設されたもので、旧砂原町立さわら小学校校舎を改築し、管理棟として再利用しているものでございます。鉄筋コンクリート2階造で、建物面積1,153.3平方メートル。（3）、附帯施設といたしまして、トイレ、バーベキューハウス3棟、休憩用あずまや、カプセルトイレ、駐車場を含め指定管理者に一括管理運営をお願いするものであります。

4、指定管理期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの2年間を指定管理させようとするものであります。

5、指定管理委託料についてですが、2年間で600万円を支出しようとするものであります。

以上をもちまして、公の施設に係る指定管理者の指定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第23号、事項別明細書に入る前に別紙資料4ページにございます平成23年度森町各会計予算総括表により説明をお願いします。

○総務課長（片野 滋君） それでは、議案第23号に係ります予算の概要の説明をさせていただきます。

皆様にお配りしてあるこの厚いほうの資料、右のほう、黒い印字をしてございますけれども、これの資料ナンバー4番、平成23年度森町各会計予算総括表、下のほうに財政1とございますが、この資料をごらんいただきたいと思います。

まず、一般会計でございますが、歳入歳出とも同額でございます。平成23年度予算総額は88億5,534万8,000円、前年度に比較いたしまして3,343万2,000円の減少となり、伸び率はマイナスの0.4%と、このようになってございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。23年度予算額は28億8,506万3,000円、前年度と比較しまして3,413万8,000円の増、1.2%の伸び率でございます。

続いて、老人保健事業特別会計につきましては、先ほどの説明にございましたとおり23年度は予算額を計上してございません。

それから、後期高齢者医療特別会計でございますが、23年度予算額は1億9,864万9,000円、前年度と比較しまして1,098万円の減少、5.2%の減となっております。

続いて、介護保険事業特別会計でございます。平成23年度予算額は15億5,150万4,000円、

前年度と比較いたしまして1億9,126万円の増、14.1%の伸び率でございます。

介護サービス事業特別会計でございます。平成23年度予算額は2億474万8,000円、前年度と比較いたしまして3,275万1,000円の減少、13.8%の減となっております。

次に、港湾整備事業特別会計ですが、予算額は51万円、前年度と同額でございます。

次に、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計でございます。平成23年度予算額は4,061万7,000円、前年度と比較いたしまして488万3,000円の増、13.7%の伸びとなっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計でございます。収益的収支の収入でございますが、9億805万2,000円、前年度と比較いたしまして1億1,993万2,000円の減、11.7%の減となっております。支出につきましては10億7,623万3,000円、9,187万4,000円の減、7.9%の減となっております。資本的収支でございますが、収入6,475万9,000円、前年度と比較いたしまして699万1,000円の減、9.7%の減となっております。支出は1億2,462万円、657万3,000円の減で5.0%の減となっております。

次に、水道事業会計でございます。収益的収支の収入でございます。2億9,389万6,000円、477万9,000円の減少で1.6%の減、支出は3億246万5,000円、687万4,000円の減少で2.2%の減となっております。資本的収支の収入ですが、200万円、22年度は計上されておられないので200万円の増、支出につきましては6,643万4,000円、3,870万3,000円の増で139.6%の伸びと、このようになってございます。

続いて、公共下水道事業会計でございます。収益的収支の収入ですが、3億9,185万4,000円、1,586万6,000円の減で伸び率はマイナス3.9%でございます。支出につきましては4億620万6,000円、前年度に比較いたしまして151万4,000円の減、マイナス0.4%の伸びでございます。資本的収支の収入でございますが、2億352万2,000円、7,035万7,000円の減で25.7%の減、支出につきましては3億8,695万9,000円で8,159万7,000円の減、マイナス17.4%の伸びとなっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして歳入及び収入の総額が156億52万2,000円、6,407万4,000円の減となり、前年度に比較してマイナス0.4%の伸びでございました。歳出及び支出でございますが、160億9,935万6,000円、212万2,000円の増、伸び率は0.0%でございます。また、この表の右側には各会計ごとの予算をグラフ化したものを載せてございますので、ご参照いただければと思います。

次に、次のページ、次ページ、財政の2をお開き願いたいと思います。この資料につきましては、平成23年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、平成23年度の地方財政計画を基軸として、また平成22年度の実績見込み等を勘案しながら精査したものでございます。なお、歳入中の繰入金でございますが、前年度より4億6,278万9,000円の減少となっておりますが、これにつきましては平成23年度におきましては職員人件費の独自抑制部分を当初予算編成時から減額計上しているところでございまして、財政調整基金からの繰り入れを計上することなく編成できたものでご

ざいます。表の右側にはグラフ化したものを載せてございます。ご参照いただきたいと思います。

続いて、次のページ、財政3をごらんください。この表は、一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款14予備費まで、平成22年度と比較を載せたものでございます。これも右側にグラフを載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。

続いて、財政4をお開きください。この表につきましては、一般会計の歳出予算を性質別に分類したものでございます。右側に同じくグラフを載せてございます。参照いただきたいと思います。

次に、次のページ、財政5をごらんいただきます。本表につきましては、平成17年度から23年度までの人件費の推移をグラフ化したものでございます。折れ線グラフが歳出構成比、棒グラフが部局ごとに分類したものでございます。なお、右側の米印に記載のとおり、先ほども申し上げましたが、平成22年度までの人件費につきましては給与独自抑制措置分を補正予算により変更したため、当初予算額には独自抑制措置分は反映されておりませんでした。平成23年度予算につきましては当初予算から抑制措置部分が反映されており、大きく減少しておるところでございます。

続いて、財政6をごらんいただきたいと思います。この表は、公債費に関する調書でございます。平成22年度末の起債現在高見込額を載せてございます。ご参照いただければと思います。

次に、資料ナンバー5でございます。この資料は、全部で5ページにまたがっておりますが、一般会計の負担金補助及び交付金調べとして一覧を載せているものでございます。ご参照いただきたいと思います。

大変雑駁でございますが、平成23年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案の第23号でございまして、一般会計予算の事項別明細書18ページの説明をお願いします。

○税務課長（泉 一法君） それでは、18ページの歳入、款1町税、項1町民税から21ページの項7入湯税までの主なものについて概要を含めご説明申し上げます。あわせて別紙説明資料7の税1、税2をご参照願います。

それでは、18ページ、項1町民税の目1個人分であります。当町の主要産業の漁業での漁獲高は総体で前年を下回っておりまして、主要魚種のホタテについてはザラボヤの発生により貝の成長や処理に影響を受け、漁獲の割に収入に反映されず、所得の減額が見込まれて

おります。また、農業関連では高温多雨により農産物の品質低下、収量減や品目的にばらつきがあり、同じく所得の減額が見込まれております。また、全国的な景気低迷による個人所得の低下と低所得者の増加が見込まれ、前年比3,300万円減額の4億6,550万円を計上したところでございます。

目2法人分につきましては、分割法人の税割り額が上昇推移していることから、前年比917万8,000円増額の1億660万円を計上したところでございます。

次に、項2固定資産税では、家屋の評価において増収が見込まれ、前年比476万6,000円増額の7億298万2,000円を計上したところでございます。

項3軽自動車税でございます。前年とほぼ同額の3,074万4,000円を計上しております。

次に、20ページをお開きください。上段、項4たばこ税につきましては、昨年10月の税率改正の増税から節煙、禁煙など申告本数の減少が予想されております。前年比844万6,000円減額の1億4,728万3,000円を計上しております。

次に、下段の項7入湯税につきましては、景気低迷の影響を受けまして温泉施設への宿泊、日帰り客の減少傾向が依然続いている状況であります。前年比192万8,000円減額の829万円を計上しております。

以上でございます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、町税以外の歳入につきましてご説明させていただきます。

22ページをお開き願います。款2地方譲与税、それから款3利子割交付金、それから24ページに入りますところの款4配当割交付金、それからさらに款5株式等譲渡所得割交付金、款6地方消費税交付金、下段の款7ゴルフ場利用税交付金、これらにつきましては国の平成23年度地方財政計画等に基づき、またさらに前年度の実績等を勘案しながら今回計上したものでございます。

それから、26ページをお開き願いたいと思います。款8自動車取得税交付金、それから次の款9地方特例交付金、これらにつきましても地方財政計画に基づき計上してございます。

中段の款10地方交付税でございますが、総額48億2,600万円を計上しておりますが、前年度と比較いたしまして4億2,100万円の増額となったものでございます。説明欄に記載のとおり、普通交付税は前年度よりも4億8,000万円の増額となる45億5,000万円を計上してございます。地方財政計画におきましては2.8%の伸びと、このようになってございますが、22年度の実績の4%減、このような形で今回積算したところでございます。特別交付税につきましては、普通交付税の移行分、また不採算地区病院病床数の減少分などを勘案しまして2億7,600万円の計上となったところでございます。交付税総体としましては9.6%の増と、このような結果になってございます。

それから、下段の款11交通安全対策特別交付金でございますが、前年度と同額の300万円を計上してございます。

28ページをお開き願いたいと思います。款12分担金及び負担金でございますが、ここでは

保育児童負担金4,200万円、国営駒ヶ岳畑地帯総合土地改良事業受益者負担金2,615万3,000円など、これらを計上してございます。

28ページからずっと続きますが、34ページまで、款13使用料及び手数料につきましては、これらにつきましては現行の条例、また利用状況等を勘案しながら計上したところでございます。

34ページから37ページにかけましての款14国庫支出金、また38ページから43ページにかけましての款15道支出金につきましては、いずれも現行の制度、施策、事業等に基づく国及び道からの支出金でございます。

42ページから45ページにかけましての款16財産収入でございますが、現在有しております各種財産、土地、建物等の利用実績、また今後の見通しを加味した上で予算を計上してございます。

続いて、44ページの下段から47ページ上段にかけましての款17寄附金でございますが、これらにつきましてはいずれも名目計上としてございます。

次に、46ページ、款18繰入金、項1基金繰入金3,048万7,000円でございますが、平成23年度につきましては地域振興基金繰入金の1,767万2,000円とその他目的基金の繰り入れとなっております。

それから、48ページ、款19繰越金でございますが、昨年と同額でございます4,000万円を計上してございます。

続いて、款20諸収入でございますが、項1延滞金、加算金及び過料、項2町預金利子につきましては、これらは名目計上としてございます。

項3貸付金元利収入につきましては、いずれも現在の融資利率あるいは貸付利率に基づいて精査し、計上したところでございます。

50ページをお開き願います。項4受託事業収入でございますが、現制度における受託事業規模等を勘案し、計上してございます。

それから、中段の項5学校給食収入でございますが、前年度の実績等を精査し、計上してございます。

次に、50ページから53ページにかけましての項6雑入でございます。公団分収林事業収入1,532万7,000円、これらが計上されておりますが、前年度と比較して4,602万4,000円の減額と、このようになってございます。

52ページ下段の款21町債でございます。農業事業債1,470万円につきましては、中山間地域総合整備事業でございます。教育施設整備事業債3,920万円につきましては、中学校耐震改修事業となっております。総額では1億8,881万2,000円の減と、このような状況になってございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、歳入を終わります。

では、歳出に入ります。58ページをお開きください。

○総務課長（片野 滋君） それでは、歳出についてご説明いたします。

58ページをごらんいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、一般会計における総務関係経費、それから役場庁舎管理経費等、ほとんどが経常的な経費となっております。

続いて、60ページ下段の目2人事管理費でございます。一般会計における人件費をこの科目に集約して計上してございます。前年度に比較いたしまして3億9,901万5,000円の減額となっておりますが、これは給与の独自抑制部分を当初予算から反映させたもので、また昨年度は3年に1度の退職手当組合負担金の精算の時期と、このようなことが重なり大きく減額となったものでございます。

以上でございます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 62ページ中段の3目文書広報費でございますが、1節報酬5万1,000円は広報委員会委員報酬であります。8節報償費383万7,000円は、広報もりまち配布謝金となっております。その他広報もりまちの発行に係る印刷製本が主な内容となっております。

以上です。

○総務課長（片野 滋君） それでは、62ページ下段の目4財産管理費につきましてご説明申し上げます。

本科目につきましては、町有財産の維持管理等経常的な経費が主なものでございますが、65ページ、節15工事請負費1,193万2,000円につきましては、上台町にございます森地区職員住宅7棟9戸のトイレ水洗化工事893万2,000円と昨年11月26日の大雨によりグリーンピア大沼施設内の管理用道路が崩落し、応急対策を行っていましたが、今回グリーンピア大沼管理用道路補修工事として300万円を計上しようとするものでございます。この管理用道路補修工事につきましては、追加提出でございましたが、資料47を提出してございますので、ご参照いただきたいと思います。それと、節18備品購入費でございますが、この財産管理費におきましては公用車の一元化経費につきまして計上しておりまして、今年度はこの節18備品購入費に作業用車両、トラックでございますが、1.2トンのトラック403万9,000円を計上しておるところでございます。それから、節25積立金1億8,170万3,000円につきましては、財政調整基金積立金1億6,142万1,000円、グリーンピア大沼施設整備等基金積立金2,003万7,000円、これらが主なものとなっております。

以上でございます。

○砂原支所長（輪島忠徳君） 続きまして、64、65ページ下段から66、67ページの中段までの目5砂原支所費でございますが、節11需用費から節19負担金補助及び交付金までほとんどが支所等に係る経常経費となっております。内容等につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

以上でございます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 66ページ中段から68ページ上段の6目企画費でございますが、

8 節報償費20万円は、まちづくり講演会の講師謝金であります。13節委託料30万円は、旧森町で昭和52年に制作した16ミリフィルムの記録映像「明日への飛翔き」をデジタル化をして保存する委託料であります。19節負担金補助及び交付金112万5,000円は、渡島総合開発期成会を初めとする各期成会、協議会等の負担金と補助金につきましては地熱開発事業濁川地区連絡協議会補助金、わがまち振興事業補助金となっております。なお、資料ナンバー6に第1次森町総合開発振興計画実施計画調書を提出しておりますので、ご参照を願いたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、68ページの上段、目7情報推進費でございます。庁舎内のパソコン、それから複写機に係る事務消耗品、それらに係る経費、それから情報端末機の借り上げなど、これらが主な経費となっております。

以上でございます。

○防災交通課長（清水雅信君） それでは、68ページ中段、目8交通安全対策費でございます。節15工事請負費につきましては、町道の中央線外側線15キロとカーブミラー等の交通安全施設工事費であります。節19負担金補助及び交付金については、交通安全運動推進委員会と交通安全協会への補助金でございます。その他につきましては、経常的な経費でございます。

続きまして、68ページ下段から70ページ上段の目9防災対策費でございます。節11報償費につきましては、自衛隊募集事務予算を諸費より組みかえを行ったものでございます。節18備品購入費の内容につきましては、役場防災室エアコン取りかえ及び緑の村居住者用防災行政無線戸別受信機10台の購入並びに砂原地区、森地区の防災行政無線操作卓などの機器が耐用年数経過により老朽化したため更新を行うものであります。更新機器につきましては、資料ナンバー44を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的な経費でございます。

以上です。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 70ページ中段の10目定住対策費であります。主な内容としたしましては、15節工事請負費につきましては、からまつの森分譲地現地区画案内板を更新するものであります。17節公有財産購入費127万3,000円は、何かしらの理由により分譲地内の住宅建設が困難になった購入者から契約に基づき土地を買い戻す費用でございます。25節積立金296万6,000円は、分譲代金を基金に積み立て内部留保するものでございます。

以上でございます。

○総務課長（片野 滋君） 70ページから73ページの中段までの目11諸費でございます。この科目につきましては、他の総務関係に属さない予算をここで計上しているところでございます。

以上でございます。

○税務課長（泉 一法君） 72ページの中段から75ページ中段までの項2徴税费についてご

説明申し上げます。

72ページの中段、目1 税務総務費であります、節8 報償費は小学生に対する税を考える週間、書道展の出品に対する記念品等であります。その他は経常的経費でございます。

次に、目2 賦課徴収費の節8 報償費611万円につきましては、納税組合に対する奨励金でございます。75ページの上段、節13 委託料2,234万6,000円につきましては、税務関連のシステム業務委託料であります、税滞納整理システム業務委託料174万2,000円は新たに導入するもので、速やかな滞納状況の把握に努め、分納誓約など納税しやすい状況をつくり、収納率の向上を図るものでございます。節19 負担金補助及び交付金248万2,000円につきましては、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものです。その他は経常的経費でございます。

以上でございます。

○住民生活課長（竹内 明君） 74ページ下段からの項3 目1 戸籍住民基本台帳費についてご説明申し上げます。戸籍事務、住民基本台帳事務に係る経常的な経費でありまして、75ページ、節13 委託料845万3,000円は当該事務に係る電算システム委託料が主なものでございます。

以上でございます。

○選管書記長（片野 滋君） それでは、76ページをごらんいただきます。項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費でございます。選挙管理委員報酬等、選挙管理委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

それから、下段の目2 北海道知事及び道議会議員選挙費につきましては、本年4月10日に執行予定でございます北海道知事及び道議会議員選挙の経費を計上したものでございます。

続いて、78ページの目3 森町議会議員選挙費でございます。統一地方選挙後半の4月24日に予定しております森町議会議員選挙に係る執行経費を計上したものでございます。

続いて、80ページ、目4 農業委員会選挙費でございます。これにつきましては、本年の7月に予定しております農業委員会選挙の執行経費を計上しようとするものでございます。

以上でございます。

○企画振興課長（伊藤 昇君） 80ページ下段の項5 統計調査費、1 目統計調査費は、工業統計調査、学校基本調査、経済センサス活動調査などの実施に要する費用でございます。

以上でございます。

○監査委員書記長（片野 滋君） それでは、82ページをお開き願います。項6 監査委員費、目1 監査委員費でございますが、監査事務に係る経常的な経費が主なものでございます。

以上でございます。

○住民生活課長（竹内 明君） 82ページ中段からの款3 民生費、項1 社会福祉費についてご説明申し上げます。

目1 社会福祉総務費につきましては、地域福祉、社会福祉全般にかかわるものを計上しております。83ページ、節19 負担金補助及び交付金1,920万6,000円は防犯灯に関するもの、民

生委員協議会、町内会連合会への補助金などが主なものでございます。

84ページからの目2国民年金費につきましては、国民年金事務にかかわる経常的な経費でありまして、85ページ、節13委託料208万6,000円の電算事務に係るものが主なものでございます。

同じく、84ページ中段から87ページ上段までの目3社会福祉施設費2,113万円は、地域会館など住民生活課所管の社会福祉施設などに係る維持管理費用が主なものであります。87ページ、上段の節15工事請負費は、本年度公共下水道の供用開始に伴う尾白内生活館の排水設備工事であります。資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、86ページ、目4老人福祉総務費について説明いたします。総額3億2,670万9,000円でございますが、高齢者全般に係る福祉事業、各種の負担金、扶助費及び他会計への繰出金となっております。87ページの節7賃金353万8,000円は、高齢者の給食サービス事業に係る調理員及び配送員の賃金となっております。また、節8報償費226万5,000円は、敬老事業や100歳祝金、米寿、喜寿の記念品代となっております。節11需用費668万7,000円は、前年度より300万ほど増額となっておりますが、今年度より配食サービス事業の配食数を25食から50食へ増加するために消耗品費や賄い材料費が増となったものでございます。中段の節13委託料1,291万4,000円でございますが、生きがいデイサービス事業、軽度生活援助事業等の委託料など高齢者の在宅生活の支援に係る経費を計上しております。また、一番下段から89ページに係る節19負担金補助及び交付金374万円でございますが、主なものはさわら福祉会補助金2,186万4,000円を初め各種の負担金、補助金を計上してございます。節20扶助費につきましては、老人福祉施設の入所者の措置費及び在宅生活等の維持支援に係る経費を計上してございますが、新たな事業として外出支援サービス事業（福祉タクシー）に483万円を計上しております。節28繰出金2億5,233万3,000円は、介護保険事業特別会計への繰出金及び介護サービス事業特別会計への繰出金でございます。

次に、目5障害者福祉費でございます。総額2億9,972万5,000円で、対前年度2,092万6,000円増となっております。節1報酬30万1,000円は、障がい程度区分認定審査会委員報酬と今年度策定を予定している第2次障がい者基本計画策定委員報酬を計上しております。節13委託料663万9,000円は、障がい者の在宅生活を支援するための経費等で、障がい者の日中活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料が主なものでございます。次に、91ページをお開き願います。節20扶助費2億9,152万9,000円でございますが、自立支援医療費給付費と障がい者介護給付費が主なものでございます。なお、老人福祉費及び障害者福祉費の主なものについては、資料のナンバー11をご参照願いたいと思います。

次に、下段の目6障害児デイサービス費でございます。旧姫川小学校で実施しております児童デイサービスセンター運営事業に係る運営経費を計上いたしております。

次に、92ページをお開き願います。目7心身障害者医療費と目8ひとり親医療費につきましては、重度心身障がい者やひとり親家庭等に対する医療扶助費が主なものでございます。

目9後期高齢者医療費、節19負担金補助及び交付金の療養給付費負担金2億3,059万1,000円は、北海道後期高齢者医療広域連合への町負担分でございます。また、節28繰出金7,661万9,000円は、森町後期高齢者医療特別会計への繰出金で、保険料軽減分や事務経費分でございます。

○住民生活課長（竹内 明君） 94ページからの項2児童福祉費に入ります。目1児童福祉総務費、節8報償費240万円は、第3子目以降の出産に対することぶき出産奨励金であり、24名分を見込んでおります。また、節19負担金補助及び交付金では、駒ヶ岳及び鳥崎保育園に対する補助金と昨年12月から開設しております学童保育施設森っ子学童保育クラブへの運営事業補助金が主なものでございます。95ページ中段の節20扶助費3億2,936万4,000円は、中学校終了前までの子ども手当分ではありますが、子ども手当の支給に関する法律案が現在も国会審議中であり、給付制度の改正がある場合は今後の対応が必要となる場合もあろうかと思っております。

同じく中段の目2児童福祉施設費につきましては、森川児童館施設の管理運営に係る費用と学童保育施設の修繕費用が主なものであります。

下段の目3保育所費につきましては、町内5カ所の保育所の管理運営に係る費用を計上しております。95ページ下段からの節7賃金は、保育士の代替補助や保育延長、清掃賃金等に係るものであり、97ページ上段の節11需用費は給食の賄い材料費などの経常経費であります。同じく節15工事請負費は、公共下水道の供用開始に伴う尾白内保育所の排水設備工事であります。資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。

96ページ、下段からの目4へき地保育所費289万8,000円につきましては、補助保育士等の賃金、需用費など濁川保育所の管理運営に係る費用を計上しております。

以上でございます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） 98ページ中段の目5乳幼児医療費でございますが、乳幼児等の医療費の助成に要する費用で、主なものは節20扶助費として3,800万円を計上いたしております。

○住民生活課長（竹内 明君） 98ページ下段からの項3災害救助費、目1災害救助費につきましては、災害に遭われた方への見舞金を計上しております。

次に、100ページから款4衛生費に入ります。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、保健衛生に係る経常費用を計上しております。

同じく目2環境衛生費2,514万6,000円ではありますが、ここでは火葬場及び墓地の管理費用並びにキツネの駆除、飼い犬、野犬対策等の費用を計上しております。103ページ、節19負担金補助及び交付金の森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金500万円につきましては、今年度の新規事業ではありますが、町内でまだ水道が通じていない地域の世帯に対する水質検査費用の一部や水質が良好でなく、国の基準を超えて検出された世帯が浄水器などの設置及び井戸掘削などの設備改修を行った場合に費用の補助を行い、経費の負担軽減、公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るものでございます。資料ナンバー13を提出しておりますの

で、ご参照願います。

以上でございます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） 次に、102ページ中段の目3 予防費でございます。この科目につきましては、乳幼児や妊産婦等に係る各種健診費用が主なものとなっております。特に節13委託料は、例年実施している予防接種に加え、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種等委託料を計上いたしております。

次に、104ページ、目4 保健事業費でございますが、各種がん検診などの住民検診に係る費用が主なものとなっております。節1 報酬で、今年度策定予定としている健康づくり計画策定委員会委員報酬を計上しております。

次に、106ページの目5 保健センター管理費でございますが、森町保健センターの管理運営に係る経費となっております。

次に、下段の目6 病院費でございますが、国保病院事業会計への補助金及び出資金並びに繰出金となっております。資料の14で23年度の保健事業計画を提出してございますので、ご参照願います。

○環境課長（横内仁司君） 108ページ上段の目1 清掃総務費ですが、ごみ袋有料化に伴うごみ袋の購入費と渡島廃棄物処理広域連合の負担金が主なものでございます。

次に、目2 ごみ処理施設費でございますが、森地区と砂原地区にある最終処分場の維持管理経費が主なものです。

110ページ、目3 清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費を計上してございます。不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみは、年間1,800トンの処理をする予定でございます。し尿処理につきましては、年間2万4,000キロリットル、日平均処理量65キロリットルを処理するための予算計上となっております。

以上でございます。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） 112ページ、113ページの款5 労働費についてご説明いたします。

目1 労働諸費につきましては、出稼ぎ就労対策費が主なものでございます。節21貸付金は、町内勤労者の生活福祉増進のための融資資金を預託しているものでございます。

続きまして、目2 緊急就労対策事業費2,312万6,000円につきましては、国の緊急雇用創出推進事業を受け、10事業、19人の雇用創出に係る事業費を計上しております。資料ナンバー15を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○農業委員会事務局長（山田 仁君） 114ページからの款6 農林水産業費、項1 農業費についてご説明させていただきます。

目1 農業委員会費について説明いたします。農業委員20名に係る委員報酬が主なものでございます。他の経費につきましては、農業委員会活動に係る経常的な経費でございます。なお、昨日の定例会におきまして一部を改正する関係条例を提案し、ご承認いただきましたの

で、精査を行い、6月会議において補正させていただく予定でございます。

○農林課長（山田 仁君） 続きまして、目2農業総務費についてご説明いたします。節19負担金補助及び交付金は、農業経営基盤強化資金並びに農業経営安定資金に係る利子補給が主なものでございます。

目3農業振興費についてご説明いたします。基幹集落センターの維持管理費用が主なものでございます。

116ページをお開き願います。目4畜産業費について説明させていただきます。節7賃金につきましては、屠畜場で行われております牛の枝肉格付業務員の賃金でございます。節11委託料から節14使用料及び賃借料は、町営牧場管理に係る費用でございます。節18備品購入費については、家畜共進会備品についてはばんば用そり5台を整備するものでございます。

目5農地費でございますが、節13委託料は中山間地域整備事業活性化施設に係る用地調査、測量業務委託料でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、国営土地改良地元負担金、道営中山間地域総合整備事業負担金が主なものでございます。なお、道営中山間地域総合整備事業につきましては資料45を提出してございますので、ご参照願います。節25積立金につきましては、担い手育成支援事業基金を積み立てするものでございます。

118ページをお開き願います。目6駒ヶ岳ダム管理費でございますが、国営土地改良事業で造成されましたダム等基幹水利施設のほか、土地改良施設の維持管理費用が主なものでございます。

目7濁川防災ダム管理費でございます。北海道から譲与となります濁川防災ダム維持管理に要する費用でございます。

120ページをお開き願います。目8熱水利用園芸施設費でございます。濁川地区において、北海道電力森地熱発電所より供給された熱水を利用した施設園芸を行っております澄川第1及び濁川第1地区熱水利用施設の維持管理に係る費用でございます。

目9山村振興施設管理費でございますが、指定管理をしております駒ヶ峯温泉ちやつぶ林館の販売業務委託料が主なものでございます。よろしくご審議願います。

項2林業費についてご説明いたします。120ページをお開き願います。目1林業総務費でございますが、節7賃金につきましては山火事予防巡視人及びヒグマ被害対策、エゾシカ被害対策に係る駆除賃金でございます。他につきましては、経常的な経費でございます。

122ページをお開き願います。目2林業振興費でございますが、町有林の造林、保育のための費用でございます。節15工事請負費の造林工事につきましては、鷲ノ木地区に水菜2ヘクタールを植栽、保育工事につきましては下刈り4.77ヘクタール、除間伐13.47ヘクタールを実施するものでございます。資料16を提出しておりますので、ご参照願います。節19負担金補助及び交付金でございますが、未来につなぐ森づくり推進事業補助金は昨年までの21世紀北の森づくり推進事業補助金が名称変更となったものでございます。なお、本年度から新たに町単独事業として森林整備対策事業補助金を新設予算計上させていただいております。事業の目的、内容につきましては資料17を提出しておりますので、ご参照願います。

目3分収林事業費でございますが、独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センターとの分収契約地の植栽、保育管理の費用でございます。節15工事請負費につきましては、栗ヶ丘団地の準備地ごしらえ7ヘクタール、植栽工事5ヘクタールを行い、桂川団地の保育間伐工事を実施するものでございます。資料ナンバー18を提出してございますので、ご参照願います。よろしくご審議をお願いします。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、項3水産業費についてご説明いたします。

124ページ、125ページの目1水産業総務費でございますが、125ページの中段の節19負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体及び協議会等への継続した負担金等でございます。節28繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業負担金として同特別会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、下段の目2水産業振興費でございますが、下段から127ページ上段にかけての節19負担金補助及び交付金につきましては、各種借入金資金に対する森、砂原両漁協並びに水加協への利子補給と水産基盤整備事業負担金につきましては掛瀬漁港整備に係る地元負担金で、説明資料ナンバー19を提出してございます。ご参照願いたいと思います。

126ページ、127ページの中段、目3水産施設管理費につきましては、森町水産系副産物再資源化施設及び漁業系廃棄物リサイクル施設に係る経常経費でございます。

次に、126ページ下段から129ページ上段にかけての目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設に係る経常的な経費でございます。

以上でございます。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） 128ページから131ページの款7商工費についてご説明いたします。

目1商工業振興費につきましては、節19負担金補助及び交付金が主であります。森地方中小企業相談所、森商工会議所、砂原商工会、企業立地振興補助金及び楽市楽座もりまち食KING市等への補助金であります。

続きまして、128ページ下段から131ページの目2観光費をご説明いたします。道の駅「YOU・遊・もり」及びつど〜る・プラザ・さわらの維持管理経費が主なものであります。節19負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会及び砂原地区花いっぱい運動推進協議会補助金が主なものであります。

以上でございます。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） ご説明申し上げます。132ページから143ページの款8土木費についてご説明申し上げます。

項1土木管理費、目1土木総務費ですが、節13委託料については未処理用地の調査委託料でございます。

目2給水施設費については、砂原東地区飲料水供給施設に係る維持管理費でございます。

下段、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、節13委託料の道路台帳補正整備委託料につきましては、新規路線認定や変更認定及び北海道自動車縦貫道の本移管に係る町道の変更等

に対応する費用でございます。

次に、134ページから135ページをお開き願います。目2道路橋梁維持費でございますが、除雪業務委託料、舗装補修などの町道の維持管理経費が主なものでございます。なお、橋梁長寿命化計画策定470万円につきましては、平成25年度までに計画策定の完了が必要な補助事業でございます。

136ページをお開き願います。目3道路橋梁新設改良費につきましては、節15工事請負費が主なものでございます。失礼しました。137ページをご参照ください。項2道路橋梁費、新設改良費でございますけれども、節15工事請負費でございますが、港町6号線道路改良舗装工事は道道森砂原線の茅部中の川横から既設の舗装済みまでの延長230メートルの区間を、本町消防前道路改良舗装工事につきましては駅前堀尾クリーニング横の駅前ふれあいセンターまでの100メートルの区間を、さらに石倉町5号線道路改良舗装工事につきましては北海道施行の石倉川火山砂防工事でつけかえた町道を115メートル区間路盤改良舗装するものでございます。さらに、蛸谷町管理管理道路改修工事につきましては石倉小学校に上るJR亀吉踏切から線路と並行に通る管理道路をJRから用地買収し、橋梁の下部補修及び道路の改良舗装を行うものでございます。

次に、136ページ下段、項3河川費でございます。目1河川総務費は、各河川の維持管理にかかわる費用でございます。

138ページをお開きください。項4港湾費、目1港湾管理費につきましては、節19負担金補助及び交付金の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。資料ナンバー24を提出しておりますので、ご参照願います。

目2海岸管理費につきましては、尾白内海岸防潮扉補修などの海岸管理にかかわる費用でございます。

中段下、項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、都市計画事務にかかわる経常的な費用でございます。

以上でございます。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） 138ページ下段から141ページ中段までの目2公園費についてご説明いたします。

青葉ヶ丘公園、オニウシ公園、ハマナスグリーンパークなど町内各公園施設に係る維持管理経費が主なものでございます。節15工事請負費につきましては、経年劣化しております青葉ヶ丘公園高圧受電設備及びナイター照明制御盤の取りかえ工事であります。資料ナンバー48を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） ご説明申し上げます。140ページ中段、目3下水道費につきましては、森町公共下水道事業会計への補助金でございます。

続きまして、項6住宅費についてご説明申し上げます。目1住宅管理費についてご説明いたします。住宅管理費については、町営住宅の維持管理、入退去に係る経費、住宅料のほか、

徴収に係る経費、町営住宅の維持修繕が主なものでございます。節15工事請負費につきましては、昨年に引き続きアカシヤ団地の屋根ふきかえの工事でございます。資料ナンバー25を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○消防長（山田春一君） 消防費についてご説明申し上げます。

144ページ、145ページをお開き願います。款9消防費、項1消防費、目1常備消防費でございます。145ページ上段、節9旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校での新規採用者初任者教育課程及び救急救命士に対する薬剤投与、気管挿管再認定講習の講習、さらに病院での実務研修などでございます。さらに、146ページ、147ページをお開きください。節18備品購入費でございますが、主なものにつきましては消防用ホース、火災現場等で使用します空気呼吸器等を装備しようとするものでございます。節19負担金補助及び交付金でございますが、下段の北海道消防学校負担金につきましては初任教育及び専科教育にかかわる講習、実習が主なものでございます。消火栓設置負担金につきましては、1基設置するものでございます。なお、詳細につきましては資料ナンバー42を提出しておりますので、ご参照願います。

続いて、146ページから149ページにかけまして、目2非常備消防費でございます。149ページをお開き願います。節18備品購入費につきましては、機械器具としまして消防車両用バッテリー、消防用ホース等を整備しようとするものでございます。

148ページ中段から149ページの中段、目3消防施設費でございます。経常的経費が主なものでございます。節15工事請負費につきましては、資料ナンバー26、27に詳細を記載しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○防災交通課長（清水雅信君） 148ページ下段の目4災害対策費でございます。災害時の応急対策に要する経費でありまして、職員の勤務時間外、応急対策賃金のほか応急対策用重機の借り上げ及び応急対策用資材の購入経費が主なものでございます。

以上でございます。

○学校教育課長（芳賀幸則君） 150ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、節1報酬は教育相談員2名と学校評議員25名分と指導参与の報酬でございます。節7賃金は、英語指導助手1名と特別支援教育支援員賃金ですが、学校において学習や生活面での特別な支援が必要な児童生徒に対して支援、サポートを行うためのものであります。昨年度より1名増となっております。また、学校教育のさらなる充実を図るため指導主事（嘱託員賃金）1名も計上してございます。151ページから153ページ、節19負担金補助及び交付金でございますが、主なものとしたしましては森町教育水準向上対策協議会、教育振興育英会、森高等学校振興会の補助金を計上しております。森高等学校振興会補助金につきましては、今年度も引き続き総合学科啓蒙の会報の発行、海外短期留学等の事業に加え、サテライト、バスの借り上げ等の事業を支援するものでございます。153ページ中段にあり

ます静岡県森町友好親善交流事業補助金は、今年度は北海道森町の児童生徒が静岡県森町を訪問し、交流するための経費でございます。

152ページ、小学校費の学校管理費、節1報酬につきましては、小学校7校分の学校医健診に要する経費でございます。節7賃金の主なものは、臨時用務員、宿直員賃金でございます。以下、小学校9校、うち休校2校に係る経常経費でございますが、155ページ中段の節11需用費の修繕料の主なものとしてはスクールバス3台の車検整備と各学校施設修繕に係る経費でございます。155ページから157ページ、節13委託料でございますが、主に学校施設の保守、維持経費でございます。学校施設の管理に要する経費、教育用コンピューター、インターネット保守管理に要する経費、学校医、各種児童健診に要する経費、スクールバスの運転業務等に要する経費をそれぞれ計上してございます。節14使用料及び賃借料では、各小学校で使用しておりますコンピューター借り上げを初め各学校の事務機器の借り上げでございます。

158ページ、目2教育振興費の下段、昨年度計上しておりました節13委託料は、小中学校で隔年で実施します芸術鑑賞会公演の委託料でございますが、今年度は中学校費に計上してございます。節20扶助費は、要保護、準要保護世帯の児童学用品等扶助費169人分を予定してございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節7賃金では、宿直と臨時用務員賃金が主なものでございます。161ページ、節13では中学校施設の保守、維持管理とスクールバスの運転業務委託、生徒、教職員の健診委託が主なものでございます。

162ページ、目2教育振興費は、各科目説明欄のとおり中学校2校に係る経常経費でございます。節19負担金補助及び交付金は、説明欄記載のとおり各種競技会、大会参加負担金が必要なものでございます。163ページから165ページ上段、節20扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯、生徒学用品等の扶助費104人分を予定してございます。

164ページ、目3学校建設費でございますが、財団法人北海道建設指導センターの耐震改修計画評定委員会の評定計画書が交付され、耐震改修工事実施設計業務が完了いたしましたので、改修工事を実施すべく管理業務委託料と改修工事費を計上しております。

以上でございます。

○さわら幼稚園長（木村康則君） 164ページ中段から167ページにかけましての項4幼稚園費、目1幼稚園費ですが、森幼稚園、さわら幼稚園の管理運営に係る経費でございます。165ページをお開きください。節1報酬は、森幼稚園園長、さわら幼稚園園長の報酬、内科健診、歯科健診に伴う医師への報酬でございます。節4共済費、節7賃金は、森幼稚園の臨時教諭3名、代替教諭、清掃雑役賃金、さわら幼稚園の臨時教諭5名、預かり保育臨時教諭4名の共済費、賃金でございます。節11需用費の修繕料には、森幼稚園の年少児室前のベランダ工事改修修繕、さわら幼稚園のホール照明器具取り付け改修修繕が含まれております。167ページをお開きください。節18備品購入費の施設用備品ですが、さわら幼稚園の年少用テーブル8脚、年少用いす30脚の購入費用でございます。その他につきましては、経常的な経

費が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時21分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

168ページ。

○社会教育課長（澤口幸男君） 168ページからの項5社会教育費、目1社会教育総務費についてご説明いたします。

各種の研修事業、埋蔵文化財保存活用事業、また世界遺産登録推進関係経費が主なものでございます。169ページでございます。節7賃金は、社会教育指導員1名増員に係る賃金204万円が含まれております。節18備品購入費146万5,000円につきましては、遺跡展示に伴います展示ケース、展示パネル等の購入費でございます。社会教育関係事業一覧表として資料30を提出してございますので、ご参照願います。

続きまして、170ページからの目2でございます。目2公民館費でございます。森、砂原両公民館の維持管理に係る経常的な経費が主なものでございまして、173ページでございます。節15工事請負費100万3,000円につきましては、砂原公民館の防犯灯を新設するものでございます。

以上でございます。

○図書館長（香田 隆君） 172ページ下段から175ページ中段の目3図書館費についてご説明いたします。

図書館の管理運営にかかわる経常経費が主なものでございます。節18備品購入費は、図書購入費でございます。なお、資料ナンバー30で図書館の事業等を提出しておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上でございます。

○公民館長（澤口幸男君） 174ページからの目4鷺ノ木遺跡発掘調査費でございます。国指定史跡鷺ノ木遺跡の確認調査として、環状列石の保存処理及び現況確認作業を国の補助事業で実施するものでございます。資料31を提出してございますので、ご参照願います。

以上でございます。

○体育課長（谷口方規君） それでは、176ページ中段、項6保健体育費、目1保健体育総務費について説明いたします。

節8報償費ですが、各種スポーツ大会、スポーツ教室、スポーツ少年団活動、学校開放に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、森町体育協会への補助金、各種スポーツ大会参加負担金、全国マスターズパークゴルフ大会in森実行委員会への

補助金が主なものとなっております。なお、各種大会、スポーツ教室の予定につきましては資料ナンバー32をご参照願います。

次に、178ページ、目2体育施設費について説明いたします。節13委託料ですが、町民体育館、サン・ビレッジ森、青少年会館、ふるさと交流館、ファミリーヘルスプラザ、ふれあいの森の維持管理に要する経費が主なものでございます。181ページ、節18備品購入費につきましては、バレーボール支柱とノルディックウォーキングポールを購入しようとするものでございます。なお、その他の科目につきましては経常的な経費となっております。

以上です。

○給食センター長（坂尻正純君） 180ページ中段から183ページ中段にかけまして、目3学校給食費について説明をします。

節7賃金は、臨時調理員7名、パート調理員4名、計11名分となっております。節11需用費ですが、調理に要するボイラー用重油などの燃料費、電気、上下水道料の光熱水費のほか、賄い材料費が主なものになっております。節13委託料につきましては、センターに設置されています各種機器、設備に係る保守点検委託のほか、給食配送に係る経費を計上しております。

以上でございます。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） 款11災害復旧費についてご説明申し上げます。

182ページ中段下の項1土木施設災害復旧費でございます。目1土木災害復旧費につきましては、土木災害発生に対応する名目経費を計上しております。

以上でございます。

○総務課長（片野 滋君） それでは、184ページ、款12公債費につきましてご説明いたします。

款12公債費、項1公債費、目1元金、目2利子、それぞれ記載のとおり総額18億3,688万8,000円となっております、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子となっております。

続いて、中段の款13諸支出金、項1普通財産取得費、目1土地取得費でございます。年金資金運用基金グリーンピア大沼土地購入費1,267万2,000円でございます。

それから、款14予備費、項1予備費、目1予備費でございますが、前年度と同様500万円を計上しておるところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第24号から議案第26号まで。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

197ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ28億8,506万3,000円にしようとするものでございます。昨年度当初に比べ3,413万8,000円の増となっております。資料のナンバー33を提出してございますので、ご参照願います。

それでは、210ページをお開き願います。歳入から主なものについて説明申し上げます。

款 1 国民健康保険税でございますが、今年度より税率改正と限度額の引き上げ等により対前年度4,576万円の増となっております。

目 1 一般被保険者国民健康保険税の現年課税分は、節 1 から 3 でございますが、収納率を88%とし、また節 4 から 6 の滞納分の平均収納率を17%とし、次に目 2 退職被保険者等国民健康保険税につきましては現年度課税分収納率を97.5%、また滞納分の平均収納率を18.3%に設定しながら予算計上したものでございます。

次に、一番下段の款 3 国庫支出金、そのうちの目 1 療養給付費負担金、節 1 現年分 5 億9,307万5,000円は、各医療費や後期高齢者支援分、また介護納付分に対して一定の負担率を掛けたものを計上してございます。

次に、目 2 高額医療費共同事業負担金2,383万9,000円は、高額医療費拠出金の 4 分の 1 を国が負担するものでございます。

次に、212ページの 2 段目の款 3 国庫支出金、目 1 財政調整交付金及び目 2 特別調整交付金は、市町村間の財政力の不均衡等や特別事業等を考慮して交付されるものでございます。

次に、款 4 療養給付費交付金 1 億890万円は、退職者医療に係る交付金分で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款 5 前期高齢者交付金 4 億5,541万8,000円は、65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡に対して各保険者の加入者数に応じて支払基金から交付されるものとなっております。

214ページ、款 6 道支出金、項 1 道負担金から 2 段目の項 2 道補助金についても国庫支出金等と同様の理由により負担、交付されるものでございます。

次に、3 段目、款 7 共同事業交付金、目 1 高額医療費共同事業交付金は、高額医療費拠出金を財源とした保険事業で、レセプト 1 件当たり80万円以上の交付基準を超過したものに対して国保連合会から交付されるものでございます。

同じく目 2 保険財政共同安定化事業交付金も保険財政共同安定化事業拠出金を財源として同様に国保連合会から交付されるものでございます。

下段の款 8 繰入金、目 1 一般会計繰入金 2 億6,026万1,000円は、ルール分等を一般会計から繰り入れていただくものでございます。

222ページをお開き願います。歳出の主なものについて説明申し上げます。最初に、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は、職員 3 名分の人件費及び事務費等の経常経費でございます。

224ページ中段の款 1 総務費、項 2 徴税費、目 1 納税奨励費204万4,000円は、国保税に対する納税奨励金でございます。

同じく目 3 賦課徴収費252万5,000円は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金でございます。

下段の款 1 総務費、目 1 運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費の経費でございます。

226ページ2段目の款1総務費、目1収納率向上特別対策事業費と目2医療費適正化特別対策事業費は、収納率向上やレセプト点検等医療費の適正化を図るための人件費等が主なものでございます。

228ページの款2保険給付費、項1療養諸費の合計17億1,009万8,000円は、一般被保険者と退職被保険者の療養給付費及び療養費でございます。

230ページの項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費と目2退職被保険者等高額療養費は、それぞれ高額療養費支給金でございます。

232ページの2段目の款2保険給付費、項4出産育児諸費と項5葬祭諸費につきましては、前年度実績に基づき予算計上してございます。

一番下段の款3後期高齢者支援金等は、北海道後期高齢者広域連合への保険者支援金で、対前年度1,910万円の増となっております。

234ページ中段の款4前期高齢者納付金等は、前期高齢者医療制度に係る共通経費を支払基金に支出するものでございます。

236ページ中段の款6介護納付金は、国保被保険者のうち介護保険の2号被保険者に係る保険料を支払基金に納付金として支払いするもので、対前年度1,580万ほどの増額となっております。

款7共同事業拠出金の目1高額医療費拠出金及び目2保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費に対して国保事業の安定化を図るために国保連合会に拠出するものでございます。

238ページ下段の款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査等の事業に係る人件費や事務経費となっております。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算について説明申し上げます。249ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ1億9,864万9,000円にしようとするものでございます。資料のナンバー34を提出してございますので、ご参照願います。

それでは、260ページをお開き願います。歳入から説明申し上げます。款1後期高齢者保険料でございますが、目1特別徴収保険料は、年金から天引きされる方の保険料であり、100%の収納率を見込んでおります。

目2普通徴収保険料は、特別徴収保険者以外の方々の保険料で、約96%の収納率を見込んで計上いたしております。

次に、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金2,227万1,000円は、職員2名分の人件費と事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、266ページをお開き願います。歳出について説明申し上げます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、職員2名分の人件費と事務経費となっております。

次に、下段の項２徴収費、目１賦課徴収費でございますが、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものとなっております。

268ページ、款２後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金の１億8,139万5,000円ですが、徴収した保険料と減額した保険料相当分や、また広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者広域連合へ納付するものとなっております。

以上で後期高齢者医療特別会計の予算説明とさせていただきます。

次に、議案第26号 平成23年度介護保険事業特別会計予算について説明いたします。275ページをお開き願います。保険事業勘定の歳入歳出を15億4,503万4,000円に、またサービス事業勘定の歳入歳出を647万円にしようとするものでございます。全体の概要につきましては、説明資料ナンバー35を提出してございますので、ご参照願います。

それでは、保険事業勘定より説明いたします。294ページをお開き願います。款１保険料、項１介護保険料、目１第１号被保険者保険料でございますが、65歳以上の第１号被保険者の保険料でございます。節１特別徴収保険料１億9,671万1,000円は、年金天引きの方の分でございまして、約4,500人分で100%の収納率を見込んでおります。次に、節２普通徴収保険料2,632万6,000円は、特別徴収保険料以外の保険料でございますが、約800名分で82%の収納率を見込んで予算計上いたしております。

次に、款２分担金及び負担金、項１負担金、目１認定審査会負担金につきましては、鹿部町と共同設置しております介護認定審査会の鹿部町からの負担金収入分でございます。

一番下段の款４国庫支出金、項１国庫負担金、目１介護給付費負担金の２億5,560万3,000円でございますが、これにつきましては介護給付費に対する国の負担分でございます、居宅分で20%、施設分で15%が負担金として負担されております。

296ページ、款４国庫支出金、項２国庫補助金、目１調整交付金１億1,720万3,000円は、介護給付費に対する調整交付金で、これは市町村間の高齢者の所得分布等に応じて支出されております。

次に、款５支払基金交付金、目１介護給付費交付金、節１介護給付費交付金の４億3,951万2,000円でございますが、これは40歳以上65歳未満の第２号被保険者の介護給付費分に係る支払基金からの交付金でございます、介護給付費の30%分が交付されております。

下段の款６道支出金、項１道負担金、目１介護給付費負担金も介護給付費に対して居宅分として12.5%、施設分として17.5%を算定し、２億2,053万4,000円を見込んでおります。

次に、一番下段の項２道補助金、目１、目２、それぞれ地域支援事業交付金でございますが、介護予防事業や包括的支援事業から成る地域支援事業に対する道の交付金となっております。

次に、298ページ２段目の款８繰入金でございますが、一般会計からの繰入金でございます、目１介護給付費繰入金１億8,313万2,000円は、介護給付費の町負担分の12.5%を計上しております。

次に、款８繰入金、項２特別会計繰入金の目１サービス事業勘定繰入金でございますが、

これにつきましては地域包括支援センターが行う介護予防サービスプランの作成に係る収入で、一たん本会計のサービス事業勘定を経由して本勘定に繰り入れるものとなっております。

それでは次に、歳出のほうに入りたいと思います。304ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員3名分に係る人件費が主なものでございます。

下段の款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費は、保険料の普通徴収に係る事務費用でございます。

306ページ、款1総務費、項3介護認定審査会費、目1介護認定審査会費は、年間46回予定しております認定審査会に係る委員の報酬、職員の人件費等が主なものとなっております。

下段の目2認定調査等費につきましては、介護認定の調査に係るものでございまして、医師の意見書作成手数料や認定調査のための在宅、施設等で行う調査に係る委託料でございます。

308ページ下段から312ページ上段に係る款2保険給付費、項1介護サービス等諸費ですが、総額12億8,179万6,000円は要介護認定者に係る給付費で、次の312ページから314ページに係る項2介護予防サービス等諸費7,058万9,000円は要支援認定者に係る給付費で合計13億5,238万5,000円となっておりますが、これは介護保険事業特別会計保険勘定予算の88%を占めております。

次に、318ページに入りまして、款2保険給付費、項6特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費7,350万円でございますが、これは低所得者に対し、施設サービスや短期入所サービスの食費、居住費負担に限度額が設定されておりまして、限度額を超える分は特定入所者介護サービス費等として給付されるものでございます。

次に、320ページ、款4地域支援事業費でございます。項1介護予防事業費でございますが、要支援、要介護状態の予防、軽減のためのサービス提供に係るものでございます。今年度より目1、目2の科目名が変更となっておりますのは、昨年8月に国の地域支援事業実施要綱が改正となり、従来が目1介護予防特定高齢者施策事業費が二次予防事業費となり、また目2介護予防一般高齢者施策事業費が一次予防事業費となっております。

次に、下段の項2包括的支援事業・任意事業費でございます。包括的支援事業費は、地域包括支援センターで一括して行っており、目1介護予防ケアマネジメント事業費は保健師1名分の人件費と介護予防ケアプラン作成に係る経費が主なものでございます。

次に、322ページ、目2総合相談事業費でございますが、総合相談業務を担当する職員1名分の人件費と包括支援センター運営協議会に係る経費が主なものでございます。

下段の目3包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費でございますが、地域の関係機関との連携や在宅と施設の連携等を担う主任ケアマネジャー1名分の人件費と事務管理費が主なものとなっております。

324ページ、目4任意事業費は、市町村が任意で行う事業で、家族介護者に対する支援事業が主なものとなっております。

以上で介護保険事業特別会計保険事業勘定の予算説明とさせていただきます。

それでは次に、サービス事業勘定について説明いたします。330ページをお開き願います。款1サービス収入、項1予防給付費収入、目1居宅支援サービス計画費収入646万9,000円は、地域包括支援センターが行った介護予防サービス計画作成費収入でございます。

次に、334ページをお開き願います。歳出でございますが、款1事業費、項1居宅介護支援事業費、目1居宅介護支援事業費、節13委託料233万3,000円は、介護予防計画作成業務を民間事業者に委託した委託料となっております。

次に、款2諸支出金、項1繰出金、目1保険事業勘定繰出金413万7,000円は、地域包括支援センター職員が作成したサービス計画作成費収入を本会計の保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上で介護保険事業特別会計サービス事業勘定の予算説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第27号。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計でございます。歳入歳出ともに本年度は2億474万8,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書の352ページをお開き願います。款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入並びに目2居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの収入を受けてのものでございます。昨年度よりも減額になる分は、平均介護度が若干下がった影響でございます。施設介護のほうは長期入所者、それから下段の居宅介護につきましては短期入所事業に対するものでございます。

続きまして、項2自己負担金収入でございますが、これは介護給付費の自己負担金として入所者からの収入分となるものでございます。

それから、下段、款3繰入金、項1一般会計繰入金1,890万円は、一般会計からの繰り入れをもって施設分、事業分の不足分に充てようとするものでございます。

続きまして、354ページをお開き願います。款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負担分が主なものでございます。

続きまして、358ページの歳出をお開き願います。款1総務費、項1施設管理費の目1一般管理費、358ページから359ページ、それから次の360ページから361ページの上段でございますが、これは施設の事務系職員の人件費、それと施設の維持管理費等が主なものでございます。なお、節18備品購入費では、本年度施設用備品といたしまして経年劣化いたしました汚物処理機を更新する予定でございます。

次に、360ページから361ページの下段、次の362ページから363ページでございますが、款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員分、それと

短期入所者の方々に係るサービスに携わる職員の分ということで、これらの人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。本年は、正職員2名が定年退職となりまして、その分臨時職員で補充しようとするものでございます。

なお、資料といたしましてナンバー36、37を提出してございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第28号。

○建設課長補佐（岩瀬英一君） 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

369ページをお開きください。森町港湾整備事業特別会計の歳入歳出予算の総額を51万円と定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。380ページをお開きください。歳入でございます。款1 使用料及び手数料、項1 使用料、使用料については50万9,000円でございます。

款2 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、繰越金の予算額は本年度1,000円でございます。合わせて51万円でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。384ページをお開きください。歳出、款1 総務費、項1 総務管理費でございます。目1 一般管理費51万円の内訳につきましては、記載のとおり経常的な費用でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（野村 洋君） 議案第29号。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、議案第29号 森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明をいたします。

387ページをお開き願いたいと思います。本予算は、歳入歳出それぞれ4,061万7,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明をいたします。まず、歳入についてでございますけれども、ページ数398ページ、399ページをお開き願いたいと思います。款1 分担金及び負担金、項1 負担金、目1 リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 リサイクル施設使用料でございますが、ウロの搬入の受け入れ量を1,200トンと見込んだ金額でございます。

次に、下段の款3 財産収入、項2 財産売払収入、目1 物品売払収入につきましては、ウロの乾燥製品の売り払いの収入でございます。

次に、400ページ、401ページをお開き願いたいと思います。上段になりますけれども、款4 繰入金、項1 基金繰入金、目1 基金繰入金でございますが、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金からの繰入金でございます。

款4 繰入金、項2 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金につきましては、森町から本事業への負担分でございます。

次に、歳出をご説明いたします。404ページ、405ページをお開き願いたいと思います。款1 総務事業費、項1 総務事業費、目1 総務事業費、節2 給料から節7 賃金までにつきましては施設運営に係る人件費でございます。中段の節11需用費の主なものにつきましては、ウロ処理に係る薬剤等の消耗品と電解処理に要する電気料でございます。下段の節13委託料につきましては、電解処理したウロを最終製品にするために乾燥業務委託料と407ページの上段になりますが、ウロの試験処理、業務委託料が主なものでございます。

なお、試験処理、業務委託料につきましては資料ナンバー38を提出してございますので、ご参照願いたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第30号。

○病院事務長（大久保善之君） それでは、議案第30号についてご説明いたします。

本案は、平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてであります。資料ナンバー39に病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

それでは初めに、1ページの業務の予定量でございますが、病床数60床、年間患者数は入院で1万8,300人、外来で3万6,600人を予定しております。1日当たり平均患者数は、入院で1日50人、外来で1日150人でございます。

収益的収入及び支出でございますが、病院事業収益9億805万2,000円、内訳としましては医業収益7億2,841万円、医業外収益1億1,978万1,000円、特別利益5,986万1,000円となっております。

次に、支出であります。病院事業費用として10億7,622万3,000円で、内訳としましては医業費用10億3,267万4,000円、医業外費用4,305万9,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算でございます。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の出資金6,475万9,000円は、一般会計からの繰り入れによるものでございます。

資本的支出につきましては、企業債償還金1億2,462万円であります。

以下につきましては、記載のとおりでございます。

次に、事項別明細によりご説明申し上げます。予算書8ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入の部、款1 病院事業収益、項1 医業収益、目1 入院収益は4億5,750万円で、内訳は1日50人、診療単価2万5,000円を見込んでおり、現状の実績に基づいたものであり、昨年からの減額は病床数削減によるものでございます。

目2 外来収益は2億130万円で、内訳は1日150人、診療単価5,500円を見込んでおり、これも実績に基づくものでありまして、医師退職の影響及び救急でのウオークイン廃止に伴う患者数の減及び減額となっております。

目3 その他医業収益ですが、ほぼ昨年どおりとなっておりますけれども、若干の増につきましては入院患者の安定確保に対する差額室料、収益の増を見込んだためでございます。

次に、9ページをお開き願います。款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目2 他会計補助

金 1 億1,535万4,000円は、ベッド数削減による不採算地区病院運営補助金の減額と経営健全化補助金の繰り入れによるものでございます。

項 3 特別利益、目 1 他会計繰入金5,986万1,000円は、病院特例債借り入れに対する元金支払い分として繰り入れしていただくものであります。

10ページの支出の説明をいたします。款 1 病院事業費用、項 1 医業費用、目 1 給与費は9,476万4,000円の減額ですが、22年度については減額前の予算計上となっております、23年度については減額した給与費で計上したためでございます。賃金については、臨時事務員 1 名の減員で、病院内の人員調整で対応したため減額してございます。

目 2 材料費のうち薬品費ですが、前年度予算より約11%の削減を計上しておりますけれども、病床数削減に伴う減少分と薬品数の整理削減によるものでございます。

11ページをお開きください。目 3 経費ですが、前年度より2,159万の増となっておりますけれども、主な増額については報償費で約3,000万円の増額となっており、22年度報償費補正による増額分を計上したためでございます。

次に、13ページをお開きください。手数料は、昨年より医師紹介手数料を 2 名から 1 名としたため前年度より減額となっております。

次に、16ページをお開きください。資本的収入及び支出の説明をいたします。下段の款 1 資本的収入、項 2 出資金、目 1 出資金、企業債償還金6,475万9,000円は、病院建設費を一般会計より繰り入れしていただいている企業債元金償還分でございます。

17ページですが、支出の下段の款 1 資本的支出、項 2 企業債償還金、目 1 企業債償還金 1 億2,462万円は、病院建設費の企業債と病院特例債の元金償還分支払い分でございます。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第31号から議案第32号まで。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第 2 条の業務の予定量についてでございますが、給水戸数は5,464戸、年間総配水量は150万8,529立方メートル、1 日平均配水量は4,122立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、水質測定装置の更新となっており、駒ヶ岳浄水場及び濁川三岱浄水場に設置の pH 計各 2 基を予定しております。

第 3 条の収益的収入及び支出予算の収入予定額につきまして、収入の第 1 款水道事業収益を 2 億9,389万6,000円に、前年度比で477万9,000円の減となっております。

同じく支出予定額につきまして、第 1 款水道事業費用を 3 億246万5,000円に、前年度比で687万4,000円の減となっております。

2 ページの第 4 条の資本的収入及び支出予算額につきまして、収入の第 1 款水道事業資本的収入を200万円に、支出の第 1 款水道事業資本的支出を6,643万4,000円にしようとするものでございます。

第 5 条の債務負担行為は、事項欄記載による債務負担行為の設定でございます。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第7条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益は2,463万8,000円で、前年度比で479万5,000円の減となっております。節の負担金2,416万4,000円は、説明欄記載によるものであります。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費9,198万3,000円は、施設の維持管理等に要する費用を計上しております。節の修繕費2,231万5,000円は、説明欄記載のとおり主に浄水施設の整備保全に要する各修理によるものです。13ページから14ページに続く節の委託料から保険料までは、施設の運転に必要な需用費を計上しております。

15ページの目2配水及び給水費5,608万9,000円は、配水池、配水管その他の附属施設等に要する費用を計上しております。節の修繕費3,041万5,000円は、説明欄記載のとおり主に配水施設の整備保全に要する各修理によるものです。なお、補償により移設する工事の詳細につきましては資料ナンバー40、41をご参照ください。

17ページをお開きください。目4業務費4,883万2,000円は、水道料金の検針及び徴収業務等に要する費用を計上しております。

18ページをお開きください。目5総係費3,254万3,000円は、事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。

19ページの目6減価償却費5,824万9,000円は、説明欄記載によるものであります。

22ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1水道事業資本的収入、項1負担金、目1負担金200万円は、上水道地区富士見町に消火栓1基設置する工事の財源で、一般会計負担により消防費から受け入れるものでございます。

23ページの支出についてですが、款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1水道施設費、節、工事請負費2,888万円は、説明欄記載のとおり消火栓の設置と水質測定装置の更新によるものです。

下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金3,522万7,000円は、国から借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上が水道事業会計です。

続きまして、議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。本予算案第2条の業務の予定量についてでございますが、排水戸数は2,780戸、年間総排水量は55万4,838立方メートル、1日平均排水量は1,516立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、主に下水道管渠の布設工事となっており、污水管口径が150から250ミリメートル、延長1,000メートルの施工を予定しております。

第3条の収益的収入及び支出の予算収入予定額につきまして、第1款下水道事業収益を3億9,185万4,000円に、前年度比で1,586万6,000円の減となっております。

同じく支出予定額につきまして、款1下水道事業費用を4億620万6,000円に、前年度比で151万4,000円の減となっております。

2ページの第4条の資本的収入及び支出予算額につきまして、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億352万2,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億8,695万9,000円にしようとするものでございます。

第5条の債務負担行為は、事項欄記載による債務負担の設定でございます。

第6条の企業債でございますが、起債の借入れ限度額1億1,210万円は、下水道管渠等の建設工事の財源として国より借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金の2億円は、工事前払いなどに必要な資金を一時借り入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、企業債利息支払い金として8,884万6,000円、経営健全化補助金として2億780万2,000円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は8,877万4,000円で、前年度比476万8,000円の増加を予定しております。

11ページの款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金2億9,664万8,000円は、一般会計よりの補助金で、前年度比で1,953万4,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出についてですが、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,371万4,000円は、下水道管渠とその他附属施設等に要する費用を計上しております。

13ページの目2処理場費7,538万5,000円は、森浄化センターの施設の維持管理等に要する費用を計上しております。以下、14ページまでとなっております。

14ページ下段の目3受託工事費189万1,000円は、生活保護世帯2戸の排水設備工事費を計上しております。

同じく目4総係費2,714万7,000円は、事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しております。以下、16ページまででございます。

17ページの款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費8,968万円は、企業債の返済利息と一時借り入れのための利息を計上しております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債1億1,210万円は、建設工事を実施するために国から起債を借り受けるものでございます。

下段の項2国庫補助金、目1国庫補助金8,000万円は、下水道施設の建設工事を実施する

ために国から補助を受けるものでございます。

19ページの項3 受益者負担金、目1 受益者負担金は、建設費の財源となるもので、本年度は1,142万2,000円を計上しております。

20ページをお開きください。支出についてですが、款1 下水道事業資本的支出、項1 建設改良費、目1 下水道施設費2億1,619万8,000円は、下水道施設の建設に必要な費用でございます。以下、21ページまででございます。工事詳細の予定箇所につきましては、資料43を提出してございますので、ご参照ください。

21ページ下段の項2 企業債償還金、目1 企業債償還金1億7,076万1,000円は、国から借り入れた起債の償還に必要な費用でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第3にかかわる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づきまして、議案ごとに取り扱うことといたします。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日は、これで延会いたします。

次回は、3月14日午前10時開会とします。

延会 午後 3時02分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年3月8日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成23年第1回森町議会定例会3月会議会議録（第3日目）

平成23年3月14日（月曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 5時30分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長の諸般報告

追加日程

- 1 行政報告
- 3 一般質問
- 4 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
議案第23号 平成23年度森町一般会計予算
議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算
議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算
議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算
議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算
議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算
議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 発議第 1号 議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 6 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 7 発議第 3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 8 発議第 4号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 意見書案第1号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 10 意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
- 11 意見書案第3号 コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書

1 2 請願第 1 号 福祉タクシー復活を求める請願書

1 3 議員の派遣について

1 4 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長 22番	野村 洋 君	副議長 1番	青山 忠 君
2番	堀合 哲哉 君	3番	長岡 輝仁 君
4番	黒田 勝幸 君	5番	木村 俊広 君
6番	加藤 玲子 君	7番	宮本 秀逸 君
8番	川村 寛 君	9番	佐々木 修 君
10番	清水 悟 君	11番	坂本 元 君
12番	杉浦 幸雄 君	13番	中村 良実 君
14番	坂本 喜達 君	15番	菊地 康博 君
16番	服部 勝見 君	17番	三浦 浩三 君
18番	小杉 久美子 君	19番	西村 豊 君
20番	東 秀憲 君	21番	前本 幸政 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	佐藤 克男 君
副町長	増田 裕司 君
総務課長	片野 滋 君
総務課参事	佐々木 陽市郎 君
出納室長	木村 浩二 君
防災交通課長	清水 雅信 君
契約管理課長	竹浪 孝義 君
企画振興課長	伊藤 昇 君
税務課長	泉 一法 君
収納管理課長	若松 幸弘 君
保健福祉課長	佐藤 洋 君
保健福祉課参事	成田 研造 君
住民生活課長	竹内 明 君
環境課長	横内 仁司 君
環境課参事	木村 哲二 君
農林課長	山田 仁 君

水産課長	島倉秀俊君
商工労働観光課長	金谷孝己君
建設課長補佐	岩瀬英一君
建設課長補佐	小池勝弘君
建設課長補佐	小井田徹君
上下水道課長	石島則幸君
教育委員長	平田恒彦君
教育長	磯辺吉隆君
教育次長	香田隆君
学校教育課長	芳賀幸則君
社会教育課長	澤口幸男君
体育課長	谷口方規君
給食センター長	坂尻正純君
生涯学習課長	中島将尊君
さわら幼稚園長	木村康則君
さくらの園・園長	釣隆吉君
病院事務長	大久保善之君
消防長	山田春一君
消防署長	松川眞也君
砂原支所長	輪島忠徳君
町民サービス課長	野田勝正君

○出席事務局職員

事務局長	本間一男君
事務局次長	藤田司志君
庶務係長	喜田和子君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
 - 議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
 - 議案第23号 平成23年度森町一般会計予算
 - 議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算

- 議案第 27 号 平成 23 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 23 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 29 号 平成 23 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 30 号 平成 23 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 31 号 平成 23 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 32 号 平成 23 年度森町公共下水道事業会計予算

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

ここで会議に先立ち、このたび国内観測史上最大となった東北地方太平洋沖地震で被災し、犠牲となった多くの方々に対して議会、町、傍聴席の皆様と深い哀悼の意を表するとともに、犠牲となられた方々に弔意をあらわすため黙祷をささげたいと思います。

皆様、起立願います。

黙祷始め。

（黙 祷）

○議長（野村 洋君） 黙祷を終わります。

ご協力ありがとうございました。お座りください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、長岡輝仁君、4番、黒田勝幸君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

○議長（野村 洋君） お諮りします。

ただいま町長より行政報告の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

町長の行政報告を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎追加日程第1 行政報告

○議長（野村 洋君） 追加日程第1、町長の行政報告を議題とします。

町長より行政報告を求めます。

○町長（佐藤克男君） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議冒頭に当たり少しご報告申し上げます。

この3月11日の午後2時46分ごろ、突然に襲いかかってきた平成23年東北地方太平洋沖大地震はマグニチュード9.0という国内での観測史上では記録になく、また世界的に見ても屈指の記録的な巨大エネルギーとして爆発しました。陸中海岸地方にある記録では1,000年前にあったかのようで、まさに1,000年に1度の津波災害であったと言われております。

3月14日の今現在においても死者数、行方不明者数の把握は十分ではなく、今後の調査が進むにつれ、予想のつかない甚大かつ膨大な被害、損失が懸念される事態となっております。さらに、福島原発の危機能力が問われるなど今回の災害は国家的な危機と思われるものであります。

何よりも犠牲になられました方々、またそのご家族、関係者の皆様に心から哀悼の意を表するものでございますし、今も救援、支援を求めている方々への一刻も早い救援活動を望む次第であります。我々ができ得る対応策として、今後の政府等の要請、指示にこたえ、かつ町民の皆様にもご協力を訴えてまいることといたします。

森町においては、大津波警報発令直後に災害対策本部を設置して、13カ所の避難所を3日間にわたり開設し、11日の夜時点で最大987人を受け入れ、対応いたしました。なお、この中には森駅への緊急停車によるJR乗客などの250人も含まれております。また、一方で被害調査や防災対策などに全職員で当たり、3月12日20時45分をもって災害対策本部を解散しております。

当町の被害は、現段階ではホタテ養殖などの漁業面で大きく懸念される実態がありますが、この間、関係地域の皆様、消防団関係者、漁業関係者、日赤奉仕団の皆様を初め、たくさんの方々のご協力、ご尽力をいただき、甚大な被害を受けることなく終息を見ることができました。心から御礼申し上げる次第でございます。

今後は、町内の被害状況の把握をもって対応策を検討してまいります。まずは実態の調査を行ってまいります。事態の全貌が判明した段階で改めてご報告、協議をさせていただきます。

なお、今後明らかになる被害実態はかつてない規模になるものと予想されます。よって、私はすべての犠牲者に弔意を示し、かつ今後の生活支援のために私たちができ得る即行、有効な活動として町民の皆様に広く募金へのご参加をいただきたいと思いますものでありまして、具体的には本日以降、日本赤十字社を通じた募金を呼びかけてまいりたいと考えております。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

ここで議事進行についてお願いがあります。質問並びに質疑は、会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、砂原漁港の公衆トイレについて、さわら小学校オープン教室による学力低下の懸念について、19番、西村豊君の質問を行います。

初めに、砂原漁港の公衆トイレについてを行います。

○19番（西村 豊君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

旧砂原地区漁港は3カ所あります。掛澗、砂原、沼尻です。砂原漁港、漁業共同組合建物内部には職員及び来客用の少人数用のトイレはありますが、外部にはございません。砂原漁港に戻った漁師さんや作業をする人々は現在、寒空の下ぎりぎりまで我慢して自宅に戻り、自宅のトイレを使い、また漁港へ戻り作業を続行し、トイレに自宅に戻るという不便な思いをしております。それだけでなく、健康上の問題も発生しかねない状態です。加えて、漁港に来る釣り人たちのマナーの悪さも問題があります。漁港にトイレがないため、魚函、コガ、漁船の上、物陰で所構わず放便し、非衛生的で被害が発生しているのも事実です。これらの後始末、掃除で不愉快な思いをしております。漁港3港については、就業人数、利用人数によってトイレの大きさは当然格差はあると思いますが、いずれの地区も緊急を要するものがあります。この不衛生な状態を放置すれば、森町魚介類ブランド食品のイメージダウンになり、食の安心、安全も脅かされる結果になりかねません。トイレの設置は、当町漁業関係者にとって緊急を要する課題であると思われます。町としてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 西村議員のご質問にお答えさせていただきます。

砂原漁港におきましては、以前に砂原漁協が独自に簡易トイレを設置し、維持管理をしておりましたが、老朽化に伴い撤去した経緯がございます。現在は、砂原漁協の組合事務所1階のトイレを24時間通年で開放しており、漁業従事者や漁業関係者等がいつでも利用できる環境を整備しているところでございます。しかし、スケソウダラやホタテの繁忙期には、その1カ所のトイレだけでは不便を感じた漁業従事者の方もいたと推察しております。さらに、一部の遊漁者における非衛生的な行為があったとすればまことに遺憾なことであり、砂原漁港は衛生管理型漁港として国が重点的に整備をしておりますので、砂原漁協を初め漁港を管轄しております北海道開発局や漁港関係機関等と公衆トイレの整備について検討をしております。

また、掛澗漁港につきましては、砂原漁協が設置しております簡易トイレがあり、現在も利用されている状況でございますが、トイレのない沼尻漁港につきましては関係機関、団体

等と協議の上、設置について検討をしてみたいです。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○19番（西村 豊君） 町長の答弁はわかりました。

それで、スケソウの時期、ホタテの時期になると200人から300人の人方が浜へおりるのだと。特に女性の方、女の人方がトイレが非常に困ると。それで、できればお願いできないのかなという声がたくさんあるのです。例えば我慢して、男の人はその辺にしてみてもいいのかもしれないけれども、女の人はい我慢できないと。それで、パンパースをして働いている人もいと聞きます。

（何事か言う者あり）

○19番（西村 豊君） パンパース。女性の方は、トイレがやっぱり近い人はパンパースをして、そして仕事を手伝うのだという人もいと聞いております。それと、釣りに来る人方、この人方が非常にやっぱりトイレが24時間開放されていますよとありますけれども、やはり組合が鍵かかっているという判断だと思うのです。船の上にしていくというのです、船の上に。そうすると、今の時期は町長、いいのだって。ころんとしているから、うんこが。だけれども、今これから夏にかけて、秋にかけて、そういう船の上にしていったら、その後始末から洗いからだったら大変だそうです。これは、ぜひ9月のスケソウ時期までには何とかできないものかというのは漁業関係者が願っていることだと思いますが、どうでしょう、町長、その辺。

○町長（佐藤克男君） 西村議員のご質問に再度お答えさせていただきます。

西村議員のお話の中で、男の人はその辺にしてみてもいいだろうという、そういうお言葉ですが、それは男の人でもいけません。これは、砂原は衛生管理型漁港という非常に大切な漁港になっていますので、西村議員も砂原漁港に行って男だからいいだろうという、そういう行為はいけませんので、まずそれをお答えしておきます。

ただ、砂原漁港につきましては森町だけのものではなくて、北海道の開発のほうと一緒にやっている事業でございますので、その辺ともよく協議して、そして早急に今年の秋でも間に合うようなことができればぜひ行いたいなど、そのように検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○19番（西村 豊君） いいです。終わります。

○議長（野村 洋君） 砂原漁港の公衆トイレについてを終わります。

次に、さわら小学校オープン教室による学力低下の懸念についてを行います。

○19番（西村 豊君） それでは、さわら小学校オープン教室による学力低下の懸念についてでございます。昨年、PTA関係者により子供たちの態度の変化、学力低下はオープン教室によるものではないかと相談を受け、実態を調査し、やはりこの教室は教育を受ける子供

たちと教師にはプラスよりマイナスになる要因のほうが多いと強く感じました。特に隣のクラスの教師や児童の声が筒抜けで聞こえるため、児童は授業に集中できていないようです。教師17名中15名が授業の妨げになると感じているようです。教室のパーティション、簡易なものでアコーディオンカーテンなどは必要と思っていると答えております。話し声や笑い声が聞こえると、隣のクラスのほうへ身を乗り出して行こうとする子供や隣のクラスと一緒に笑う子もいるようで、どちらの授業を受けているのかわからない状態です。授業への集中力が欠け、学力低下になると教師も親たちも心配しております。また、平成23年度入学する48名の新1年生が2クラスになるということで早急な改善が求められると思われますので、町としての考えをお聞きいたします。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） 西村議員のご質問にご答弁させていただきます。

さわら小学校オープン教室による学力低下の懸念についてでございますが、まずオープンスクールにした経緯についてご説明を申し上げたいと思います。さわら小学校は、当時の沼尻小学校、砂原小学校、掛澗小学校を統合し、平成9年4月1日にオープンした全道にも類を見ない画期的な学校であります。本州の先進校の見学を通して従来の学校の形式にとらわれず、将来の教育方法、情報化に対処でき、子供たちの生活の場として明るく使いやすい地域に密着した学校づくりを目指したものであります。このため、複数学級の協力授業や自由な個別学習を可能にするため廊下の壁を取り外し、オープンなスペースを確保し、子供が能動的な学習者として一人一人を大切にし、その学習を援助しやすいよう計画されたところであります。また、地域住民を対象とした集会、スポーツ活動の場、生涯教育あるいは避難施設などコミュニティスクールを目標としております。

設計の特徴として、従来の学級のように一方的な説明、指示事を中心とした一斉授業から従来からあるようなさまざまな形式にこだわらず、子供が主体的に学習するのを援助する場を目指したものであります。このテーマを可能にするために一般教室部分の学年ごとのユニット化を試みたところでございます。1つのユニットは、ワークスペースを中心にオープンな教室とクローズした個人ブース、これは教師用ステーション、相談室、教材庫でございますが、これらで構成されております。このように壁を取り外したことにより学年集会、共同制作、展示などのスペースとしての活用やグループ学習が可能となっております。オープン教室が直接学力低下に結びつくかどうか、私ども学校とも話をしてみましたが、これについての判断は大変難しいものがありますが、一部保護者等から騒がしい雰囲気になりがちである、また音を比較的大きく出す学習、これは発声練習、一斉朗読をする、あるいは楽器の演奏など、これらはどうしても遠慮がちになるなどの声もありますので、オープンスクールにした経緯も考えますと、できれば当時の設計業者にも直接見ていただいて応急措置を含めた改善策をまとめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○19番（西村 豊君） グループ学習とか、そういうことでは非常にいいのかなとは思っています。ただ、僕は実際に行って教室に座ってみました。そうしたら、前の教室というか、2つ教室がある中の1つ目のほうからやはり声は聞こえてきます。それで、今のやっぱり若いお母さん方は授業参観日に行って初めてこの教室何なのということらしいのです。町長は多分行っていないと思うのです。さわら小学校に1度行ってみてください。それで、何かうちの民生のほうで6人か8人、学校に行ったらいいのです。そうしたら、そのときは何でもない。今の教室で問題ないのではないかという話は聞きました。子供方も8人も10人も行ったらびっくりする。お母さん方からやはり聞いてみてください。

それと、やはり1年生から4年生、5年生ぐらいまでが大事な時期だと思うのです、町長。今の落ちつきがないというのは、さわらの子供方が多いそうです。ですから、やはりお母さん方が心配するのは無理もないなと思っているのです。僕はそんな、設計屋さんにかけて設計してもらうのも、それもいいと思います。完全にやってくれるのならいいと思うのですが、簡易的なものでアコーディオンカーテンを閉めただけでも僕は違うのかなと、そう思うのです。町長、1度行ってみてください。いっぱい行ったらだめです、町長。行くのだったら1人か2人にしてください。それでなかったら、子供方びっくりするから。町長、多分行っていないと思うのですが、どうでしょう。1度行って見てきてください。僕はやってほしいと思いますね。

○議長（野村 洋君） 今は西村議員、教育長、教育関係ですから、教育関係の答弁をお願いします。

○教育長（磯辺吉隆君） 再質問についてお答え申し上げます。

実は、民生文教委員会でも今の件につきまして委員長、副委員長と学校のほうに行って、私どもも学校へ行ってまいりました。やはり低学年はオープンスペースというふうなことで、2学級あれば隣の声も聞こえてきます。そして、平成9年ですから丸14年たちます。ただ、私どもとしても14年たつ中で、今でも一部保護者からそういう声があったのかもしれませんが、そういう声は今まで届いてこなかったものですから、ある面では学力低下というふうなこともあるかもしれませんが、まず経緯を説明したというふうなことは、まずこういう使われ方をするという、そういうコンセプトでこの学校が建ったというふうなことであえて説明をさせていただきました。ですから、今西村議員さんは完全に閉じるというふうなことでは多分ないと思いますので、趣旨はあくまでも緊急避難的なといいますか、そういうカーテンだとかしながらでも少しでも対症療法ができるのではないかというふうな趣旨でございすけれども、せっかくどうなっているのかということでございすので、やはり設計図もある当時の設計業者に来て見ていただいて、その辺のところの細かい部分もチェックしながらの対応策が私は必要でないかというふうなことで考えております。そういった意味で取りまとめたいというふうなことでございす。

以上でございす。

○町長（佐藤克男君） 西村議員から、町長もぜひ小学校へ行ってみろと、それも少ない人

数で行きなさいと、たくさんで行ったら子供たちもびっくりして何もしゃべらないだろうということでございます。確かに西村議員が1人で行ったときには、子供たちはおっかないおじさんが来たなということで黙ってしまったと思うのです。しかし、私が行った場合に、私は小さい子供に非常にもてますので、大騒ぎになると思うのです。私が行くことはやぶさかではないし、行ってみたいと思っております。しかし、やはり教師のお話と、それからPTAのお父さん、お母さんたちのお話も聞いて、総合的に判断してそれを検討したほうがいいのではないかなと、私はそのように思っております。必要であれば、そういうカーテン等々をやることについてはやぶさかではないなと、そんな思いであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○19番（西村 豊君） 町長、町長のところに届いていないのかな。校長先生がアンケートをとってくれたのです、先生方に。そうしたら、今のスタイルで授業に支障があるのかというアンケートなのですけども、17人中15人の先生が支障あると、大いにあると、影響ありますよという答えを出しているのです。これ町長に行っていないのかな。教育委員会のほうから行っていないのかな。

それと、声がなかった。今まで声がなかったと言うけれども、あったはずですよ。だけれども、予算ないのです。予算ない。校長先生が上げようとする、いや、先生、やめてくれと。予算ない。そして、お母さん方もだれに言ったらいいのかという声が届かなかった。だから、前々のお母さん方も、もう卒業した親もやっぱりそういうものは疑問は持っていたそうです。ただ、声が届かなかったということなのです、町長。これは、私は町長もぜひ行って見て早い判断をしてほしいなと思います。

○教育長（磯辺吉隆君） ご質問にお答えしたいと思います。

私は、我が母校でございますので、何度もさわら小学校、それから私もさわら小学校の校舎のほうではなくて敷地の買収に当時かかわった者でございます。そういった意味から、このオープンスクールのいきさつについても多少知っているものでございます。後から私も教育長として町長と一緒に学校に行ってみたいというふうなことで考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 教育長、アンケートの結果、町長に伝わっているのかということを知っていますけれども、質問者。その件についてはどうなのでしょう。ちょっとその件。

○教育長（磯辺吉隆君） 答弁漏れで大変失礼いたしました。アンケートの結果は、町長の手元には多分届いていないというふうなことだと思います。そして、アンケートの結果、これは学校のほうでの教師だとか、そういうふうなことでやったと思いますけれども、やはり画期的な学校であると。それで、やはりこれだけのオープンスクールというふうなことは、私は管内ではないだろうと思っております。そういった意味で、先生方も従来の1つのスペースの中で、囲いというのですか。そういう中でやっぱりなれた先生方からすれば、やはりちょっと違和感はあるのでないだろうかというふうなことでございます。ですから、単純に

アンケートをとれば、やはりなれない先生方としてはどうしてもこういう結果には私はなるだろうと、そういうふうに思っています。そういうふうなことも含めながら、教育委員会としてはそれを総合的に考えて、今西村議員言われるように14年もたって、やはりその辺もせっかくの機会でございますので、我々としてもそれをまともに受けて、そして検証する必要があるだろうと、こういうふうなことで思っております。それで、経緯も踏まえればやはりきちっとしたそういう応急措置も含めた対応策というふうなものをまとめる必要があるのかなというふうなことで思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） さわら小学校オープン教室による学力低下の懸念についてを終わります。

以上で19番、西村豊君の質問は終わりました。

次に、2、企業の誘致について、町おこしについて、12番、杉浦幸雄君の質問を行います。

初めに、企業の誘致についてを行います。

○12番（杉浦幸雄君） まず最初に、今回の大津波で行方不明者多数、なおかつ死者も大変出ました。その件についてご冥福を申し上げますと同時に、災害に遭った方々にお見舞いを申し上げます。さらには、この災害に森町として早速救援物資を運ばれたということもお聞きしました。この素早い行動に敬意を表するものであります。

それでは、私から企業の誘致について町長にお尋ねをいたします。しばらくぶりの質問でございます。そしてまた、今回が最後の質問となりますので、よろしくお願い申し上げます。今地球に優しい環境問題に世界じゅうで取り組んでおられます。特に我が日本は、CO₂を25%削減と打ち出しております国であります。そこで、地球に優しい太陽光発電やエコエネルギーなどの関連する企業や研究施設を森町に誘致をしてはいかがと考えます。高速道路、また2020年には本州から新幹線、新函館駅まで来ます。そういう面からいって、交通網は非常に便利がよくなります。もちろん企業が来やすい環境整備もしなくてはならないだろうと。また、円高や労働賃金などで海外に生産に力を入れている今日であり、大変厳しいと思われます。

佐藤町長は、太陽光発電の關係に携わったとも聞いております。そしてまた、種々の事業にも携わってこられた方でもあります。私は、近隣町村長にまさる人脈を持っておられると思っております。町長の執行方針の中に企業立地の誘導などを推進してまいりますとあります。私は、町長の頭脳と行動力で佐藤町長の言う北海道の湘南、森町へ企業の誘致をと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○町長（佐藤克男君） 杉浦議員のご質問にお答えさせていただきます。

企業誘致についてというご質問だと思います。北海道の業況は、長引く景気後退の影響による市場の低迷から、製造業を中心に設備投資は抑制され、投資の目的も維持更新などの対応となっております。しかし、企業が設備投資に慎重になる中、環境問題への対応背景から太陽光発電や2次電池などの新エネルギー分野や健康関連分野への積極的な投資の動きも

見られるところであります。

道南圏の工場立地は、平成21年度1件、平成22年度2件の工場立地があると発表されております。森町では、栄町姫川に13万7,000平方メートルの工場適地を指定し、現在3万9,000平方メートルを6社へ分譲してございます。昨年は、食品業者の配送敷地拡幅による2,800平方メートルを譲渡しております。

企業立地振興条例適用状況においては、平成19年、企業定着による2社の食品企業が事業拡大を行い、新增設による雇用拡大を図り、税制優遇措置の適用を受けているところでございます。企業誘致については、ホームページにより工場立地の紹介、企業誘致にかかわる優遇措置を掲載し、また北海道企業誘致関連サイトにより情報提供をしているところでありますが、平成11年、大手企業の工場立地がありましたが、その後新規企業との具体的な接触はない状況であります。企業誘致、工場誘致は企業ニーズに対応した立地環境も含められ、なかなか厳しいものがあるかと思いますが、地域経済の活性に大きく貢献されるものであり、期待される施策であります。今後は、公式サイトの活用や企業誘致のあり方、取り組みについて再検討し、関係機関の指導を仰ぎながら受け皿づくりを進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○12番（杉浦幸雄君） 実は、町長から頑張っって企業誘致に努力するという答弁欲しかったので、そういう答弁がされれば再質問はしないつもりでございました。でも、かなり厳しいので、これくらいの答弁しかできなかったのかなと、そういうふうに察しております。でも、やっぱりこの森町にそういう企業誘致をすれば、随分森町も変わるだろうと思うので、再度頑張っって森町にそういう企業を誘致してほしいなと、そう思っていますので、町長のこれからの頑張っり方に期待をして終わります。いいですか。では、お願いします。

○町長（佐藤克男君） 今私が企業誘致、そんなに積極的ではないという思いのようなお答えだったのですが、私町長になってから初めてこの企業誘致についてご質問をいただいて、非常に前向きな、積極的なご質問だなということで感動しておりました。私は、全く企業誘致について消極的ではなくて、企業誘致というのは、これは男と女であれば縁組と同じなのです。そういうチャンスが来たときには、それをきちんとつかむという姿勢がなければいけないと思うのです。そういう意味において、森町においては私も何度か今試みております。なかなかお互いに合致するところがなくて不調に終わっておりますけれども、これからも私は企業誘致ということに対しては、非常に積極的にお話があったときにはそれに取り組んでいきたいなと。後に質問で人口削減の問題等々もありますけれども、それも含めてこの企業誘致、それについては私もチャンスがあつてこの町にふさわしいと思ったら、これは積極的にぜひ進めていきたいなと、そのように思っているところでございます。このような積極的な質問については、私も本当にありがたいなと思っております。

以上でございます。

○12番（杉浦幸雄君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 企業の誘致についてを終わります。

次に、町おこしについてを行います。

○12番（杉浦幸雄君） それでは、町長に町おこしについてをお尋ねいたします。

最近のテレビでは、食べ物の番組が大変多いわけでありまして。その中で、我が町はギョーザでは日本一だよと、また焼きそばでは我が町が日本一だよと、大変そういう報道が多いわけでありまして、またどここの町のこういうものが大変おいしいとか、そういう番組といえますか、放送が非常に多いわけでありまして。そこで、私はこの森町でコロッケで、全国にコロッケの森町ということで発信してはどうかと、そう思っています。地元にはニチレイフーズという森工場がありまして、ここではコロッケをつくられておりまして、このコロッケが日本全国で売られております。そんな大先輩もおるわけですがけれども、私はコロッケで町おこしをしてはと思っております。森町は芋やカボチャ、原料は本当に豊富にあります。また、海の幸、山の幸と具材も豊富にあります。また、このコロッケはつくり方によってはいろいろなものができます。そしてまた、長期保存する冷凍、これもできるものであります。

近隣の町では、いろいろ町おこしをしようということで、皆さんご存じのように松前では松前漬、そしてまた知内町ではカキやニラ、そして今乙部町ではキムチを使った漬物、それで町おこしをしようと頑張っております。一口に言ってコロッケ、コロッケと言いますがけれども、これは協力してくれる工場とか町民の協力がなければできないものであります。私は、そういう食品加工場に町のほうから話を持ちかけるなり、また食堂や、そしてまた一般の家庭でも自家製のコロッケをつくって、お客さんにそれでもてなすとか、徹底したそういうやり方をしなければ、やっぱり森町のコロッケということで日本には発信されないだろうと思うのです。今までのそういういろいろな事業、森町でもやられてこられました。しかしながら、みんな腰砕けをしたといえますか、途中で立ち消えになるということが結構多いのです。ですから、町民みんながこぞってこのことについて一生懸命に取り組んでもらえれば日本一も夢ではないかと、そう思っております。駅弁では日本一のいかめしもあります。

そんな中で、この町おこしと同時に町をPRするにはマスコットキャラクターというのですか。そういうものも大いに使ってはどうかと。それから、やっぱり今はいろいろな宣伝の仕方があるわけですから、インターネットやマスコミなども大いに使ってやることによってまた大分違ってくるだろうと思います。そこで、マスコットキャラクター、函館とか長万部とか各地方でこのマスコットキャラクターを使って町おこしや町の宣伝をされています。大変活躍されております。それで、我が森町にもそういうだれにも好かれるようなマスコットキャラクターを考えてはどうかと、そう思っております。そして、大いにそれを利用すべきだと、そう思っておりますが、町長のお考えをお尋ねします。

○町長（佐藤克男君） 杉浦議員から、町おこしについてコロッケ、そしてまたマスコットキャラクター、そういうものも含めて町おこしをというようなご質問でございます。

まず、コロッケでの町おこしということについてお答えさせていただきたいと思います。全国各地において食にスポットを当てた町おこしが盛んに行われていることは認識してい

るところでございます。近郊の町での取り組みについても新聞等で紹介されております。森町においても砂原漁協婦人部が考案したホタテ昆布きんちゃくが今商品化を目指しているところであります。地域独自の食文化を発見し、的確に情報発信すれば有力な地域ブランドとして人を呼び込む重要な資源になるだろうと思っております。食による町おこしを進める上で大事なことは、地域の資源、食材を再認識し、地域特性、歴史的背景、地域文化などその食材を知り、発信していくことが肝心でございます。

ご提案いただいたコロッケは、森町の特産物を有効利用した統一ブランド料理として非常に有益性を感じるものでございます。今食の町おこしにおいては、意欲ある町民や事業者及び飲食店等が中心となるネットワークづくりが必要でないかと考えるものであり、関係団体との連携協力を検討したいと思っております。マスコミ、インターネット、広報での呼びかけについては組織づくりの後でも遅くはないのかなと思っております。非常にコロッケの町おこし、これはギョーザ等はもう既にございますけれども、コロッケで日本一だとか、コロッケの町という表現はございませんので、これは非常にいいアイデアではないかなと、そのように思っております。

次に、マスコットキャラクターについてお答えさせていただきます。マスコットキャラクターにつきましては、平成17年の合併前の旧砂原町にはミミ太とミミちゃんがあり、各種イベント開催時や町の観光パンフレットなどに掲載して広く活用しておりましたが、旧森町には合併当時キャラクターが存在しておりませんでした。また、この旧砂原町で利用していたミミ太とミミちゃんにつきましては現在新森町の公式キャラクターとしては活用できていない状況にあるため、活用策については解決を図っていかなければいけないところでございます。また、着ぐるみだけではなく各種印刷物へのイラスト等での活用など、地域の特性を生かしたキャラクターの作成を行っていかなければならないと思っております。キャラクターのデザイン、ネーミング、キャラクターの利活用計画の策定などを行いながらいろいろな補助制度等の活用も考え、今後町民の皆様に認知され、愛されるキャラクターの作成を検討し、森町のPRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○12番（杉浦幸雄君） それでは、再質問をさせていただきますけれども、若干私の考えも入って再度町長の答弁をいただきたいなと、そう思っております。

町長の執行方針の中で、食の振興についてすぐれた商品の開発、発掘や地域特産の販路拡大を積極的に推進をすると述べられております。そこで、私はまず地元の方々が真剣になって販売に協力してもらえればと思うわけでございます。そこで、森町には食KING市、また産業まつり、砂原にはふるさとまつりがあります。そこで大いにできたてのコロッケをお客さんに買ってもらうということも一つの町の中でのPR、ましてそこには町外からもたくさんお客さんが来るわけですから、そういうところでまずPRしていくというふうには私は考えます。また、道の駅やつど〜る・プラザ・さわら、そういうようなところでも大いに販売

をしていただきたい。ちなみに、私の考えですけれども、いかめしのようにコロッケの中に御飯を入れて、そして例えば名前は別としてもコロッケ御飯とか、それでもって1食済ませられるような、またそれを一口で食べれるような、そういうようなものも一つは方法としてあるのではないかと、そう思っております。やる、やらないはまだはっきりしないのですけれども、私は今やるという、そういうことを前提にしながら質問をしておるわけでございます。町長の考え方を再度お尋ねをいたします。

○町長（佐藤克男君） 非常に積極的なお話で、素晴らしいなと思っております。コロッケ飯というお話でございましたけれども、私は非常にそういう発想が素晴らしいことだなと思っています。世の中にはないですね。そういうコロッケ飯、それを1つ食べたらもうおなかがいっぱいだよと、お昼なんかはそれで十分だよという、コロッケライスだとかそういう名前になっているだけで何か若い女性がそれを食べてお昼それ1つで済ませてしまうと、非常に健康的な食品になるのではないかなという気もしております。ですから、そういうものを開発、この食の振興で一番大切なのは販売戦略でございます。この販売戦略がどのようになっていくか。この販売戦略をしっかり立てて、つくったらどこでそれを売するのか、どういう顧客がニーズとしてあるのかということをマーケティングしていかなければいけないと思うのです。そういう意味においてこの販売戦略、物をつくって、まずそれをつくらなければいけません。そして、その後に販売戦略というものをしっかり立てて、そして物事を振興していかなければなかなか難しいと思うのです。食KING市も今よそから成功しているねということで注目されております。これもかなりの販売戦略、集客に対していろんなアイデアを入れてございます。そういう意味において、今2,000人から3,000人の方が来ていただいておりますけれども、この販売戦略が一番大切なことだと。もちろんその前提にあるのは、商品企画というものが大切でございますので、このコロッケライスというのは非常におもしろいユニークな、そこにシャケも入っていたりなんかして、コロッケの中に。そういうものも私はおもしろい商品ができるのではないかなと、そんな感じを持っております。こういうものもぜひこの食の振興係等で今後も進めてまいりたいなと、そういうふうに思います。ありがとうございます。

○12番（杉浦幸雄君） 終わります。

○議長（野村 洋君） 町おこしについてを終わります。

以上で12番、杉浦幸雄君の質問は終わりました。

次に、3、町長のまちづくり公約の進捗状況と今後の見通しについて、各関係機関との仲たがい解消はどうなっていますか、4番、黒田勝幸君の質問を行います。

初めに、町長のまちづくり公約の進捗状況と今後の見通しについてを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは、通告に従いまして2問についてご質問をさせていただきます。

まず、町長のまちづくり公約の進捗状況と今後の見通しについてでございます。佐藤町長は、町長に就任して以来2年6カ月になろうとしております。長期政権後の民間出身の町長

ということであり、町民の期待も大きいものがありました。選挙時は、いろいろな公約がありました。以下についてお尋ねいたします。

まず、①、しがらみのない公平なまちづくりに刷新。地域住民との定期的な移動町長室の開催。産業、経済団体、各団体との定期的な意見交換会、懇談会の開催。

②といたしまして、日本一のお年寄りを大切にするまちづくり。在宅生活の支援、お金のかからない1,000人の認知症サポーター制度は4年でできます。ピンチをチャンスに、日本一の福祉のまちづくりを目指せば、森町に住もうという人も増えてきます。なぜなら条件のいい町だからです。私のふるさとですから。

③、産業を活性化させるまちづくり。町民への簡単な中国語の普及や声かけ運動を通じ、国際交流も図ります。また、中国語講座など中国人研修生、町民とのコミュニケーションを図ります。地場産品（農林水産物及び加工品）の積極的なPRと新たな市場開拓をトライします。

④といたしまして、行政、財政運営。役場を風通しの良い職場にします。職員は最大のパートナーであり財産です。これまで埋没していた職員の発想、意欲を開花させてみせます。財政状況の開示、公表し、わかりやすい説明と共通理解に努めます。役場を変えます。役場の機構、事務権限の改革（砂原支所を含む）。年功序列、異動サイクルなどの人事見直し、研修の充実など多数。

⑤といたしまして、直面する諸課題への対応。砂原地区の簡易水道事業は、整備を前提に改めて具体的な推進方策を協議する場を設けます。地域医療、救急医療は守るべきものです。国保病院の機能は絶対に必要なものであり、関係する者の英知を結集すれば必ず明かり、展望が見えてくるものと確信をしております。

以上、1から5の公約を掲げておりますが、その実績はご自分ではどう判断しているでしょうか。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

しがらみのない公平なまちづくりに刷新ということを公約に掲げてございました。その中で、地域住民との定期的な移動町長室の開催ということも掲げてございます。平成22年2月から町政の広聴事業として森町移動町長室を開催することにより、町民参画によるまちづくりの推進を図り、町民と行政の協働によるまちづくり目的として実施しているところであります。これまでの開催は、5町内会で実施しておりますが、町の行財政状況の説明と各町内会からは地域における身近な事項などご質問があり、町行政に対するご理解とご協力をお願いしているところであります。今後においても各町内会へ開催の要望調査をしながら、多くの町民の皆様のご意見を拝聴するため移動町長室の実施を進めてまいります。

2番目の産業、経済団体、各種団体との定期的な意見交換、懇談会の開催とございます。産業、経済団体との意見交換会ということですが、平成21年5月に森町、森町議会及び森商工会議所、砂原商工会、森漁業協同組合、砂原漁業協同組合、新函館農業協同組合森

基幹支店の役職員により森町産業・経済活性化協議会（通称産官サミット）を立ち上げ、森町の産業、経済の活性化を図るため各関係団体と地域の将来像を共有し、多様な連携、協働の取り組みを行うに当たり意見交換を2カ月に1度開催しているところでございます。各団体の抱える事項など、率直な意見に対しての意見交換をする場となっております。各団体の連携として、産官サミットでの事業として森林づくりから豊かな海づくり運動として、昨年度町内の各団体のご協力をいただきながら植栽運動の取り組みをしたところであります。また、海岸清掃においても森、砂原漁協の皆様のご協力をいただき、2カ年続けて実施してございます。昨年5月から実施の楽市楽座もりまち食K I N G市につきましても産官サミットで協議され、実施されたところであります。今後においても引き続き2カ月に1度開催し、官民協働のまちづくりを推進してまいります。

なお、各種団体につきましては、私の出かけるところはすべて移動町長室のつもりで、この間たくさんの団体等の会合にお招きいただき、貴重なご意見を拝聴し、また意見交換をさせていただいているところでございます。

日本一お年寄りを大切にするまちづくりについてお答えさせていただきます。高齢者や障がい者にとって住みよい町は、とりもなおさず一般の住民にとっても住みよい町となり、日本一お年寄りを大切にするまちづくりを目指すことにより、すべての人が住みよい町になるものと確信しております。ご質問の1,000人の認知症サポーター制度ですが、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するため、認知症サポーターを養成する講座を開催しております。この2年間で認知症サポーターは800名を超え、平成23年度中に1,000名を超えるサポーターが誕生する予定になっております。また、このたび行った高齢者に対するアンケートでも、生活の中でどのような不安を感じているかとの問いに一番多かった回答が自分や家族の健康や介護でありました。これらの課題に対処するため、新年度には森町健康づくり計画や森町高齢者福祉総合計画を策定し、森町の実情に即した健康づくりや福祉施策を実施してまいります。また、将来少子高齢化がますます進行することを見据えて介護保険制度を補完する制度として福祉マイレージモデル事業を実施しております。推進会議を設置しながら課題の検討をして、森町の実態に合った事業システムを検討してまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

また、町長のまちづくり公約の進捗状況と今後の見通しについてというご質問でございます。産業を活性化させるまちづくり、中国人研修生とのコミュニケーションについて。現在当町での中国人実習生は約260人、受け入れ企業は22社であり、森町の基幹産業である水産加工業を下支えしております。町としても基幹産業を下支えしている実習生との良好な関係を保つことで地域振興が図られるものと考えております。この間、日常的には受け入れ企業の理解やお祭りなどの参加により1地域での交流はあるものの、町全体での取り組みは図られていないものと思っております。今年においては、社会教育課で実施する国際交流事業や商工労働観光課が進める緊急雇用創出事業により中国語講座や異文化交流を初め、受け入れ企業と連携した実習生サポート事業を展開してまいります。

また、地場産品PRと市場開拓についてとのご質問でございます。森町の基盤は、農業、水産業の生産物、そして加工食品といわゆる食によって生活している町であり、すぐれた地域特産品の付加価値を高め、流通させることが産業全体の活性を促すものであります。地域のすぐれた商品を発掘し、新たな販路を構築するため商談会参加への支援事業を実施し、また食品加工研究企業や団体への情報提供や関係機関への紹介などを実施しております。地場産品のPRについては、町内外の催事イベントに積極的に参加し、特産品及び森町のPRに努めているところであり、平成21年度以降においては北海道が開催する食の特別商談会や渡島総合振興局が開催する食のブランドフェア商談会に森町ブースとしてPR出展しており、また出展業者においては商品の磨き上げや新商品へのアドバイスなど、それぞれ成果を得ているところであります。その他特産品のアンテナショップへの情報提供やバイヤーへの情報提供など随時対応しているところであります。市場開拓においても特別商談会を通して、各方面のバイヤーからの紹介などによるスーパーやデパートへの出店もあり、今までなかった外販への積極的な姿勢も見られ、今後の展開を期待するところでございます。

行政、財政運営についてはどうかというご質問でございます。職員の発想、意欲を開花させることということでございますけれども、これまで職員の発想により実現した例を挙げますと、食KING市のネーミングは職員のアイデアによるものであります。食KING市という印象的な名称は、町のイベントとして定着している大きな要因であると考えております。また、役場1階のカウンターの改修も職員の意見から実現したものであります。低くなったカウンター、ローカウンターが設置されたことによりお年寄りや体の不自由な方に優しい窓口対応が可能となったものと考えております。これも職員の提案でございます。今後につきましても、このような職員の発想、意欲が町行政の発展につながるよう努めてまいりたいと思っております。

財政状況を開示、公表するということについては、もう皆さんも広報やホームページを見るとすぐにわかるようになっております。当初予算の概要、決算に基づく財政状況、健全化判断比率、財政比較分析表を財政用語の解説を掲載しながら公表しているところであります。特に広報の平成21年1月号においては、森町の台所事情という特集を組み、森町の財政状況を一般家庭に置きかえて町民の皆様によりわかりやすい内容で分析、説明をしております。今後につきましても、できる限りわかりやすい内容で町民の皆様にお伝えできるよう努めてまいりたいと考えております。

役場の機構、事務権限の改革等については、平成21年度より契約事務の適切な執行を図るため契約管理課を新設しました。また、交通安全対策室と防災消防対策室を統合して防災交通課として、また砂原支所を従来の5課から3課体制として機構の集約を図ったところであります。さらに、平成22年度には税金の収納率向上を図るべく収納管理課を新設いたしました。事務権限については、平成20年11月に事務専決の見直しを行い、各課長の権限の強化を図りました。研修については、平成21年度より管理職を対象とした研修と課長補佐、係長相当職を対象とした研修をそれぞれ実施しており、また平成22年度より新規採用職員を対象と

した研修も独自に実施しているところであります。

上下水道についてご質問がございました。平成21年の第2回、第3回定例会における行政報告の場でも述べましたように各町内会の水道建設期成会、連絡会議との連携のもとに水道普及促進に対する啓発活動を展開し、また財政面でのアプローチとして総務省、国土交通省などの中央省庁へ出向いて現行の国の補助制度の枠を超えた財政的な支援を得るべく陳情活動を行ってきました。しかし、ご承知のとおり簡易水道創設には至りませんでした。この結果については、いろいろとご批判もあると思いますが、今日の森町の財政状況や現下の社会情勢を考えると、現時点で簡易水道創設の時期を具体的に数年以内に着手するということは町の財政計画を立てることからも至難の状況であり、苦渋の判断をしたものでございます。簡易水道の創設は、地域住民の健康と安心、安全を守る重要施策であり、今後も早期実現の可能性を模索し、できる限り前向きな検討と着実な町財政の健全化を図り、財源の獲得に努力してまいりたいと考えております。

最後に、当面の緊急的措置として飲料水の安全確保を図ることを目的とした施策を砂原地区を初め、水道未普及地帯の約1,900世帯のうち水質不良の個人世帯を対象に飲用水を浄化するための家庭用浄水器や滅菌器等の購入設置費用と井戸掘削工事費の一部を町が助成する公的支援策を実施するために平成23年度には当初予算に計上してございます。

また、黒田議員のほうから国民健康保険病院についてのご質問がございました。地域医療、救急医療を守るべきものの公約ですが、公約どおり現在も守っておりますし、これからも同様にと考えております。まず、この公約をなし得るためには国保病院の医師を安定的に確保することが挙げられます。地域医療での医師不足は全国的な流れであることと、特に北海道は医師確保が厳しい地域となっているのはご承知のとおりでございます。私はこの間、これまで夜間のコンビニ受診が医師の疲弊を招き、医師退職への動機となることを解決するために夜間、休日のウオークインの廃止を決断いたしました。町民の皆さんには、当初不安もあったことと思いますが、最終的にはご理解いただけたものと思っておりますし、このことにより当時4名の医師がおりましたが、その後1名の医師が退職してもかわる1名を確保しております。今後さらに現状の常勤医師プラス将来を担う医師の確保に向けて全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

また、英知を結集すれば明かりと展望については、就任以来医療を取り巻く環境はさらに厳しさを増し、良い方向の見通しが立たない中で今後の課題は地域医療の根幹とも言える求められる医療とこたえられる医療の構築だと考えております。そのためには、町の多くの皆さんの声や運営委員会等の意見を集約しながら展望を見出したいと考えております。繰り返しますが、最重要課題はやはり医師の確保が優先とし、進めていく所存でございます。

そして、最後に1から5の公約を掲げておりますが、その実績は自分ではどう判断しますかと。ここで抜けているのが財政の問題でございます。財政においては、町民のご理解、それから町の仕事をいただいている業者さん、また町の職員等の協力により財政調整基金というものがございましたが、これも何とか回復して非常にゼロに近い状態だったのですけ

れども、この3月末で10億ほどの財政調整基金となる予定でございます。そういう意味において、私もこの実績については、いろんな批判はございますでしょうけれども、私の思っていた8割ぐらいは今実施しているかなと、また実施する状況にあるかなと、そんなような判断でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） どうもご答弁ありがとうございます。

まず、この5点の公約につきまして、個々のことは特にくどくどは言わないつもりであります。それぞれ公約が進行中でございますので、やったからといってすぐ成果が出るわけではないし、これから時間かけて成果が出るものだと、このように認識しております。

それで、今町長から答弁の中で、私はこの4番目の行政、財政運営のところで役場を風通しの良い職場にします、職員は最大のパートナーであり財産であります。そのとおりなのですよ。そういうことで町長はやっていると思います。研修もやっているし、職員を対象に。だけれども、町長は明るくなったと、職員も意欲を持ってやるようになったということを感じていますが、私からはそう見えていないのだ。ですから、その辺がいかげんなものかなと。自由に物の言える職場になっているのかなと私は疑問を持っております。それ1点。

それと、5番目の直面する諸課題、ここの病院のところ。町長は、夜間の急患の場合は、これは医師不足で函館のほうに行ってくださいよと。そうですね。夜間の救急センターとかに行ってくださいよということなのですから、こういう時間も経過したので、町民の方にもある程度理解してもらっているのかなというようなご答弁がございました。現在常勤の医師が外科、内科を合わせると4名おりますよね。以前もこの体制で急患やっていたのです。医療制度もいろいろ変わったと、そういうこともあるのでしょうか。佐藤町長になってからこれだめにしてしまったのだよね。その辺どうなのかなと。いろんな要因はあるでしょうと。その2点ね。

それと、大局的な判断です。町長の任期は、来年の10月に選挙があります。まだ実現しない公約が任期中に可能なかどうか。また、町長は2期8年と言っていましたよね。私は2期8年だと。それ以上やってもだめなのだとことを盛んに言っていました。それで、2期8年も含めた中のこの公約であったのかどうかということを聞きたいと、このように思っております。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

職場が風通しが良いか悪いかと。黒田議員は、非常に風通しが悪いというご意見でございました。私は、町長室をいつも開放しておりまして、職員も私のところにはだれでも入ってこれるような状況にしております。また、メールでも私は職員からいろんなメールをいただけるような非常に環境の良い職場になっております。私に物を言えないという方も中にはおられるかもしれません。それは、私の方針と、私の方針というのは町民の目線ではないと、町民

の目線よりも下の目線で見なさいと、私は絶えずそれを教育しております。そういうものに対して、そうではないという職員については、きっと私には物を言えないのでしょう。ですから、人事異動等についても黒田議員は前から私に言っております。黒田議員は人を使った経験は余りないかもしれませんが、私はたくさんの人間を使ってきた人間でございます。ですから、その部下が自分の思うようにならないというケースは多々ございます。これは人を異動する、この人事というものに対しては上に立つ者がいろんな判断をしてやらなければいけないと。これは当然のことでございます。ですから、私の方針についてこれない人間については、これはもういたし方ない。そして、私はこの町役場というのは町民の役に立つ場所と、町民の役に立つ場所が町役場だと、私はそのように思っております。ですから、町民が過ごしやすくするためにこの中での役場の職員に対する対応というのは考えてございます。ですから、私の考えについてこない人については違うところで頑張ってもらえないかと私は思っております。

次に、病院の問題でございます。病院について、非常に悪くなったというご意見でございますけれども、あのまま放置していたら医師は今の4人という体制もできませんでした。そして、不満だらけ、そして今もまだ直ってございせんけれども、これは非常に残念なことでありますけれども、町民の皆さんにきちんとしたサービスがなされていると私は思っておりません。まだまだ改革が必要なところでございます。そして、この夜間診療、そういうものも受けていたら今の医師4人という体制は組めなかったと、そのように思っております。そして、民間病院の専門の事務長にも来ていただき、そしていろんな改革を中でもやっていただきました。非常に勉強していただいているところでございます。まだまだこの病院については時間がかかり、そしてこれはやっていかなければいけない。何十年にもおいてこういう状況であったわけでございますから、まず病院の体制、これは患者さん本位の病院に変わって、そうすると患者さんも増え、そして改革されていくのではないかと、そのようにこれは鋭意これからも努力していきます。

それから、3問目に町長は1期で全部できるのかと、掲げた公約は全部できるのかという、または2期でそれは全部できるのかと。公約というものは、すべてこの1期でできると私は思っておりません。時間がかかります。何せ40年近い方がずっとやってきたものをまた大きな変更をしなければいけない、そういうところでございます。そして、世の中は非常に変わってきております。それを私がたった一人でこの4年ですべて変えるということは、この公約のことはできません。ただし、8年あれば私がやめた後もその道を後継者が、次にやられる方がそれをやってくれば必ずや私はできるものと信じております。私の思いは、町民が住みよい町になる、決して豊かではない、ぜいたくではない、そういうまちづくりが私は、豊かで安全で安心で、そしてこの町を誇れる町、それをできるというのが私の夢でございます。そして、それは町民も同じような夢ではないのかなと。10年、20年、30年先の子供や孫が安心して住めるまちづくり、これが私の思いでございます。ですから、私がたった8年でそれがすべてできるということは思っておりません。我々の次の世代の人、次に町長をや

られる方、また議会を運営される方、そういう方に私はゆだねていきたいと、そのように思っています。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時42分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再々質問。

○4番（黒田勝幸君） それでは、再々質問をさせていただきます。

町長は、職場の環境については町長室も開放しておりますと、オープンにしておりますと、そういうご答弁がございました。それは事実なのでしょうけれども、何か職員の話を小耳に挟んでいると、町長はもう絶対的、最も権力者だからそうなのでしょうけれども、自分の意見を通すと。職員が言っても、そうかということは余りないと。全然ないとは言いませんよ。そういう話があるのです。持論が強過ぎて、言葉は悪いけれども、我が強過ぎて、皆さんの言葉をよく聞いてくれないと。だから、開放しても行かない、そういうことになると思います。その辺の認識はどうかということ。

それから、国保病院、確かに先生たちはお疲れになるでしょう。それで、町長は最初から病院はなくされないと。だけれども、この現状ならうまくないから、何とか健全経営を目指さなければだめだということですよ。それで、民間の手法、いわゆる事務長の話です。民間で実績のある事務長をお願いして、町長の肝いりで。昨年7月1日ですか、着任したの。一生懸命やってくれていますよね。

（「一昨年」の声あり）

○4番（黒田勝幸君） 一昨年、1年7カ月になりましたね。一生懸命やってくれていることは、議会の皆さんも理解しております。ところが、諸般の事情、何か家庭の事情だかと言っていましたよね。この3月31日をもって退職されるということが議会でお話がありました。今月いっぱいではないのですかね。せっかく来てくれた。そして、この間に数々の改革の実績も残しておりますよね。私は、退職の理由が額面どおり100%家庭の事情なのか、大変危惧しております。それは、やはり病院の改革をするために来たのです。方々から要請あったのに、町長の要請を受けて来たのですよね。鋭意努力している。これははっきりしている事実でございます。だから、家庭の事情だけなのだろうかと思っております。ということは、病院はやはり院長が一番権限あるわけだ。開設者は町長であるけれども、現場では病院の院長が一番権限があります。その方には、どうしようもないのですよね。だから、どうしようもないというのは、事務長がこうしたい、ああしたいと改革を提言しても院長がそうですねと言わないとなかなかならない仕組みになっているのかなと、こう思っております。

(何事か言う者あり)

○4番(黒田勝幸君) 院長が。そうですよね。そう思っているのです。ですから、やはり家庭の事情プラスそういう仕事上の何かがあったのかなと。そうでなかったら、せっかく函館から来たものが1年7カ月でやめませんし、それしかやらないのなら最初から来ませんよ。その辺を町長はどういう認識を持っているのかなと、こう思っております。

以上です。

○町長(佐藤克男君) 2つについて黒田議員からお話がありました。町長は我が強くて1回言ったら聞かないという、そう言っている職員がいると。これは、どの家庭でも同じです。おやじが子供に対してだめだと1回か2回言ったら、そうするとうちのおやじはいつもおれの言うことを聞いてくれないと言うものなのです。社員もそういうものなのです。ですから、私はそう思われる職員にはその話をしました。現実、私は職員の意見については、まず98%ぐらいは聞いていると思います。ただし、これはと思うものについては私は絶対に引きません。ですけれども、そのほかのことについてはほぼ職員の言うことを聞いております。やはり本当に職員は私の大切な大切なパートナーでございます。ですから、これはと思うことについては一切譲らないということは当然あります。それは大切な決断、そういうものについては私は譲りません。しかし、どっちでもいいようなこと、また職員がいいと思うところについては、私はほぼ職員の言うこと、それを取り入れております。でなければ、これだけの町政運営は可能ではありません。不可能でございます。

それから、事務長が退職されるということについて、病院での問題があるのではないかという示唆でございます。確かにございます。それだけでは、私は家庭の事情だけだというふうには思っておりません。やはり病院内でのいろんな諸問題、これはあったと思います。しかし、私はそれも含めて解決するためにおいでいただきました。しかし、それに対して私は非常に彼が働きやすいようにということで、いろんなことを事務長さんにはさせてもらいました。非常に事務長は、例えば函館から通勤するに当たり、通勤したほうが楽であるけれども、もし何か緊急の場合があったら、これは事務長がすぐそばにいななければいけないと、そういうことで宿舎をぜひ提供してもらいたいと。住むためではなく、そういう場合に宿舎をということでそれなりのものを提供しました。改造にこれは二百数十万かかりましたけれども、この事務長が函館に住んでいる家はそんな家ではございません。きちんとした家でございます。本当に職員住宅でございますから、決していいところではありません。改造をしてもそんなところではありません。しかし、そういうものに対して議会で特別職並みではないかという批判もありました。そういうものに対して、やはり私は仕事を一生懸命やろうとしていたときにそういう声が議会であったりなんかすると、やる気、そういうものが損なわれる、そういうものが私は大いにあったというふうに思っておりましたけれども、やはりその後町の幹部職員のほうに事務長は、私はどうしたらいいのでしょうかという質問があったという話を聞いて、やっぱりそういうことがあったのかなと、私はそのように思っております。しかし、これからは現事務長が退職なさっても我々は今後この国保病院について何とし

でも町民の安全、安心を守るために続けていかなければいけないと。そして、議員の皆様にも私はそういうことを要望するしかない、そのように思っております。やはり先ほど院長についてのお話がありました。院長については、私のほうからも今も現在も週に2回ぐらい5時から8時ぐらいまでの間、診療をやっていただけないかという要望を提起をしておりますけれども、2カ月ほどたちましたけれども、まだ返事も来ておりません。やはり私は、そういうところにリーダー的な院長としての資質を非常に問うものでございますけれども、こういう問題については議員の皆様も院長等に、私からは要望しておりますけれども、皆さんからも要望していただければ、私は決して不可能なことではないだろうと、そのように思っております。やはり一国は一人にして興り、一国は一人にして廃ると言われております。そういう意味において、やはりあの国保病院についてもトップの姿勢、そういうものが非常に問われるのではないかなと、そのように考えてございます。やはり何としてもこの国保病院の運営については、私は町民の皆さんが安心して、そしてあそこに行ったらよくやってくれるというような病院にしたいということは常々考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 町長のまちづくり公約の進捗状況と今後の見通しについてを終わります。

次に、各関係機関との仲たがい解消はどうなっていますかを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは、次にまいります。

各関係機関との仲たがい解消はどうなっていますか。実は、平成20年10月21日の新聞でございます。新聞記者が閉塞感の原因はというインタビューをしております。その記事には、こういうふうに書いていました。佐藤町長は町長就任後の新聞社の取材で、町の閉塞感の原因はという質問に対して町長は、役場と商工会議所、役場と金融機関など各関係機関との仲たがい解消を目指したいと発言をしておりますが、現状はいかがですか。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどの質問の中にも出ておりましたが、各関係機関とは産官サミットを開催して定期的、密接的な意見交換を交わしているところであり、諸団体とは良好な関係を保っているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） そういっていると非常にいいのですよね。けれども、私から見るとそういっていない部分もあるのかなと、こう思っております。それで、あえて質問をいたしました。

実は、これは渡島信用金庫創立100周年記念の記念式典、祝賀会のこういうものでございます。これにたまたま私も招待されました。新聞でも報道されておりましたけれども、320人からの来賓がありました。その中で式典がありました。これ見ると、受賞者名簿というのがあるのです。特別功労表彰というのがあるのです。森町に特別表彰でいただく方が町長、

佐藤克男殿と、こういうふうにあります。町からだれも行っていなかった。だから、これは全然読み上げられませんでした。森の方もたくさん行っていますので、黒田さん、今日町長は用事あったのですかと。そうだよ、来ていないよねと。そうしたら、副町長でも来るのがあれでないのですかと言われたから、本来からいったらそうですよねと。副町長も用事あったのかねと、こう言いました。議会は、野村議長が来ていますから、私たちは議会のことしか知りませんと、行政のほうは知りませんと、どうしたのかねと、こういう会話がございました。それは式典の部分です。それから、祝賀会のこの式次第を見ると最初の乾杯の音頭あるのです。乾杯の音頭のところに紙張って、その部分に紙を張ってせたな町長、高橋さんの名前があって、その紙はぐったつけ森町長、佐藤克男となっているわけだ。これどういうことかなと思って。ということは、言いたいのは、いわゆる式辞の話を聞いていると100周年というのは、信用金庫では北海道では最古の信用金庫だそうです。まして森町に本店があります。そして、指定金融機関も役場内にあります。そのような中で、招待が来たのか来ないのか。出席すると言っているのか、出席しないと言ったものか、その事実関係を知りたいと、こういうことです。

○町長（佐藤克男君） 招待というか、出欠のおはがきはちょうだいしてございます。

以上でございます。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 聞き方まずかったね。あともう一回しかしゃべられないのだよな。理由ですよ。何で行かなかったかの理由。それで、いわゆる先ほど質問で言いました各関係機関との仲たがい解消を目指す、こう言っているわけでしょう、新聞に。だから、前町長のときにはうまくいっていなかったから、こういう字句になっていると思うのですよ、言葉が。だから、今うまくいっているのかと聞いたのだけれども、うまくいっていると言うから、私はそう思わないと言っているのだ。それで、渡島信用金庫の100周年に行かなかった理由、それと現況を見ると、現在を見るとこれは役場の商工会議所、役場の金融機関となっているでしょう、町長。ということは、今金融機関のトップも商工会議所のトップも同じ人なのですよ。そうですよね。それで、町長は行っていると言うからどうもならないけれども、私は行っていないと思っているから。こういうふうなことは、個人的なことではないよ。こういうようなことであるならば、行っていないのであるならば、町のためによくないのよ、発展のために。今地方分権一括法もかなり数年たっています。国では、自分の町は自分らで作りなさいと、いいまちづくりしなさいと。そういうときに官民が一体になってやらなかったら、いいまちづくりはできないのだ。トップ同士でごちゃごちゃやったら、いいまちづくりが町民にしたら全く不幸なことなのだ、私から言わせたら。そこを言いたいだけだから。個人的にわんわんやるのはいいけれども、そうではなくてトップ同士だから、これは全くよくない話だ。だから、いわゆる新聞報道のインタビューにあれしたのだから、町長はちゃんとやっていると言うけれども、いわゆる有言実行でちゃんとやってもらわなければ困るの。

新聞まで出したのだから。

それで、ことわざで、町長はことわざ好きだから、小異を捨てて大同につくと、こういうことわざがありますよね、町長。町長、あなたは森町の町長であって1万8,000人の代表者ですよ。余り細かいことにとらわれなくて、こだわらないで、町長としての責務をしっかりとやっていただきたいと、私はそう思っているのです。どうも現状を見ると、うまくいっていないようなことが多々小耳に挟んでおります。だけれども、一々この場で、公の場で言わないから、そうでしょう。だから、もう少し大きい気持ちでどんと構えてやってもらわないと困るのだけれども、どうですか。

○町長（佐藤克男君） 黒田議員おっしゃるとおり、私は1万8,000人の町民の代表でございます。一金融機関のためにどうのこうのするという気持ちは全くございません。100周年という大切な記念式典です。この森町の初代村長は、佐野義正さんという方でございます。この方の肝いりで渡島信用組合というのが明治にできたわけであります。そして、瀬下さんという方が組合長と。本来ならば村長になる予定だったものが村長だからできないということで瀬下さんという方がなりました。そして、歴代佐野家がこれを引き継いでいって現理事長が今現在はやっております。そういう中において、これは森町としても大切な式典だなど、私はそのように考えてございました。出欠のおはがきについても出席ということで書いておりました。その中で、1週間ほど前に総務課同士の電話で乾杯の音頭をしてくださいという要求がございました。ですから、私は結構ですよというお話をお受けしました。しかし、よく考えてみるとこの町に本店があり、この渡島信用組合というものをつくった佐野義正さん、そういうものもあります。そして、その中で乾杯の音頭というのは、非常に森町をよその町と同じような立場で見ているのだなど、私はそんなふうに考えました。ちょうど前総理、鳩山由紀夫さんが来ておりまして、私は欠席の意向を示しましたがけれども、ぜひ森町長に会いたいという要請がありましたので、これはこちらのほうが優先事項だなど、私はそういう優先事項で行きました。

また、現森町商工会議所の会頭、そして渡島信用金庫の理事長が昨年3月に森町商工会議所の会頭になられましたけれども、昨年の11月までは非常にいい関係でお互いになっておりました。そこで、人事についていろんな問題があったようでございます。そういうものも見て、これは情報紙の中で実際にそういうことがあったのかどうかということを調べたときに、それが事実であるということが私の情報の中でわかりました。それは、私にすれば商工会議所の会頭たる者がやるべき行動ではないし、これは大変なことだということで私は1月の商工会議所の議員会の新年会でそれについて苦言を呈したわけでございます。これは、やはり町から少ない金額ではないかなり大きな金額の補助金の行っている商工会議所でございます。それに対してそういう事実があったとした場合には、私はこれはほうっておくわけにはいかない。また、たくさんの町民から私のところに町長、こんなことをほうっておいていいのかという要請がありました。ですから、私はそれについて一言申し上げた次第でございます。こういう問題点はあるかもしれません。しかし、これが長引くと私は思っておりません。

でも、私は1万8,000人町民の代表として言うべきことは言う、不条理なことに対してはこれはいかなものかということをはっきりと申し述べると。これも私の責務だと、そのように思っております。何か汚いものを、それを隠して、そしてこのこと行くようなことは佐藤克男はいたしません。そういう以外は、私は不条理ではないものについてはぜひ参加して、そして行きますし、今後また、今はちょっとあいただけ、いろいろと問題がありますけれども、これは解決する問題であって、解決すればまた商工会議所、また渡島信用金庫との間でも私は今までと同じように正常な状態が保てるだろうと、そのように認識している次第でございます。決して私が個人的な考えで何か物事を、物議を醸し出しているのではない。私は、不条理な問題については議会ともしっかりと議論を言いますし、新聞社についても言いますし、そういう人間でございますので、決して物議を醸し出す、そのためにやっているわけではございません。やはり1万8,000人町民のために、また森町で事業を行っている方のためには、これはやっぱり言うべきことは言うし、それでやりたいと。しかし、私から何か大きな問題を起こそうという気持ちはさらさらございません。ですから、私が商工会議所の100周年に参加しなかったのは鳩山由紀夫先生が、前総理がぜひ森の町長に会いたいというお話でございましたので、私はどちらかというところのほうの優先だろうということを出ていったわけでございます。やはり物事の優先順位というのは、私は決められていることだと。

また、何か町の功労賞の受賞ということがありました。そのことについては、一切私のほうにはお話がございませんでした。また、そういうものがあれば、だれかかわりの者でも行っていたのかもしれない。ですから、それについては私は全く承知してございませんでしたので、それをつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 各関係機関との仲たがい解消はどうなっていますかを終わります。

以上で4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4、全日本マスターズパークゴルフ大会 in 森の開催について、6番、加藤玲子君の質問を許します。

○6番（加藤玲子君） 通告に従いまして、質問します。

全日本マスターズパークゴルフ大会 in 森の開催についてです。全日本マスターズパークゴルフ大会 in 森を開催にたどり着かせた思いは、森町を少しでもたくさんの方に知ってもらいたいためです。数十年後、全日本マスターズパークゴルフ大会 in 森で日本じゅうのパークゴルフファンが森という名前と場所を聞き、1度は行ってみたいところだと思っていた

できたかったですとの町長の願望で開催の趣旨があります。教育長の教育行政執行方針に第3回を継続して開催していくともあります。第1回は、豪華な賞品と森町の海の幸、山の幸で森町の印象をアピールできた大会であり、町からの助成金はなく、すべて協賛金のみの運営で経済効果にもなると協力者も多く、全日本の冠にふさわしく大成功でしたと言っています。第2回は、協賛金も330万ほど減額し、競技参加者も220名から195名と35名が減少です。全国パークゴルフの愛好者が森町に集うことにより交流を深めるとするのであれば、競技はもちろんのこと、森町らしいパークゴルフ大会を目指す配慮があるはずと私は感じております。運営の方向について、これからお聞きいたします。

まず、1点目、協賛金は毎年予定どおりに集めることができますか。これは、実行委員会が集めているということです。

2点目、第1回、第2回は協賛金のみでの運営でしたが、23年度は50万円が予算計上されていますが、この50万円の根拠というのはどのようにして出てきたのでしょうか。

3点目、現在は主催が森町ですが、主催も実行委員会ができていますからこの実行委員会方式で、主催も実行委員会にはできませんでしょうか。

4点目、宿泊、食事、日程、交通アクセス等、参加者や協力者の意見を考慮した運営になっているのでしょうか。

5点目、大会にかける意気込みと掲げた目標は予定どおり進捗されているのか、また全日本マスターズパークゴルフは全国にどの程度浸透していると見ていますか。

以上、5点について伺います。

○議長（野村 洋君） 加藤議員、2番目の質問の50万という数字ありますよね。ここについては、まだ予算委員会開催されておりませんので、その辺を含めて答弁を聞いていただきたいと思います。

○6番（加藤玲子君） わかりました。

○教育長（磯辺吉隆君） 加藤議員のご質問にお答えいたします。

全日本マスターズパークゴルフ大会 in 森の開催についてでございますが、まず1点目の協賛金は毎年予定どおり集めることができますかとのご質問でございますが、協賛金につきましては実行委員会の構成団体のご努力によるものが大でございます。特に森観光協会、森、砂原両漁業協同組合、新函館農業協同組合、森商工会議所、砂原商工会などの協力により第1回大会は83社、100万9,370円、第2回大会は89社、101万9,370円とほぼ同額の協賛金収入を確保しております。今後についてもできる限りの協力をお願いし、100万程度の額を確保してまいりたいと考えております。これにつきましては、今後開催される実行委員会の中でこの件についても協議が重ねられるというふうなことになるかと思っております。

2点目の第1回、第2回は協賛金のみでの運営でしたが、23年度は50万円が予算計上されておりますが、50万円の根拠とのご質問でございますが、これは昨年の実行委員会、大会が終わってからの実行委員会の反省会でもこれは出て、今回予算要望をしているところでございます。この内訳につきましては、直接個人にかかわらない事務的経費と言われる支出につ

きまして町負担とすべきとの考えが出てまいりました。この中身につきましては、大会誌の印刷代、大会周知用などの看板類、通信費、大会指導用謝礼、各種消耗品など予算計上をしているところでございます。なお、50万円につきましては町から補助金として実行委員会に交付される予定というふうなことでございます。

3点目の主催が森町であるが、実行委員会方式で開催はできませんかというふうなことでございますが、第1回、第2回ともに実行委員会方式で大会を開催いたし、構成団体としては森町体育協会、森観光協会、森商工会議所、砂原商工会、森、砂原両漁業協同組合、新函館農業協同組合森支店、森町、砂原両パークゴルフ協会、そして副町長、教育長で構成されております。今回、第2回の大会の経緯を踏まえまして主催等のあり方についてもさらに検討をしてみたいと考えております。

あと、それから4点目の宿泊、食事、日程、交通アクセスなど参加者や協力者の意見を考慮した運営になっているでしょうかとのご質問でございますけれども、具体的には宿泊につきましては要項送付時に宿泊施設一覧を同封し、参加者個々に直接宿泊施設に申し込みをしていただいております。日程の決定経過につきましては、毎週土日に何らかの大会が開催されている状況から、大会の重複を避けるためと道南地区パークゴルフ協会連合会の協力を得ることから10月第1週の開催が決定されたもので、日程につきましてはそれらの経緯から変更できないものと判断をいたしておるところでございます。なお、実行委員会反省会におきまして食KING市との重複回避の考えから、金土の開催につきまして検討をいたしました。が、大会参加者の仕事の都合など考慮したときに現在のところ平日開催については難しいとの結論に達しておるところでございます。また、第1回目は大会当日に開会式を行っていましたが、参加者の利便を図るため前日の前夜祭にあわせて開会式を行ったところでございます。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○教育長（磯辺吉隆君） 大変失礼いたしました。

5点目につきましては、大会にかける意気込みと掲げた目標は予定どおり進捗されているか、また全日本マスターズパークゴルフは全国にどの程度浸透しているかとのことでございますが、道外参加者を考えた場合、第1回大会31名、第2回大会44名と増えております。このことから、認知度については上がってきているものと判断されるところでございますが、どの程度浸透しているかにつきましては正直なところちょっと判断しかねるところもでございます。今後につきましても、できる限り周知を図り、全国的に有名な大会となるよう努めてまいりたいと思っております。第3回大会開催に向け、実行委員会を開催し、大会運営など全般についてより充実した大会になるよう検討を重ねてまいりたいと考えております。同時に、関係団体などとの連携強化をしてみたいと考えておるところでございます。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（加藤玲子君） 協賛金の件ですけれども、実行委員会が集めるということで、できるだけこれは集めていきたいということですが、この協賛金もパークゴルフ大会だけではなくて、いろいろな業者のほうに協賛金というのがあるらしいのです、各それぞれの行事で。そういうようなところで、協賛金をいただきに行くところの会社はいつも同じようなところにやはりお願いに行くのではないのかなと思いますが、その点で毎回この協賛金だけというふうなことになる、私は実行委員の方も大変ですし、企業の方々も大変なのかなと、寄附金を集められるということでは思うのです。

それで、この2つ目の50万円はまだちょっと出ていなくてあれですけれども、この予算化されたということで、今の説明を聞きますとほとんどが事務経費ですね。そういうふうなものに使われるということになりますと、さらに1回目よりも2回目のほうがもっと、協賛金100万程度確保したいというふうに聞いたのですけれども、それであれば町長がおっしゃるとおりこれを全国的な、全国、全日本という大きな冠がある以上は、私はこの予算額とかこういうのはもう少し、たくさんつけてと言ったらちょっと財政的と言われるかもしれませんが、やはりこれだけの大会をやるのであれば、そして森町をアピールするのであれば、財政難と言いながらやはりきちとした予算をつけて、そして皆さん町民にこれは一緒になってやろうではないかという大会にしていきたい。この意味で、3番目に森町の主催だけではなくて、もっともっと底辺といいましょうか、もっと愛好者だけということではなくて町民を巻き込みながらの実行委員会の組織というのが私は必要かなと。今説明されましたけれども、この大会の大会顧問はいないのですね。大会長が森町長、副大会長はというふうになっております。それと、実行委員会もすべてトップの1企業ずつ組合がいろいろ入っておりますが、ここにもう少し町民サイド、そういうふうなところを入れていただいて、底を広くした実行委員会の組織というのをつくったらいかがかということを私はここで申し上げたかったのです。

それと、4つ目にいきますと、前夜祭もやっているようですけれども、この宿泊、食事、日程、交通アクセス、恐らくこれはいろんなアンケートで今までにもこの苦情というのがあったと思います。例えば宿泊にいたしますと、1回目は町内に宿泊する方が多かったそうです。でも、2回目になりますと、例えばグリーンピア大沼であればパックとかそういうふうなのを、ツアーとかを組まれたもので来ていると。それから、前夜祭を終わりますと濁川は送り迎えのバスが出ていると。そうなってくると、全部その送迎のバスで濁川に行ってしまう。そうすると、森町の中に残る宿泊というのはごくごく限られてしまいますというふうなお話も伺っております。だから、そういう点をもう少し考慮をした日程の調整というのが必要なのではないのかなというふうに私は感じております。

それと、1回目は私も参画といいましょうか、協力させていただきました。やはりパークゴルフは従来の姿に戻ったというふうな、従来の姿というのはどうかという競技をやって、そして表彰式をやって、それで解散だと、こういうふうなのが競技大会なのかなと思うので

すが、町長がおっしゃるようにやはり森町らしい、本当に海の幸、山の幸、こういうふうなものをもう少しふんだんに、やはり食べるものというのは一生に残る、気持ちの上に残る、また来て食べてみたい、こういう魅力のあるものをやはり織り込んでもっともっとアピールしていけたらいいのかなと思います。全国にどの程度浸透しているかということで、1回目は31名、2回目は44名、少しずつは多く来ておりますよと言いますが、全国の支部、1回目は114カ所に大会の案内を出しているのです。この114カ所に出している大会ですら31名しか道外から来ておりません。町長は、ハワイからも呼びたいし、海外からも呼びたい、うんといい大会にしたい。これには、やはりもう少し大会自体を考えていただきたい。先ほども言いましたが、食K I N G市には非常に予算がついております。ですから、それと同じように町長が発案して始めた大会、行事、これは私はやはり長く継続をさせていただきたい。これには、財政が大変に必要だと思いますので、その辺をまとめてもう一度教育長、答弁できましたらお願いします。

○教育長（磯辺吉隆君） 再質問にお答えしたいと思います。

今加藤議員のほうから本当に森町を売る、そういうところでのパークゴルフ大会が発売したというふうなことで、これをいかに今後末永く実行できる体制に持っていくかというふうなことのご提案も含めたご質問でございますけれども、今5月に実行委員会が早ければ開催される予定となっております。その中で、私も副実行委員長というふうなことでございますので、その中で今のような話も含めてご提案を、話をさせていただきたいと思います。特に実行委員会の人方も企業の方々も、どちらもやっぱり何をやるにしてもこれは汗を流すというふうなことになろうかと思いますけれども、皆さんがそれぞれ本当に汗を流した結果の貴重な100万というふうなことでございます。これからも周年行事、いろんなことがあって実際のところは大変だろうと思いますけれども、そういった意味も込めまして何とかこの大会を成功させたいという思いの中で、何とかまたそれぞれに汗をかいていただきながら、何とか財源を確保したいものだというふうなことで考えております。特に新年度につきましては50万円というふうなことで予算要望させておりますけれども、これについてもひとつ特段のご理解をいただきたいというふうなことで思っているところでございます。

それから、宿泊についてもやはり現実的にはどうしても便利なところに流れるというふうなところでございましょうけれども、地元の商工会、観光協会等については少しでも2次会、3次会のほうに足を運んでいただいて、総合的なそういう町の活性化も含めながらのそういうところも考えているところもあるのでしょうかけれども、やはりその関係者にしてみれば、町にとってもやっぱりそれはそのとおりだなというふうなところで素直に思っているのではないかなという感じがしております。ただ、これについては、あなたはどこですよというふうなことでできればいいのでしょうかけれども、現実的にはなかなかそこまで難しいのかなと。ただ、いずれにしても5月なりに今開催予定でございますので、トータル的なところで協議の中でお話をさせていただきたいというふうなところで考えているところでございます。

それから、幅広い実行委員会の形式につきましても、私の今の答弁の中ではなかなかちょっとしづらいところもございますので、やはり実行委員会があくまでも主催、そして実質的に所管しているというふうなことでございますので、その辺も考慮しながらお話をさせていただきたいというふうなことで思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） よろしいですか。再々質問。

○6番（加藤玲子君） 先ほどこちちょっとお聞きすればよかったのですが、この大会は教育委員会が主体でやっているのですか。といいますのは、教育費、保健体育総務費で補助金というのが出ておりまして、担当するところが生涯学習課ですね。そして、実行委員長が副町長という形の組織になっておりますが、その辺の統一するということもちょっと必要なかなと私は感じます。町長、最後に総まとめ的にお聞きいたします。この全日本パークゴルフ大会を森町の位置づけとして非常に私は重要な事業だと思っておりますが、この大会についてこれからの方向性といいたしめようか、町長の感じていることを一言お聞きします。

○議長（野村 洋君） 前段は教育長、答弁しますか。

○教育長（磯辺吉隆君） お答えいたします。

まず、組織について再度ご説明を申し上げたいと思います。組織につきましては、体育協会、町内商工団体、町内漁業団体、町内農林業団体、森観光協会、その他特に認める団体というふうなことになっていまして、あとは事務局を町部局、それから教育委員会というふうなことになっておりまして、教育委員会の生涯学習課が、中島課長が現在その事務局長というふうなことでやっております、実際的な裏方部分、事務的なところについては生涯学習課の中でやっておりますので、そういった経過をもちまして予算計上も50万というふうなことで予算計上をさせていただいているというふうなことでございます。大変説明が遅くなりましたが、そういうことでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは、後段は町長。

○町長（佐藤克男君） 加藤玲子先生のご質問にお答えさせていただきます。

第1回がちょっと豪華な賞品をもって、そして全く認知度のない大会でございました。ですから、かなり派手な乗用車を優勝商品というようなことでさせていただきました。これについては、非常に功を奏したというか、森町を知らない人も行ってみようかというようなことで全道的に来ていただきました。また、関東からも31名ですけれども、先ほど31名しかというお話でございましたけれども、私はよく31名も来てくれたのだと、そのように思っております。また、去年は47名ということで人数が増えてございます。これがだんだん、だんだん増えていって、そして本当に、今は半分は遊びでございます。地方から、地方というか関東から見える方は観光がてらで遊び半分に来ていただきます。これが将来的に、それが10年先になるのか20年先になるのかわかりませんが、本当に競技として、競技の位置づけとして本当の意味のマスターズになれば私はこんなすばらしいことはないかと、そのように思います。そして、今現在、おとしは神奈川から来ておりませんが、昨年神奈川

から来ていただいた方は森町の存在すら知らなかったと。でも、これで森町を覚えた、来年も来るからねということを言ってくれております。そういう意味で、パークゴルフをやっている人がパークゴルフのマスターズが森町にあると、北海道の森町というところにあるということがパークゴルフの仲間でこれが、今は約600万人の方がおられるということですが、そのうちの1割でもこの森町の存在が知れば50万人ということになります。そういう意味で……1割でも10万人ですか。10万人ということになります。そういうことからしても私はこの森町が少しでも知れていくことかなと、そういうふうに思っています。また、1度来てくれた人が去年はとってもすばらしいパークゴルフ大会だよといって、また増えて来てくれたということも聞いております。そういう意味で、なかなか地元の人がこの大会に出れない、北海道の人もしなかなか出れないというような大会に私はなればいいなと思っております。地元が簡単にできる、またはだれでもが参加できるという大会ではなく、将来的にはなかなかあそこの大会には参加できない、難しいのだよねと言われるような難関のパークゴルフ大会、そして知名度が上がっていく、そういうゴルフ大会に10年後、20年後、30年後にそういうものになれば非常に私の意図したところかなと、そのように思っております。このパークゴルフ、これからもだんだん全国で私はこれが進められて、そして大きなスポーツとしてなっていくと確信しておるものでございます。

今加藤玲子議員から、これは費用については大半を町で運営したらどうかというお話もございました。私は、まだ町に全部おんぶにだっこではなく、もう少し知名度が知れてきた時点でこれを町で全額やろうではないかというようなことになっていけば、これはありがたいことだと。まだ今の段階では、町の各団体にお世話になりながらこの大会を育てていく段階ではないのかなと、そんな思いでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 6番、加藤玲子君の質問は終わりました。

次に、5、森町の人口減について、18番、小杉久美子君の質問を行います。

○18番（小杉久美子君） 森町の人口減についてをお尋ねいたします。

平成17年、旧砂原町と合併したときの森町の人口は1万9,149人でした。5年後の22年には1万7,860人となり、この5年間で1,289人の人口減となっています。森町に限らず、全国どこの自治体を見ても急速な人口の低下が見られますが、未来の森町の発展のためには独自の対策が必要と考えています。

森町の人口減を町長はどのように考え、受けとめているのか。

2点目、5年後の推定とする人口数は。

3点目として、人口減の歯どめを考えるとすれば、どのような施策があるのか。

以上、3点についてお聞きします。

○町長（佐藤克男君） 森町の人口減について、小杉議員からご質問がございました。

森町の人口減、どのように考え、受けとめているかというようなことだと思います。人口の減少については、旧森町の状況を見ましても昭和25年の2万5,294人をピークに減少を続

けておりました。平成17年には合併により1万9,149人となりましたが、昨年の国勢調査では1万7,860人となり継続的な人口減少が続いております。この状況については、詳細な分析は行っておりませんが、少子高齢化が進展し、年少人口、生産年齢人口が減少する一方で老年人口が増加していることは大きな要因であろうと考えております。このことは日本社会全体の問題であり、この全国的な時流の中で森町だけが人口増になることは難しいものと考えております。しかしながら、ただ手をこまねいているのではなく、このような現状は現状としてとらえ、人口減少の流れにあがらうべく対策を講じることが重要であると考えております。

5年後の推定とする人口数はいかがというご質問でございました。平成22年から5年後となります平成27年の人口については、平成22年の1万7,860人から994人の減少となる1万6,866人と推計されております。この数値については、国立社会保障・人口問題研究所で推計、公表されている日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）に掲載されているデータから引用させていただきました。

3番目、人口減の歯どめを考えるとすれば、どのような施策があるかのご質問でございます。人口減に歯どめをかけ得る施策としましては、からまつの森分譲地の販売促進を初めとした定住、移住対策、既存産業の振興や起業の促進、企業誘致などによる雇用の創造のほか、保育サービスの充実や男女共同参画社会の推進などにより仕事と子育てが両立できる社会、ひいては将来を担うべき子供を産み育てやすい魅力ある社会を実現することをもって人口減少の大きな要因である少子化を抑制することによってもなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○18番（小杉久美子君） ご答弁ありがとうございます。私は、町長の考えるところは同じことで、本当に少子化の対策、歯どめをかけるためにはそのところしかないのかなと考えております。この少子化の歯どめ、今町長がおっしゃったことと同じことが考えられるわけですが、本当にこの町で働き、この町に住み、この町で子育てをする、そういう町長も執行方針の中で述べられております普通の町、普通の町のようにこの町で本当に子育てができる環境づくりの整備が大事なのかなと。そのことが少子化対策につながり、安心して産み育てる環境づくりの整備につながっていくのではないかと思います。

そこで、再質問なのですが、この少子化対策、すなわち子育ての環境整備にかかわることなのですが、医療費の助成、これはどこの自治体を見ても拡大の引き上げをしています。例えば北斗市においても医療助成を高校3年生までに拡大する、あるいは先日新聞報道を見ますと南富良野町では揺りかごから22歳学生までと。これは、町内に住んでいなくても学生がほかの町に出ていようと親元に住所があれば医療費は無料というようなことが各自自治体で出しているようです。ですから、まずそのところもこれからは必要になるのかなと。この森町にも医療の助成が必要になるのかなということを今後どのように考え

ていくかがまず1点です。

それと、先日若いお母さんの声を聞いたところ、病気をして例えば熱が出た、けがをした、途中で保育園に預けていても帰される。病気の子供を預けることができない、あるいはまた病気が治っても様子を見たいけれども、自分は仕事に出なくてはいけない。そういう病後児保育事業、そのことについての考えも今後お聞かせください。

それと、もう一点なのですが、やはりこれも若いお母さんの要望なのですけれども、幼稚園や保育園へ入園していない乳幼児と保護者、この方々の支援、転勤族のお母さんだっと思うのですけれども、子供を連れて外出する場所がない、子供を遊ばせるところがない、そういうことで多分役場かどこかの窓口だったと思うのですけれども、そこに問い合わせをしたら、町の体育館に行くと子供を遊ばせる場所があるのだよという答えが返ってきたそうです。でも、親にとってみては、遊ばせるというのは子供と遊ぶ、自分と子供と1対1で遊ぶのではなくて、子供を連れた親同士が集まって、そこで子供は子供同士で遊ばせ、親は親同士子育てについての話とか不安を解消する場、そういう場が欲しいという意味合いだったのです。それが行政側には届いていなかったと、そういうような声が聞かれています。ほかのまた自治体を見ると、子育て支援センターなどが整備されておりますけれども、今後森町の子育て支援の対策として子育て支援センターの検討はできるものなのかどうかお聞きいたします。

○町長（佐藤克男君） 小杉議員のご質問にお答えさせていただきます。

子供の医療費、北斗市では高校生まで医療費が無料と。または、南富良野では揺りかごから22歳までという非常に厚い福祉を、子育てのための支援をされているということでございます。森町においてもそういうことをやりたいということは思っておりますけれども、ただ森町の場合はご存じのとおり非常に財政的にも厳しいところでございます。確かに10億ほどの財調はできたものの、大きな将来に負担しなければいけない債権を抱えている町でございます。そういう意味において、なおかつそういうものを抱えていても森町が財政的に余裕ができた時点でこういうことは考えなければいけないだろうと、そういうふうに思っています。今の段階ではまだ時期尚早であろうと、そのように考えております。

また、病気のときに預かってくれるような保育園または幼稚園がないかというご質問でございます。そういうご質問なのですけれども、今現在の森町の保育園では、これは非常に不可能なのです。今外部にこの運営をというお話を進めさせていただいておりますけれども、民間の委託になるとそういうことも可能になるようでございます。ただし、私の個人的な考え方では、子供さんが病気のお母さんは私はやはり一緒にいてあげて、そして面倒を見てあげると、そういうようなことをするのが本来の子育てではないのかなと。病気でもどこかに預けるというのは、私はこれは親の勝手であって、それはやはり親がしっかりと面倒を見てあげると。ふだんは親が仕事に行っていないけれども、そういうときには母親がしっかりと面倒を見てあげるとというのが私は必要ではないのかなと、私自身の個人的な考えとしてはそう思っております。

3番目に、乳幼児の支援、子育て支援センターというものもできないかと。やはりこれも財政に結びつくところでございます。都会では、どういうことになっているかという、お母さんたちが公園に出るのです。そして、公園に乳幼児を抱えて行って、そして見せ合う。そしていろんなことを、うちの子はこうなのですよ、ああなのですよという、それを公園デビューと言っております。この公園デビューをするしないというようなことで、そして生まれて何カ月かすると、もううちも公園デビューだねというようなことでやっておるわけですが、森町についてはそういう文化がまだないようでございます。ですから、この子育て支援センターというようなことをどのような形でそういうものを考えられるか。ただお金がないからできないというのではなくて、お金がなくてもそういうことができるかできないか、そういうものを検討する必要があるのではないかなと、私はそのように思います。

そして、この人口減について何かいい方法はないかというご質問の1つの趣旨だと思います。私は、この人口減については我々の知恵ではとめられない大きな大自然の流れであろうと、そのように思っております。人口減をとめるのではなく、人口減になったときにどのようにするか。それが我々の考える大切なところではないのかなと、そのように思っております。ここにも5年後には約1,000人の方が森町は減ると。そうすると、年齢マップもできます。65歳以上の方が何人で、75歳以上の方が何人、そして働く人は何人というものが出てくると思います。そういうものに沿って我々がどのようにこの森町を運営するのだということを考えなければいけないのではないかなと、私はそのように思っております。ですから、人口減をとめるということも必要であるけれども、人口が減った場合にはどのようにこの町の運営、そういうものをやるべきかということを今から考えてそういうものを手を打っていかなければいけないだろうと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○18番（小杉久美子君） 先ほど病後児保育、この事業の件なのですが、確かに町長がおっしゃるように子供が病気をした、熱を出した、けがをした。親が一緒にいてあげることは当然のことだと私自身思っております。しかしながら、企業の協力だとか、その勤め先の会社、そういうところの協力とかがなければ、当然病院に連れていったりの時間はとれてもその後なのです。病院に子供を連れて走るのは親の役目です。その後も時間に余裕があれば一緒にいてあげることはできるのですけれども、どうしても休めない場合、そういう方のお母さんの声でした。

それと、人口減、これは本当に私たち自身どうすることもできない自然の流れ、町長も今おっしゃいましたけれども、先ほど午前中の同僚議員の質問にもありました。この町で働く、その職場のための企業誘致、そういうこともこれからは大事になってくると思います。午前中、町長はチャンスがあればそういう話には積極的に参加したいと答弁されておりましたけれども、今後もそのようなただ待っているだけではなく、こちらからもそういう企業に働きかけをする、そのような取り組みをしていかなければならないのかなと私自身も思っており

ます。

また、少子化対策だけではなく、森町ではことぶき奨励金の事業がございますね。これは、森町の場合は3人目の子供に10万円を助成するという、そういう事業だと思っております。ほかの町にはないいい事業と思っておりますけれども、そこで最後の質問になりますけれども、ことぶき奨励金でこの5年間でどのくらいの方が奨励金をいただいている方がいらっしゃるのか、ちょっとお知らせいただけたらと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 今のどのくらいいるかということについて、私のところに必ずそういう資料は来るのですけれども、非常に少ないのと、そのように思っております。そして、今この件については調べてあすにでもまたご報告をさせていただければと思っております。とにかく小杉議員のおっしゃるとおり人口減、いろんな方法でやっていかなければ、この対策をしていかなければいけないと思います。企業誘致については、先ほどもちらっとお話ししましたけれども、待っているだけではだめでございます。とにかく働きかけて積極的にやっていかなければいけない。今現在も実は何件か私はやっております。しかし、なかなか縁が、こればかりは縁でございますから、ですから例えば人的資源が森町にあるのかというふうになった場合には、森町には人的資源が、例えば先端技術の人的資源はございません。そういうものを含めて、どんな企業がいいのかというようなことも含めて、いろんなことを模索しながら企業誘致について今私も鋭意努力しているところでございます。もしもそういうものができた場合には、皆さんのところでいい発表ということでご報告ができるかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 18番、小杉久美子君の質問は終わりました。

次に、6、漁業の発展・振興について、商工会議所の支援について、11番、坂本元君の質問を行います。

初めに、漁業の発展・振興についてを行います。

○11番（坂本 元君） それでは、質問させていただきます。

漁業の発展・振興について。噴火湾内の海底の汚れは相当に進んでおり、数年前海底を撮影した写真を見せていただいたことがあります。有機物の堆積はかなり進んでいるようです。森町の産業である漁業への影響は相当のものであり、またさまざまな魚の産卵場所でもある噴火湾を再生していかなければならないと考えます。有明海では、有機物を分解する薬剤の利用、瀬戸内海では海底の砂を船に取り込んで洗い、海底へ戻すなど各地でさまざまな

方法により海底をきれいにしようという試みがなされています。以下、伺いたいします。

1、森町として余りお金がかからず、漁獲物としても価値があるナマコの放流なども有効な手段と思われますが、どのようにお考えでしょうか。

2、海底をきれいにし、漁業を育てていく方法を検討する考えがそもそもあるかどうか伺いたいします。

よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） 坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

1つ目の質問でございますが、ナマコは海底に堆積した有機物を摂取して成長するため、底質浄化能力があると言われており、その放流が海底浄化の有効的な手段の一つであると認識しているところでございます。そのナマコの放流でございますが、森町におきましても砂原漁協の青年部が平成16年度から北海道栽培漁業振興公社からの補助を受け、種苗生産試験放流事業を継続的に実施しており、約6万5,000個のナマコを放流してございます。

2つ目の質問でございますが、海底の浄化に関しましては薬剤の散布やヘドロの除去などの方法がございしますが、環境や生態系に与える影響などを考慮し、噴火湾沿岸の全市町が一丸となって慎重に検討していかなければならない問題と考えております。その噴火湾沿岸の鹿部町から室蘭市までの8つの漁業協同組合で構成しております噴火湾ホタテ生産振興協議会では年1回、沿岸環境調査を実施しております。この調査は、漁協ごとに定点を設定し、溶存酸素量、底生生物の有無、これは底にすむ、海底にすむ生物の有無、それから全硫化物量を測定しており、平成22年度の調査結果におきましては噴火湾全体に底質環境、海底の環境は悪い状況ではないという結果報告でございましたが、環境保全につきましては引き続き関係機関と調査研究に努めてまいります。また、噴火湾全体で実施しておりますマツカワの放流事業やクロソイの中間育成放流事業などのつくり育てる漁業にも力を注いでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（坂本 元君） ありがとうございます。今砂原漁協の青年部の方が6万5,000個ほど毎年放流されているような情報をいただきましたけれども、できたら6万5,000個を放流して、その成果といいますか、どのような方向に持っていっているのか。例えばそれを採取して漁獲物として生活の一部になるほどの成果が上がっているかどうか、その点を1点教えていただきたい。

それから、2点目ですが、マツカワとクロソイの話をされたのですが、ハタハタの放流もたしか、今現在やられているかどうかわかりませんが、その情報をもしできたら教えていただきたいと思います。

その2点、よろしくお願いいたします。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、質問にお答えいたします。

まず、1点目のナマコの放流の関係でございますけれども、過去3年間の実績でございま

すけれども、平成19年度におきましては森、砂原両漁協合わせまして55.8トン、金額にいたしまして1億6,200万円、平成20年度におきましては41トン、金額にいたしまして1億500万円、平成21年度におきましては43トンの水揚げで1億3,600万円の水揚げがございました。

2つ目のマツカワとクロソイの放流でございますけれども、こちらも既に平成21年度には2.8トンの漁獲量、漁獲高につきましては376万5,000円と。あと、クロソイの中間育成放流事業につきましても平成21年度実績で25トン、漁獲高で2,500万円、あとハタハタの放流でございますけれども、今道のほうと共同で、町長の施政方針の中にもございましたけれども、ハタハタの育成の事業のほうに取り組んでいる最中でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○11番（坂本 元君） よくわかりました。ありがとうございます。ただ、1番目の回答でもう一つ突っ込んで教えていただきたいことがあるのですが、今水産課長の答弁の中で森と砂原ということで一緒にトン数を……

（「合計です」の声あり）

○11番（坂本 元君） 合計ですよね。教えていただいたようなのですが、できたら砂原のほうで、砂原漁協のほうで放流してから増えたとか減ったとか、それだけで構いませんので、できたらそこだけをお願いしたい。

それから、2点目のハタハタの放流ですが、今後とも続けていく予定があるのかというか、いく方向に向かうのかどうか、そこだけ教えてください。わかりますか。よろしくお願いします。

○水産課長（島倉秀俊君） それでは、1つ目のご質問にお答えいたします。

砂原のほうだけの過去3年間の実績にいたしましては、平成19年度におきましては約27トンの水揚げで、水揚げ金額は8,126万9,600円となっております。また、20年度におきましては約16.8トンの水揚げがございまして、水揚げ量にいたしまして4,700万円となっております。また、21年度におきましては砂原漁協では14.6トンの水揚げがございまして、金額にいたしまして4,450万円となっております。それらの先ほどご説明ありましたけれども、平成16年度から砂原のほうでは青年部のほうで放流をしているわけでございますけれども、実際ナマコが成長するには約4年から5年、6年と言われておりますので、それ以前の結果はちょっとうちのほうではデータはございません。

あと、それと2つ目の質問でございますけれども、ハタハタの放流の件でございますけれども、今渡島支庁と道のほうと一緒に事業を始めていますので、今後引き続き事業は実施していく予定でございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 漁業の発展・振興についてを終わります。

次に、商工会議所の支援についてを行います。

○11番（坂本 元君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

商工会議所の支援について。地元企業の経営向上と育成、発展のため商工会議所、商工会を支援し、連携強化による商工業の活性化を促進してまいりますと施政方針の中にあります。以下、質問いたします。

国の制度の中で、森町としてさらに協力できる部分での情報提供など今まで以上の協力体制をとる考えがあるのかないのか伺いいたします。

○町長（佐藤克男君） 坂本議員のご質問にお答えさせていただきます。

商工会議所の支援についてということでございます。町は、地元商工業者の育成、発展に当たり商工会議所、商工会への支援を行い、地域経済の振興、発展を期するところであります。商工会議所の主な事業として、経営相談サービス、情報サービス、福利厚生サービスがあります。坂本議員の質問より、国の制度の中で町としてさらなる協力ということでございますが、金融制度ではないかと察するところがあります。事業資金のあっせんについては国、道、町の資金があり、それぞれ使途内容及び借入れ金額により有利な資金調達を指導しているものであります。町においても森町中小企業特別融資制度を設け、利子補給を実施し、中小企業者に融資の便宜を図っているところでございます。他の公的資金への支援は適当ではないと解するところであります。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○11番（坂本 元君） 再質問させていただきます。

今町長のお話の中で森町中小企業特別融資制度、これ1つが森町の利子補給、要するに融資制度のただ一つの事業だと思うのですが、例えば八雲町あたりでは中小企業育成資金貸付金という名前で1億6,300万ほど用意しているようなのですが、森町で例えばこれ以外の融資制度は余り森町には向かないということなのですが、例えばもっと利息の有利なような、条件が変わって利息を有利にできるようなことはできないということではとらえていいのでしょうか、その点を。要するに聞きたいのは、メニューを幾つか設けて、その中から例えばお借りになる方が選べるようなシステムというのはとれないものかどうか、そこだけ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） 今坂本議員からご質問ありました。森町では、森町中小企業特別融資制度ということで利子補給を実施しているところであります。この融資というものについては、非常にこれは回収という難しい作業がございます。町の中で融資をして、中小企業に融資して、そしてそれを回収するということについては、これは今の我が森町の中では困難だと思います。町の使命は、融資することにあるわけではございません。ですから、これについては町が今やる仕事ではなく、国の金融機関または収納金融機関、そういうものをするべきであって町がそこまでやる仕事ではないと、私はそのように認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（坂本 元君） 済みません。ちょっと町長に誤解されたようで、私は町で融資をしてくれというのではなくて、有利な利息に借りる方がなるような制度を設けることはできないかという意味で質問をしたつもりなのですけれども、その点できたら、例えば今森町で中小企業特別融資資金制度の中で1.25%の融資の率だと思うのですが、この率を変えてくれというような意味ではなくて、例えば全体として3%であれば1.25%引けば1.75%になりますよね。それをもう少し全体として下がるようなシステム、またはそれを選ぶのに多少条件がついてもいいから利用される方が選べるような、例えば条件が当然違うと思うのですが、その辺のところを考慮するつもりはないのかどうか、またはできないのかどうか、その辺のところを教えていただきたいと思います。一応最後なものですから、それで教えていただきたいことを全部質問しなければならないのですが、まずそれでお願いします。

○議長（野村 洋君） 町長、いいですか。先に商工課長。

○商工労働観光課長（金谷孝己君） ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

商工業者への資金融通については、今ほとんどの資金は商工会議所、それから商工会があっせん窓口となりまして公庫資金、それから北海道の制度資金を活用しているのが実態であります。その中には、大変有利なものもございます。中には、保証協会の保証も100%、普通責任共有ということで銀行さんと保証協会が20%、80%、保証協会が80%、銀行さんが20%という普通責任共有を持たなければならないのですが、そのある資金によっては、セーフティーネット資金によっては今現在保証協会が100%というものもございます。それによって銀行さんが貸しやすくなるというメリットがございます。そういう資金を有効に今商工会議所を通して皆さんにご紹介しているところです。

（「ちょっと語尾をはっきり。紹介していると言ったのですか、今」の
声あり）

○商工労働観光課長（金谷孝己君） セーフティーネット自体は発表されています。もともとある資金ですので、それを商工会議所、それから商工会を通して各経営の方にそれをあっせんしているところであります。

○町長（佐藤克男君） 保証協会というところがございます。こちらは、たしか1%だったと思いますけれども、その上乗せ1%の金利にして、そして全額保証するという制度になっております。担保をとって融資をするという金融機関は、今はほとんどございません。その事業に対してお金を融資するという制度になっております。ですから、担保をとったり、また保証人をつけたりということは、今の現在の金融機関ではほとんどございません。20年前は、そういうことがあったかもしれませんが、ですから非常に借りやすくなっているということでございます。これを町としては、商工会または商工会議所にこういう制度がありますよということを広く伝えるようなことで商工会議所、商工会にはいろんな補助金等々を出しているというところでございます。そういう意味で、町がそういうものに対して積極的にやるのではなく、商工会議所、商工会でそういう国または道の保証制度またそういう融資を受けるための制度があることをお勧めしてやってもらいたいと、そのように思っている

ところでございます。

○議長（野村 洋君） 商工会議所の支援についてを終わります。

以上で11番、坂本元君の質問は終わりました。

2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先に先ほど小杉議員の質問にございましたことぶき出産事業、これの件数を報告させます。

○住民生活課長（竹内 明君） 先ほどの小杉議員からの質問にお答えいたします。

森町ことぶき出産奨励事業につきまして、これにつきましては平成17年度から始まった事業でありますけれども、数字的なところを報告いたします。平成17年度19人、18年度32人、19年度28人、20年度17人、21年度35人、過去5年間、17年度から21年度までについては合計131人になっております。なお、本年度、22年度既に助成した方が24名、3月の出産予定が2名、合計17年度から今までの見込みも含めると157名となっております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 次に、7、教育行政執行方針の内容について、13番、中村良実君の質問を行います。

○13番（中村良実君） 教育行政執行方針の内容についてを質問いたします。

学校は、地域の中にあつてこそ成り立つとの原点に立ち、教育に携わる者がすべては子供たちのためとの思いを共有し、信頼と期待にこたえる教育を進めていく。生涯にわたって確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくみ、自立した人間の育成を担っている。豊かな心、健やかな体の育成は学校、家庭、地域との役割が重要と思う。現代に生きる子供たちにとって、家庭教育の必要性は大である。さらなる充実を図られるよう指導主事を配置するとある。町民が生涯にわたってみずから学び続けるため、環境などを整備し、社会教育指導員を増員し、社会教育の充実を図る。このような発想とすれば、配置に一考すべきだと思います。また、社会教育主事の業務内容とのかかわりがあると思います。子供たちの教育を考えると、決着したと思っているが、武士道の件が頭をよぎります。以下、質問をいたします。1問、2問については教育委員長に質問をいたします。3問目については教育長に質問をいたします。

1つ目、武士道については完全に終わったのですか。また、学校の図書に何冊か配本するのか。

2つ目、指導主事、社会教育指導員の仕事内容について。

3つ目、教委社会教育課の名称の検討について。

以上、3点をお願いをいたします。

○教育委員長（平田恒彦君） ただいまの中村議員のご質問に対し、お答えをさせていただきますと存じます。

1 番目の武士道については完全に終わったのかというご質問でございますけれども、「子ども武士道」の本の件につきましては、経緯については佐藤町長が町民のさまざまな意見を聞く中で、いじめに関する話がございました。この本を活用し、いじめ根絶に向け役立ててほしいとの純粋な気持ちから教育長に提案があったところでございますが、教育委員会といたしましては昨年の12月20日開催されました教育懇談会の日ですべておさまっていたものと考えていたところでございます。

関連しまして、学校の図書に何冊か配本するののかとの件につきましては、この図書につきましてはさきの住民生活に光をそそぐ交付金に予算要望後検討し、最終的に予算要望はしなかったものでございます。教育委員会といたしましては、各学校から要望があった図書につきましては今後購入してまいりたい、そのように考えてございます。

続けて、2 番目の指導主事、社会教育指導員の仕事内容について、これにお答えさせていただきますと存じます。先ほど中村議員がおっしゃってございました豊かな心や生きる力をはぐくみ、自立した人間の育成を担っている豊かな心や健やかな体の育成は学校、家庭、地域との役割が重要と思う。現代に生きる子供たちにとって家庭教育の必要性は大であるというご質問が中にございましたが、これは委員長といたしましても中村議員の質問に賛同できるものでございます。その中で、まだ認定はされてございませんが、私感を述べるわけにはまいりませんので、具体的なものが出ましたら、これは私のほうからきちっとご説明を申し上げますけれども、この指導主事、社会教育指導員、これは本来は他の町は既に数年前から導入されていることでございます。残念ながら当森町におきましては、この件はいまだに導入はされてございません。私感的なものの中で具体的な内容等は申し上げるわけにはまいりませんけれども、後の教育委員会議におきまして大きな構想は持っております。その中で、どうしても社会教育指導員また指導主事は必要不可欠のものでございます。今後主要施策に基づきまして調整をもって進めていく考えでございますし、新事業の件に関しましては定期的に会議を開きながら、ぜひこの指導員の活用を森町の子供たちの教育のために、広く母親の教育のために進めてまいりたい。その上で重要なことでございます。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） 中村議員のご質問にご答弁させていただきます。

多少重複いたしますが、指導主事、社会教育指導員の仕事内容についてというふうなことでございます。まず、指導主事の設置の根拠につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第9条の中で規定をされているところでございます。その内容は、都道府県委員会の事務局の規定に準じて指導主事、事務職員、技術職員その他の所要な職員を置くとの内容となっております。そして、指導主事は上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するとなっております。具体的には、1 つとして教育委員会が所管する学校において組織編成、教育課程、学習

指導、生徒指導に関すること、それから校長、教頭や教員などに対する研修に関すること、それから研究指定校に対して助言などを行うこと、それから教員の問題や児童生徒の問題に対し、校長、教頭を通して解決に当たるなどの仕事があるかと思います。また、指導主事は教育に関し識見を有し、かつ学校における教育課程、学習指導その他学校教育に専門的事項について教養と経験がある者でなければならないと規定をされているところでございます。

それから、社会教育指導員の仕事内容についてというふうなことでございますが、まず設置根拠につきましてもは特に関連法令に規定はございません。ただ、昭和47年に当時の文部省、現在の文部科学省でございますが、市町村に社会教育指導員の設置を促進する目的で社会教育指導員設置費補助事業が開始されて、その要綱に社会教育指導員についての記載があり、これが設置根拠となっておりますところでございます。まず、社会教育の充実を図ることを目的に、また生涯学習課のより充実した指導体制の強化を兼ね合わせ配置したいと考えておるところでございます。主な業務といたしましては、社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談または社会教育関係団体の育成など多岐にわたり指導、助言をいただくというふうなことになるかと思います。また、具体的な内容として生涯学習課が主催するどろんこ塾、子供の広場、実年大学に対する直接指導並びに助言、社会教育課との連携による実践的な学習の内容の点検、指導などについても予定をしたいというふうなことで考えております。

それから、教育委員会社会教育課の名称の検討についてでございますけれども、まず1つとして森町教育委員会事務組織規則により社会教育課、それからもう一つは分室、生涯学習課を設置しております。旧砂原町教育委員会では、平成16年4月から生涯学習課として機能し、合併時には社会教育体育係と総務学校教育係を一括対応するために係名を生涯学習係として統括したところでございます。旧森町教育委員会は従来どおりの課名、係名で対応しております。

参考まででございますが、北海道教育委員会の機構では生涯学習推進局、生涯学習課の設置はありますが、地方の教育局では社会教育係としての係名が主であり、生涯学習係は設置されてはおりません。定義としまして、生涯学習は厳密に言えば学校教育、家庭教育その他の教育活動を指し、社会教育よりやや広い言葉で使われておりますが、どちらも教育活動全般を指す用語であるところから、現在のところは今の名称で支障はないのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○13番（中村良実君） 2問目を質問させていただきます。

まず、1問目なのですが、これ何とはなしに私気にかけてずっときたのですが、そうした中で今の委員長の答えの中でも100%ゼロということはない答弁だと、私はそう解釈しているのですが、私もきつとこういうことも考えられるのかなと。例えば指定寄附されたらどうなのか。この本を買って、「こども武士道」という本を買って、これをご寄附いたしますと、

だから各学校に置いてくださいとなったときに教育委員会はどのような判断をするのか。私は、これきっとあると思うのです。そういうニュアンスでずっときていますから、私はあるような気がしてならない。ですから、あえてもう一度火は消えたなと思ってはいたのですが、これを確認しておかなければならないであろうという考え方です。ですから、武士道の言葉をおかりになれば、武士に二言はないと。だから、教育委員長にも二言はなしということでお答えをしていただきたい。そして、これは委員長だけで考えるのではなくして、教育委員会として考えてほしい。常に全体の最高責任者ですから、皆さんにかけて皆さんの判断をいただいて、そしてまた現場の先生方の声を聞いていただいて判断をしていただきたい、そのように考えておりますので、もう一度これ答弁をお願いをいたしたい。

それから、この本、恐らくは教育委員の皆さん方、5人の方々はこの本を読んで内容的にも熟慮していると、私はそういう解釈をしています。その中で、今仮にそういうことが出たとき、当初の目的はその本でもっていじめを改善できる、いじめの参考になるというお話も聞いておりました。本当にそうなのかな。すこぶる私は今でも疑問に思っております。というのは、これは5年、6年生を対象に配本しますよという当初の考えですね。5年の子供と6年生の子供にその本を私見せました。そして、内容的にわかるかいと。読めるのです。全部仮名振っているから、読むのはいいのですが、その書いてあるように意味をきちんと受けとめられない、そういう現実があるかなと、そう思っておりますが、その辺についてもできたらお答えをしていただければなと。

常にこれは私、議員みんなそうだと思うのですが、トップダウンをされたということ、これはできたら教育長のところにそういうお話がいった、そうしますと教育長は、いやいや、そうではないと、これはこういうふうにしてやらなければだめよと、結論を出せないよというふうに私は現場に立った中でもってそういう対応をしていただければこういう問題にはならなかったのかなと。なぜそう言うかといいますと、教育委員長と教育長の答弁が違うのです、この新聞を見ると。新聞の記事を見ますと、これ1月17日だったでしょうか。これを見ると違うのです。ここに私あえてやっているのですけれども、こここのところ違うのです。ですから、そういうこともあるものですから、私はあえて今回取り上げていると。それをご理解して答弁をお願いいたします。

それから、2問目です。私から言わせますと、なかなかさすが役者だなと、そう思うのです。これから予算審議されるから、予算がつくつかないかは私わかりません。ただ、予算上計上されている金額、そうしたものを見ますと、例えば現在相談員というのがおります、教育相談員というのが。砂原中、森中におりますね。この人のお金というのはですか、これは報酬から出ているのです。そして、今回新たに予算計上されたのは賃金なのです。今職業の内容を聞きますと、同じようなことなのですよ、やるのは。そうすれば、片方がなぜ報酬で片方は賃金なのかと。理解できないです。だから、なかなかやっぱり考えた予算づくりしているなという、そういう気がしてならないのですが、この人方がやるのが同じであれば、この人方の今位置づけもご説明してくれましたけれども、では現実的にどこにいるのか。教

育委員会の中にいるのか、各学校を回るのか、または社会教育課のほうに指導員の場合はいるのか、この辺がはっきりしないのかなと。

それから、余り指導員が、教育相談員等は現在トップの人方が、仮にトップの人方がなると、例えば学校で何かあったとき先生に相談するのにはかなり私はプレッシャーがかかるのかなと、そういうような気がしてなりません。ですから、その辺はどうなのかなと。

それから、森町も社会教育法9条の2でもって社会教育主事を置くという、これに倣って18年の4月1日から社会教育主事という形の中で置いているのですよね。この人を私はもっと使えば、今ここでもって必要ないのではないのかなと、そういうような気がしてならないのです。私もたまに教育委員会に行って、社会教育のところにおりますと、現実的に社会教育主事の仕事をやっているのかなと、こう気をつけて見ていますと、私はそうではないのではないのかなと。この人、本当に社会教育主事の仕事をしていないというよりも、させてもらっていないのかなと、そういう感じを受けるのです。ですから、その辺はいかなものなのかなと。もっともっと若い今の社会教育主事を使って社会教育をどんどん、どんどん伸ばしていっていただきたいものだなと、そのように思います。ですから、今新しく雇用をする人と現在いる主事とのかかわり合いがどうなっていくのか。今仕事の内容をご説明いただきましたからわかるのですが、ではどうしていくのかということ、2人の関係をどうしていくのか。2人一緒に進めていくのか、ばらばらで進めていくのかということもあらうと思います。それをもう一度ご答弁をお願いをいたしたい。

それから、3問目です。あえて私は現在の機構改革について触れました。これ道もそうなのですが、教育委員会のシステムとしては頭に生涯学習課というのがあるのです。そのすそ野に学校教育があつて社会教育があるのです。そして、それぞれ学校教育は下に各課、各係がまだあるでしょう。社会教育もそうなのです。ところが、今の現状を考えますと違うのです。砂原は生涯学習課です。森は社会教育課です。ですから、私これちょっとやっぱり考えてみる余地があるのではないのかなと。正常なスタイルに戻すべきなのかなと。それは、何をもとにそうするのかという、そういうのがきくと来ると思うのです、逆に。そのときにご相談いたしまししょうと、私はそういうような気がしてならないのです。そうすることによって、もっと社会教育というのを私は進めていく方法はたくさん出てくるのだと、そのように思っているのです。これについてももう一度ご答弁をお願いをいたしたい。

○議長（野村 洋君） 中村議員、今のはかなり実務的な内容になっていますので、先に教育長に答弁させて、あと補足的なことを教育委員長でよろしいでしょうか。

○13番（中村良実君） はい、よろしいです。

○教育長（磯辺吉隆君） 中村議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、「こども武士道」の関係で指定寄附とした場合にどうなのかというふうな、これは仮の話ではありますが、その質問でございます。現段階では、今までのいきさつからしまして、これを学校にやってくれというふうなことについては、今の段階では考えてはおりません。あくまでも今私も考えているのは、ここまで実は考えてはいなかったのですが、

初めて今日そういうふうなことの意見を聞かされまして、実際にはそこまでは考えていなかったところでございますけれども、厚志であろうと違う形であろうとも今までできた中では「こども武士道」の件についてはやはり一部問題があると。その一部問題のあるところについて、それを学校のほうでそのまんまやるのはどうかというふうなことが大勢を占めていたのではないかなと。もう一方、やり方においてはただそのまんまやれば先ほどの中村議員さんおっしゃいましたとおり、5、6年生にやってその意義がわからないというふうなこともありましたけれども、そのいいところを、もう一方ではいいところをこういうふうなことで教えるというふうなことも補助のだれかがあれば、そういう教え方もできるのでしょうけれども、なかなか実際にはそういうところまで行き届かないのが現実になるかなというふうなことで考えますと、現段階では指定寄附というふうなところまではちょっと考えてはいなかったのですが、今この場ではそういうふうなことが考えられるのかなというふうなことで考えております。

それから、教育相談員が報酬でございます。そのとおりでございます。それから、今現在社会教育指導員という形で1名森町公民館のほうに、社会教育課のほうに配属になっております。これについては、賃金という形でたしか予算計上されていたものと考えております。ですから、今新年度から、これは私のぜひとも強い気持ちのあらわれでございます。できれば経験豊富な過去にそういう経験をされた人とご縁を結ばせていただいて、砂原公民館のほうの社会教育課のほうにできれば予算もいただいて、その人の了解もきちっと得られれば、生涯学習課のほうに配属したいものだなというふうなことで考えております。それで、17年の4月1日に新設合併というふうなことでなりました。それで、その方には先ほどの特定分野について云々というふうなことも要綱の中にはございますが、現実問題としては砂原地区で今の現状がどうなっているか、どういう先ほどの事業、具体的な事業がありましたけれども、それをきちっと踏まえた上で、いつまでも多分社会教育指導員が今のままの2名体制でいくかどうかは別としまして、いずれかはこの本町の、本町といいますか、森町の社会教育課のほうに配属をして、砂原地区の現状も踏まえて森町トータルとしてのそういう社会教育指導員としての仕事をしていただきたいものと私は考えております。

それから、社会教育主事との関連でございますが、私もそのように思っております。これは、きちっと連携をとらなければと思います。それから、まだ詳細については私もちょっとまだ現場感覚では押さえておらないところも多少ございますが、やはり本来の社会教育主事のその資格を最大限今発揮しているかというふうなことにつきましては、やはり限られたそういう人数の中であれもこれもというふうなことが現実的かなというふうなことには私も中村議員と同じような形でとらえているところでございます。そういった意味で、まだまだ私はこの森町の社会教育の充実を図っていきたいというふうな強い気持ちでおります。ただ、これについてはどういう人がやるかというふうなことも私は重要なことだろうと思います。ですから、私はちょうどこの時期にやってもらえるのであれば、タイミングのいいときに本当にその人が了解を得られれば何とかその人を正直なところ使っていきたいというふうな

思いはございます。この機会を逃したら、私は森町にとっての損失になるのではないだろうか、そのような強い思いも持ちながら今回ご提案をさせていただいたというふうなところでございます。

あとはよかったですか。漏れか何かございましたでしょうか。

○議長（野村 洋君） 3番……

○教育長（磯辺吉隆君） 3番ですね。どうしても私も経験に基づいてやはり人間というのは判断するところございます。ちょっと話は変わりますが、大分前になりますけれども、例えば老人の方を高齢者だとか、いろんな形で読みかえているだとか、それからちょっと教育委員会の所管とは変わりますが、例えば高齢者の窓口をどうするかというふうなことで、記憶によりますと新聞でそういうこともあったように記憶しております。例えば長寿高齢課だとか、あるいは長寿社会課だとか、ちょっと所管は違いますが、そういうふうなところがあつたように思います。振り返って、教育委員会で今中村議員さんからご提案のありましたまだ今の現状に甘んずることなく、もう一度その辺の名称について再考すべきでないかというふうなこともありますけれども、私も正直なところ今までその課のところまで頭が回っていませんでした。今後これからどのようなことがふさわしいのか、過去の私のそういう判断にとらわれずに関係の課長だとかいろんな職員と、または幅広く意見を聞きながらその辺についても、例えばまだふさわしいものがあるのであれば、それを初めから排除することなく幅広く意見を聞きながらもう一度、課名そのものではございますけれども、考えてみていきたいと、そういうふうなことで思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 平田教育委員長、補足ありますか。

○教育委員長（平田恒彦君） ただいまの中村議員の再度の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本の内容につきましてでありますけれども、私も本を読みました。その中で問題とされたものは、命の大切さの部分が項目としてございました。それは、非常に今命を大切にという中で進む中で問題はございますけれども、本の内容の中で私は非常に子供を育てるためのこと以上に各家庭が不足をしている家庭での子供に対するしつけ、身だしなみを含めた形の指導に非常に参考になるものがたくさんございました。総体的には、命の問題というものが最重要点でございましたので、これは申し上げまして、町長が下げてくださいった経緯が1月20日でございます。新聞記事につきましては、実は私取材だとは思ってございました。総体的な教育問題に対する雑談的なものと私は判断をしてございましたし、この「こども武士道」に関するだけのものではございませんでした。支局長とのお話の中で、実はもっともっと、これも大事なことでありますけれども、もっと大事な今後森町が進めていかなければならない総体的な教育、子供だけではございません。やはり親、この部分のものも話したつもりでございます。ご承知のように子供の教育といいますのは、生まれてからの教育ではございません。私は、そう考えてはございません。お母さんがおなかに子供を宿し、そして

授かったときから教育というものはスタートするものと私は考えてございます。ですから、何としても、先ほど中村議員がおっしゃってございました。学校、地域、家庭、その中での子供を育てるための基礎基本というものは、総体的なものは家庭にございます。この部分の中で、私感を入れざるを得ません。本来は、本議会の中で私感的なものは言うべきことではないのでございますけれども、質問に関連をするものですから、あえて言わざるを得ませんけれども、今後はその指導を含めて、私の構想の中には全町です。森町発地域子供審議会というものをもち、この後会議で承認されましたら、これは森町として取り組んでいきたい。非常に大事で時間のかかることでありますけれども、これは何としても進めてまいりたいと考えてございます。単に役職がついている方だけがその審議会の中に入るのではなくて、ありがたいことに森町には漁業者、農業者、それ以外の方々にもすばらしいご意見を持たれた方がたくさんいらっしゃいます。その方々を募って何とか森町、子供たち、親だけではなくて生涯学習を含めた中で指導員さんの協力を得ながら社会教育課、学校教育課、保健師さんの力をもかりなければなりません。これを何とか今後森町の5年先、10年先、その先まで考えた中で皆さん方のお力をかりて設置し、町長が唱えてあります森町の教育のことを前面に出しながら、私どもは日ごろ協議をしておりますけれども、この部分で森町の教育を考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○13番（中村良実君） 3問目です。最後です。できるだけ簡単にお答えをいただきたいのですが、1問目の件なのですが、しつこいようで申しわけございません。これからは、2問目でも質問しましたけれども、そういうようなことがあったときには教育委員長という立場でもって、さっきも武士道の言葉を使いましたけれども、二言のないようにきちんとやっていただきたい、そう思います。

それから、これは非常に大事な、2問と3問で関連があるのですが、なぜ今回のを人員的にして云々と言っているかといいますと、私は教育委員会としてきちんと社会教育を考えていないのではないのかなと、そういうような寂しさがあるのです、私にしては。それは何かといいますと、今教育委員会がやっている中村流という社会教育です。社会教育というのはやっていないと思います、私。社会教育というのは、公民館というやかたから出て、例えば鳥崎だとか濁川だとか砂原の沼尻だとか、向こうのほうに行ってそこでやるのが社会教育です。やかた、砂原の公民館、森の公民館を使ってやる例えば料理教室だとか、それからいろいろありますよね。それから、体育館もそう。スポーツもそう。これは、やかたの中でやるというのは社会教育ではないのです。スポーツの場合は野外活動もあるのですが、これは今考えてみてください。郡部の人方は、では社会教育やっていますか。やっていないでしょう。行っていないのですもの。濁川に仮に公民館でやっているやつチラシが入りました。来ますか、あそこから。特に冬の場合には。来ないのですよ。当然来ないと思いますよ、危険性があるから。それらのことをフォローしてあげる、カバーするのが社会教育なのです。ところ

が、私から言わせると社会教育やっていないのです。公民館活動は一生懸命やっています。やっていないのです。だから、私は教育委員会の機構も変えたほうがいいと言うのはそのなのです。

もっと社教主事に責任を持たせるべきです。現在いる正職員の社教主事には責任を持たせるべきです。あなたがやらなければ、ここから行ってもらいますと、違う指導主事を連れてきますと、そのぐらい言ってもいいと思います。そのぐらいの指導主事でやらなければならない職にあるのですから。私はそうだと思います。ただ見ぬふりをしているのが今の教育委員会です。ですから、私はあえてその指導主事、社会教育指導員、こうしたものをなぜ配置するのかと。それまで考えた配置ではないと私は思っているのです。それまで考えた配置であれば、こういうことはしないと思います、私。もっと若い人をどんどん、どんどん育て、そして指導主事という資格も取らせて、そして私は社会教育に取り組んでいくのだと、そのように考えているものですから、もし私の考えが、それはおまえの考え方は間違いだというのだったら言ってください。私はそういうふうにとらえていますから。2問、3問目一緒にになりましたけれども、これのご答弁をお願いをいたします。

以上です。

○教育委員長（平田恒彦君） ただいま中村議員のほうからお話がございました。実は、それを含めて私感ではありますけれども、何としてもこの先委員会で決定をさせていただきまして、広く森町発なのです。森町発地域教育審議会というものを設置した中で、先ほど申し上げましたが、漁業者であり、農業者であり、赤井川から石倉方面まで広くその会の中にお願いをしながら入っていただき、それぞれの地域での諸問題を何とか社会教育、家庭教育、学校教育の中に生かしていきたいという考えがございます。それで、移動的なことも考えてございます。

それと、ただいま議員ご指摘のことがございましたけれども、実は先般の教育委員定例会議におきましても新年度の課題として社会教育課との連携をとりながら、森町の学校教育、社会教育を充実させるためのお話も議案としては出て一生懸命協議してございます。そのような形で、中村議員は社会教育のほうの経験者でございますので、よくご存じであろうと思いますし、今後はいろいろな方々の森町在住の方、役を外した中でのご意見を拝聴しながら、この諸問題に関しては非常に大事なことであるものですから、全力を挙げて進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） 中村議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、社会教育を考えていないのではないかというふうなことでございますけれども、私がこの教育長を20年の11月に拝命してから頭のど真ん中には実はこのことが常にあります。今教育委員会としますと、一般的には学校教育が何か教育長の仕事のように、九十何%を占めるようでございますけれども、常に忘れずにあるのが社会教育を考えております。なぜかといいますと、先ほど平田委員長が申しましたとおり地域、家庭の問題がございます。そこ

でのいろんな問題が学校教育に大きな影響を与えているというふうな現実も一方ございます。そして、中村議員さん、私も昭和43年に青年団活動に入りました。あちこち管内いろんな考え方の方と今でも付き合いがございます。そういった意味で、私は先ほど公民館1つとってもその意図するところはよく自分でもわかっているつもりでございます。ただ、なかなかいろんなことがございまして、その人の手当て、いろんなことが限られた中でやはり行政を動かさざるを得ないというふうなもう一方の実情もございますので、なかなかこの辺との葛藤が正直言って現状でございます。ただ、やっぱり公民館活動を1つとってもふるさと公民館があるでしょう。それから、学校を主体にした、PTA、地域を主体にしたそういう活動もあります。したがって、これについてもこの間も社会教育の中でこの辺のあり方についても事務的な打ち合わせもして、結論をすぐ出すとか出さないとかそういうことでなくて、やはりこれは今後についてのそのあり方がどうなのかというふうなことでの話もしております。

それから、厳密には社会教育主事、社会教育指導員のそれぞれの役割分担もあろうかと思いますが、私は現実としてあれもやり、これもやりというふうなところが毎日日々の業務だろうと思います。本当にそういった意味では、資格のある職員には申しわけないと思っておるところでございます。ですから、新たないろんなさまざまな諸問題は細かい部分の詰めももちろん問題はございます。問題はありますけれども、やはりこれからどうやってこの森町のさらなる社会教育の充実を図っていくか、生涯教育の充実というふうなことにはなろうかと思っておりますけれども、そういったことでまずは社会教育指導員を配置していただいて、社会教育その他もろもろの教育委員会の組織でございますけれども、そういったところと連動しながらさらなる充実を図っていきたいというふうなことで私は本当に切に思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 13番、中村良実君の質問は終わりました。

次に、8、国保病院の今後について、8番、川村寛君の質問を行います。

○8番（川村 寛君） 先ほど同僚議員から同じような質問がございました。しかし、私これ最初から考えていたものですから、重複するところがあるかと思いますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

町長の執行方針の中に森国保病院について、患者数の減少等により大変厳しい運営状況にあると同時に、医師の数が医療法の基準に達していないとあります。また、町職員の病院への出向をやめ、民間から病院医療関係に精通した事務長を採用したということで病院を改革するのだという町長の強い意思が感じられたものです。以下、質問いたします。

1、患者数減少の根源はどこにあるとお考えでしょうか。

2、あと何人で医師の数が基準に達するのでしょうか。

3番目、国保病院だからできる、国保病院しかできない医療サービスとはどのようなものとお考えでしょうか。

4 番目、町長が思い描いていた病院の改革とはどのようなものなのか教えていただきたい
と思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 川村議員のご質問にお答えさせていただきます。

患者数減少の根源はどこにあるとお考えかとの質問についてお答えさせていただきます。
患者数の減少は、徳永医師の退職と夜間、休日のウオークイン廃止の影響と分析しております。
徳永医師退職後については、患者さんが町の診療所等に転院した影響で、また夜間、休
日のウオークイン廃止については廃止前と廃止後では廃止前の救急受診患者数は月平均241
人、廃止後の月平均は92人で月平均149人の減となっております。国保病院の外来患者数は
ピークから見てまだ減少傾向ではありますが、常勤医師の定着が図られれば徐々に回復する
のではと考えております。ちなみに、平成20年度の1日平均外来患者数は173.1人、平成21
年度は164.9人、平成22年度1月までの平均患者数は149.5人となっております。

次に、医師数の基準についてというご質問でございます。医師数の基準達成数は、標準数
は6,862.50人で、国保病院は常勤医師4名と非常勤医師換算分として1,640.31人の合計5,640.3
1人ですので、不足数としては1,222.19人となります。

（何事か言う者あり）

○町長（佐藤克男君） 1,222.19人が不足でございます。ただし、暫定措置として医師充足
率は70%をクリアしていれば減額措置はとられないと。当院の医師充足率は直近3カ月で82.
1%となっております。

次に、国保病院だからできる、国保病院しかできない医療サービスとの質問でございます。
施政執行方針の質問となりますが、1つ目は夜間診療体制の確保です。夜間、休日のウオー
クイン廃止の背景として、救急ではなく夜間診療的なところが多いとの実態の中で、どうし
ても時間内受診が無理な町民のために週に何回か時間延長してはどうかについて、既に病院
内で実施可能かどうかの検討をしているところでございます。

2つ目は、現在整形外科週2回、泌尿器科週1回の専門診療の協力をいただいております
が、この診療科以外のニーズの高い専門医の招聘をしてはどうかを広くご意見等をお聞きし
ながら検討したいと考えております。

4 番目の思い描いていた病院の改革についての質問でございます。1つ目は、病院運営の
安定を図ることで赤字幅を減少させることでございます。2つ目は、医療の質のアップをす
ることによる信頼性の上昇であります。そのことで増患対策、要するに増客です。増患対策
にもなり、同時に診断力アップによる自院でできる医療を確立する。3つ目としては、病院
運営の独立であります。経営形態を見直すことによる権限移譲、決定権のスピードアップと
病院自身の責任性を認識し、組織化することです。以上3点について思い描きながら
改革の最中でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○8番（川村 寛君） 1つ目の質問で、夜間と徳永先生のお話が出ました。これ早い話、我々一般人が考える病院というのは、国保病院に関して特に言いますと、1日24時間365日いつ行っても受け入れて安心して診察してもらえるとというのがまずだれしも考えることなのです。夜間と時間外ですか、祝日をなくしたことによって、よったのですけれども、町民の皆さんのご理解をいただいて混乱がないというような認識でいらっしゃいますけれども、我々いろんな人の話をお聞きしますと全く違ってまして、半分あきらめているのです。まだ言わせていただければ、私も現場を見たのですが、消防本部までお父さんが子供を連れて行って、その消防本部から救急車に乗せてもらって病院に行くということはどういうことかということは、コンビニ受診とかいろいろ言われているのですけれども、我々素人はどこからどこまで救急車をお願いしなければならない、どこからどこまでこれは時間がたてば大丈夫なのだというその尺度がわかりませんよね。そここのところが一番の重要な問題だと思うのです。だから、いろんな医師の確保に大変苦勞しているのは事実わかります。そして、行財政改革特別委員会を町長のほうから設置してくださいというようなことで、そのときには病院改革、給食センター、さくらの園、保育所といろんな問題が山積していると言いました。この給食センター、さくらの園、保育所については今現在検討している最中なのですが、病院のことは大事なことなのですが、なぜかその提案がない。そして、改革も行き詰まっているのかなという感覚に陥るのです、実際のところ。だから、優先順位はみんなこれ順番をつければ全部1番かなと思うのですが、その1番の中に病院のことも入れてもらいたいというのが本当のところでは。

そして、民間の事務長さんを採用したということで、町長の本当に改革するのだなという気持ち伝わってきました。事実、我々見ている中で事務長さんというのは、すごく改革に意欲を燃やしていろんな手だてを打ってきたりしています。事実、北海道の厚生局に指摘されたのはされたとして2病棟を1病棟にした、そして87床のものをベッド数60床にしたと、いろんな改革をしています。ただ……言っているのかな。事務長がやろうとしていることを病院内で意思の共有を図っているのかというのが本当に疑問なのです。だから、3問しかないので、続けてもう一つ言わせていただきますと、事務長の気持ちも本当に改革してやるという気持ちで燃えて森町に来てくれたと私は思っていますし、現についさっきまでそういうふうに思っていました。ところが、退くということになったので、町長もその改革の勢いが半減されるのではないかなという心配と同時に、事務長が民間から入って町の病院に入ったら見えるところがたくさんあったと思います。そここのところを事務長さんのこれからも改革を引き継いでいただきたい。例えば森の病院はこうしたほうが良いというようなところがあったら事務長さん、答えられる範囲でいいのです。答えていただければまことにありがたいと思います。何か取りとめのない話になりましたけれども、町長の今の話を聞いて感じたこと、また思っていることあったらお話いただければ幸いです。よろしくお願いします。

○町長（佐藤克男君） 川村議員のおっしゃることは、私もごもっともだと思います。いつ行っても治療を受けられるそういう病院、これは非常にだれもが望んでいるところでござい

ます。しかし、それをやれば医師はいなくなるという現実もございます。今は何とかそれが無いということで、この病院にいてくれる医師もおられるわけでございます。町民の皆さんの要望をすべて聞くと、もっと大変なことになると。今現在町民の皆さんには我慢していただいておりますけれども、何とか医師の確保をして日中の治療ができるということについてはご理解いただきたいと思います。先ほどもお話ししましたけれども、5時から8時まで、これを今院長のほうに私から申し出ております。これについて、院長のほうから2カ月ほどたつのですけれども、まだ返事が来ておりません。非常に私はどの程度話になっているのか、その進捗状況も知りたいのですけれども、それさえも今は無いという状況でございます。そして、先ほどの事務長さん、この事務長さんについては多分、今川村議員も絶賛していただいておりますけれども、この中で事務長が一昨年の7月に来て、そして1年7カ月の間でどんな仕事をしていただいたのかということについて精査してみたら、金額にして約2,900万の削減をやっていただきました。非常に安い給料の中で、そしてそれだけのことをやっていただいたということについて、私は非常に感謝しております。もちろん事務長から、このような改革でやっていったらいい、ああいう改革がいいという提案を私は受けております。しかし、今年になってからそういうことになり、また3月いっぱいやめられるということで、私にすれば非常に右手、左手を取られたような、そんな思いで残念でなりません。しかし、この病院の改革は進めていかなければいけないと、私は思っております。また、事務長からはいろんな提案を私はいただいております。その中で、やはり私は一番やらなければいけないのは、トップである院長の考え方がきちんと経営者であるという責任のもとで、そして町民から信頼される病院をつくるということを前提に行動してもらわなければ、これはいけないことだと私は非常に思っております。また、看護師、また職員、医師等の教育等も院長が責任を持ってやっていかなければ、私はこの改革というのは非常に難しいと、そのように考えております。また、今後一からまた専門である、医療のことについては私も素人でございます。その専門の方がいなくなったということで、また私は一から出直していくわけでございますけれども、今後ともこの病院の改革等についてはやっていかなければいけないなと思っております。

それと、さくらの園、給食センター、保育所の改革は執行方針にもあるけれども、病院のことについてはないと。実は、病院のことについては暗中模索でございます。非常に私は悩んでおります。ですから、このような形でいうものがなければ執行方針にも載せることもできない。そのくらいこの病院については、私も2年ほどで何とかできるかなと思ったけれども、これについてはまだ暗中模索でございます。非常に悩んでおりますけれども、何とかこれは取り組んでいかなければいけないと。私の一番の望む病院は、国保病院の望む姿は町民が安心してかかれる、そしてだれでもがこの病院に行ったら安心だなと思えるような、そういう病院になってもらいたいと、それが一番の私は願いでございます。その後に財政、採算性というものが私は来るのだと。その認識でございます。ほかのところについては、何といても財政でございます。しかし、病院については先に町民が安心して行ける、そういう

病院になるということが第一でございます。次に財政の問題と、そのように考えております。まだこの町民が安心してかかる病院、そういう病院になっていない。もしそれがなった時点で次の財政というものについて私は真剣に考えていかなければいけないだろうと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○8番（川村 寛君） 私、執行方針を読んでいて、町長にしては随分病院のことに関しては歯切れが悪いと正直言って思っていたのです。でも、今腹の底にあるものを聞いたような気がして大変よかったです。

もう二つなのですが、事務長が退くに当たってこれから後任ということになるのですが、それは役場からの出向になるのか、または民間から有能な人材を求めるのかというのが1つ聞きたいことと、もう一つは我々の委員会の中の話なのですが、事務長の改革をしていく中の第一歩として住民と病院との話し合いというのがあったのです。前回の会議のときに進捗状況はどうなのですかと聞いたら、いや、それはまだ進んでいないと。しかし、町長の声がオーケーが出ればすぐでもできる体制にあるという話を聞いて、町長にお願いというか、お願いになるのですが、やはり病院の状況を町民の皆さんにお話しして少しでも理解をいただくということがまず大事だと思います。もう一つは、町民の声を聞くというのが何よりも我々が言うよりも町民の皆さんから、1人ずつの口から聞いたほうがずっと現実味があって、どのような病院を望んでいるのかということがはっきりすると思います。改革の第一歩は対話だと思いますので、その辺のところ、町長の意気込み、最後にお聞かせください。

○町長（佐藤克男君） 現事務長退任後、だれを考えているかと。どこか民間から経験者を考えているのかというご質問でございました。私は、残念ながら民間でもどこでも現事務長ほどの方を探す能力はございません。函館でも札幌でも何で大久保さんほどの人が森に行ったのと私は何度も質問をされたことがあります。私はその中で、給料も安くなったのですよと、そして二重かまどで、函館に家があるにもかかわらず、責任のためにわざわざ森に居を構えて二重かまどになって出費のほうが多くなったのだろうと。そして、非常に改革するにも大変なところなのだと。それなのに来ていただいたと。それは、私も何度かお会いしてお願ひして、または副町長もお願ひして、その中で来ていただきました。ですから、本当に暗中模索というのはこのことだと思います。今はまだだれに、役場から行くのか、もちろん外からの招聘については全く無理でございます。役場の中から選任するしかないのかなと、そういうような思いで非常に暗中模索で、本当にせつかく改革をしてきた中で私も今悩みに悩んでおるところでございます。日にちもございませんので、近日中にこれは決めなければいけない重要な案件だと、そのように思っております。

それから、住民との対話、そういうものをどうかと。これは、実は何度か住民というよりも委員会がありまして、その中でやっております。かなり厳しい意見が院長にぶつけられております。これは、多分議員さんたちの会議の中でもあったように私は聞いておりますけ

れども、それよりはもっと厳しいご意見がかなりございました。しかし、なぜかそれを真摯に受けとめていただいていないなという雰囲気がございます。残念なことだと私は思っております。今までのとおりにやりたいのだと、これを直したくないのだというその意思のあらわれではないのかなと、そのように思っております。ですから、今後もそういうことで私は住民との対話をやっていきたいと、そのように思っております。しかし、そこでその対話について言いわけばかりしているようでは、私は何にも直らないと。やはりその住民の声を真摯に受けとめて、そして直さなければいけないという、そういう意思があるかどうか、気持ちがあるかどうか、気持ちになるかどうかというところが私は大切なところだろうと、そのように思います。残念ながら今のところは全くそういうようなところはなく、いや、それはこういうわけだからできない、ああいうことだからできないという、そういうできない理由の羅列にしか私には聞こえてきておりません。今後は、やはり対話をもっともっとやって、町民は国保病院についてこのように思っているというものをしっかりと認識していただかなければ私はいけないのだろうと、そのように思っております。いずれにしても、この病院、今暗中模索の中に私もおりますけれども、何としてもこの病院に町民が安心して受診できる、そういう病院にしたいという熱意は全く変わっておりません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 8番、川村寛君の質問は終わりました。

3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9、教育行政執行方針について、町政執行方針について、2番、堀合哲哉君の質問を行います。

初めに、教育行政執行方針についてを行います。

○2番（堀合哲哉君） では、まず最初に教育行政執行方針等についてご質問をしたいと思います。

①、北海道教育委員会は、学校教育における法令等違反に係る情報提供制度を進めておりますが、森町教育委員会としての見解を教育長にお尋ねしたいと思います。

2点目、指導主事の配置、社会教育指導員の増員と教育方針にございますが、その目的は何かをお聞きしたいと思います。

3点目、就学援助の対象項目にクラブ活動費、PTA会費、生徒会費が加えられましたが、当委員会としての対応についてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○教育長（磯辺吉隆君） 堀合議員のご質問にご答弁させていただきます。

1つは、道教委は学校教育における法令等違反に係る情報提供制度を進めているが、森町教育委員会としての見解をお聞きしますとのことですが、北海道教育委員会では学校運営や教職員の服務について法令等に違反する行為が行われた場合、道民の皆様から情報提供を受ける窓口を設置することとしました。この制度を適切に運用することを通じて学校運営の適正化を推進し、学校教育に対する道民の信頼確保につなげたいとしております。

学校及び教職員の法令等の違反行為の例としましては、1つとして小中学校において学習指導要領に基づき各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導が行われていない。2つ目として、小中学校において各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数が確保されていない。もう一つは、教育公務員特例法関係の政治行為が予想される場所ですが、情報提供者は不正な利益を得る目的、教職員を誹謗中傷する目的または第三者に損害を与える目的で情報を提供してはならない。情報提供に当たっては、原則として氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な事実に基づかなければならないとしており、この運用については学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱第7条により情報提供を受けた場合は適正な調査を行い、措置してまいりたいと考えております。ただ、現在のところはそのようなことはないとの報告を受けてはおります。

それから、2番目の指導主事の配置、社会教育指導員の増員とあるが、その目的は何かをお聞きしますと。これは、中村議員のご質問でもご答弁させていただき、一部重複する部分があると思いますが、仕事の内容と目的、大体合致はしているところでございますけれども、指導主事を設置することによりまして専門的な知識と経験に基づいた親切的な指導、助言が与えられることによって、現場の教員が教育活動を適正かつ円滑に実施するよう一層の創意工夫を図っていくことが可能になるものと考えております。

それから、3つ目としまして、就学援助の対象項目にクラブ活動費、PTA会費、生徒会費が加えられたが、当教育委員会としての対応についてお聞きしますとございますが、国が本年度、22年度から小中学校でのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を追加したところでございます。まず、この3項目についての内容をご説明申し上げます。まず、クラブ活動費でございますが、小中学校のクラブ活動の実施に必要な用具などで、当該活動を行う児童または生徒全員が個々に用意するとされているものについて、当該用具またはその購入費及び当該活動を行う児童及び生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費であります。それから、生徒会費は小中学校の生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費でございます。PTA費は、小中学校において学校、学級、地域などを単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費でございます。うちのほうでも渡島管内の動きを見てみましたが、現在のところそのような支援をするというふうな市町は今のところは見受けられないようでございます。これは、まず援助が義務化されていないこと、また全額町費負担となるため財政難に悩む自治体が支出を控えているものと推察はしておりますが、このような状況下ではございますが、教育委員会といたしましては所要額等を取りまとめた

上で町財政当局と協議したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○2番（堀合哲哉君） では、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、今教育長の答弁を聞いていますと、1点目、道教委が情報提供制度を進めている、これを全面的に肯定する発言だと思います。実は、このような形をとっているのは全国で北海道で3例目なのです。東京都がそうです。それから、広島県、それで今回北海道なのです。私、教育長にお聞きしたいのは、教育行政と一口で言っても国の関係でいけば文科省があって、それから北海道の教育局があると。そして、地方の教育委員会があるわけです。一般的な学説によりますと、各委員会というのは独自機能を持っているのです。ですから、その命令に従わないとならないというものはないのです。ですから、町の子供、ここに住んでいる子供さんの教育を考えるならば、町の教育委員会が独自でお考えになって、上から言われたから、はい、やりますよという話ではないということをやまずは自覚していただきたい。現実にはそうっていないというのが今の世の中ですけれども、本来はそうなのです。ですから、教育委員会の自主性の部分というのは非常に大事であるということを教育長に森町の教育委員会は自主性あるのですかとお聞きしたいと思うので、後でお答えください。

それで、実は先ほど教育長の説明の中に今のこれをやる違反の対象として大きく3点おっしゃられた。新学習指導要領に違反しているかしていないかという話なのです。教育というのは教師の自由なのです。戦後の教育はそこから始まったのです。それが1947年です。指導要領というのができ上がってきたのが1958年、日本という国は何かおかしい。何がおかしいかということ、教育ならば教育基本法というのが上位法律なのです。それに基づいて下位の法律がつくられる。ところが、新学習指導要領に見られるように、まるで学習指導要領が教育基本法の上にいるような上位法律になっている、そういう感覚を与えるところがおかしい。それも通知とか通達で来る。教育委員会としては、それを受けないとならないというものもあるのかもしれない。でも、学力テスト問題で完全に拒否した自治体が生まれているのです、全国で当初。全国一律でやる中で、我が町の学力については我が教育委員会が責任を持ってやっているのだと、自主性を発揮した教育委員会はきちっとあるのです。ですから、何よりも森町の教育委員会が自主的にこういう問題というのは判断していくべきではないだろうかと思えます。

そこで、教育委員会が担っている教育行政の仕事、いわゆる目的というのは一体何なのか。その目的というのはどのように押さえられているのか、お聞きしたいというのがあります。

それから、教育基本法、新教育基本法ですよ。旧法でいけば10条、これが今は第16条、その中に教育は不当な支配に服することなくという、こういう一文がございます。これが残されました。不当な支配というのは何を指すのか、ここで具体的に聞きたいと思います。地方自治体や国というのが不当な支配の部分に入るのか入らないのか、それを見解を教育長に求めたいと思います。先ほど武士道の話も出ましたが、お話を聞いていたら、ほとんど一方的

に町長からの発案です。いいですか。ですから、これも地方自治体から教育委員会に対する不当な支配に当たるのか当たらないのか。私は、こういうことをしっかりと教育長に、どういう立場なのかわかりませんので、それをお聞きしてからもう一度聞きたいと思います。

それから、教育の自由の問題でございますので、とにかく教職員を外圧によって教育を国家の管理下に置いたり、統制下に置くこと自体が教育を悪くしていく一因なのです。戦前あった日本の教育体制、世界でさまざまな教育問題でありましたでしょう。そういう教育はいけないのだということでやっぱり進めていかないと、そしてその波の中でもがいている教育委員会がやっぱり自主的な立場に立たなければ教育も守られていかない。子供も守っていくことできない。教員の自由な指導をも、これも保障することできないと。この辺のことを教育長にお聞きしたいと思っております。

それから、次です。指導主事の配置と社会教育指導員の増員であります。これは、随分簡単に教育長お話ししていただけたなというふうに思うのです。私も中村議員と議員が違いますので、やっぱり省略して話されるというのは非常に私としては心外なのです。私は質問をしているのですから、社会教育指導員についてのお話、一切ありませんでしたよ。だから、何か余り省略されるというのは個々の議員に対する差別を行っているということなの。これ教育的ではない。きちっとやっていただきたい。

そこで、もうそんなのいいから、私は質問します。今先ほどのお話を聞いていますと、社会教育指導員は、あるいは指導主事もそうなのかもしれませんが、教育長の発言を聞いていますと人ありきな。もうこういうすばらしい人がいるから、今使わなければ損だというお話なのです。もし私の聞き間違いでしたら、教育長、答弁いただきたいと思うのですが、そこからこの仕事をしてもらおうという発想が正しいのか正しくないのか。というのは、指導主事の配置の問題も社会教育指導員の配置の要するに増員の問題も教育委員会内部から出てきた発想なのか、それとも外部からの話を受けて、そうですかと武士道のように受けた話なのか、はっきりさせていただきたい。

それと、これ2名配置することになっているのですが、2名はもうお決まりなのですか。お決まりだったら、決まったというふうに言ってください。私、その辺をまず聞きたいの。

それから、今の体制で何がだめなのか、あるいは今の体制の中から今こういう仕事をした場合に現職員の中でその体制づくりができないのか、この検討がどのようになされてきたのか。この話は唐突であり、初めて聞く話ですから、その辺のことをこの点についてもお答えいただきたいと思います。

それから、3点目、教育長、渡島管内では財政難もあるのだと思うので、ほとんどやっていないと。今これに着手していない自治体あります、全道。でも、全道で180あるでしょう、自治体。その七十数自治体です。過半数は始めようとしているのでしょうか、あるいはやっている。教育長のお話ですから、前向きにと言うのだから、多分森町はやるのでしょうか。やらないのは、やっていないというのは渡島管内に確かに数ある。名誉の問題だから、その町の名前は私言いませんけれども、その中に森町が入っていたのです。ですから、ぜひ就学

援助の部分というのは、町長が言うでしょう。子供は町の宝、国の宝とおっしゃっているではない。口だけ言ったって教育行政にならないので、それを実際に子供たちに費用負担を軽減してあげるということを始めなければいけない。それが行政のやることなの。そうすると、教育にはお金がかかります。子ども手当というのは、国の宝だということで国は子ども手当をつけた。つけていますね。では、森町にとっては森町の宝だとしたら、ぜひ子供の親負担というのがありますから、教育には。それに対する森町の教育行政が援助してあげると。要保護、準要保護だけではなくて、もっともっと多くの方いらっしゃるわけですから、そういう教育を守るような町にしていくというお考えあるのかなのか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○教育長（磯辺吉隆君） 堀合議員のご質問にご答弁させていただきます。

町教育委員会は、独自性をちゃんときちっと発揮しているのかというふうなまずそのご質問でございますが、基本的にはやはり堀合議員のおっしゃられるとおり、きちっと独自機能を有しているというふうなことがまずはあるべきだとは基本的には思っております。その中で、やはり現実的な問題としましては上級機関としてのいろんな事務的なもの、いろんなうちのほうからのお願いも含めて、やはりその辺の連携も現実的にはあろうかと思えます。

そして、例の情報提供制度でございますが、これにつきましては100%もろ手を挙げて賛成してやっているわけではございませんが、やはりこの証拠としまして、全道の町村教育委員会がございます。そこでは、やはりお互いの信頼というふうなことの観点から見た場合にいかがなものかというふうなことで、実は教委連として意見を提出しているというふうなことを報告も受けております。そういったもろもろの事情の中で、必ずしもこれは情報提供をもろ手を挙げて万歳というふうなことで必ずやらなければならないものではございません。いろんな悩みながらもそういったことでやっているというふうな実情の中でやっている、というふうなことでございます。

それから、10条、16条のその関係でございすけれども、やはり教育委員会の多分堀合議員さんは職務権限というふうなことをお聞きしたいのかなというふうなことで感じております。これは、教育に関する事務で教育委員会は管理し及び執行すると。これは、教科書その他の教材というふうなことも同じでございす。ただ、実際にはそれを運用上は校長に専決という形で一般的にはどこの自治体も任されているのかなという感じがいたします。そこでの校長と委員会との具体的な何か問題があった場合には、やり取りというふうなことが出てくるのではないかなというふうなことで思っております。

それから、指導主事、社会教育指導員の関係でございすが、人ありきではないのか、そこから出発しているのではないかというふうなことでございすが、まずは指導主事については本来であればもうこれは必置事項でございす。ただ、今までいろんな諸問題がありながら、やっぱり置けなかった事情というものがあるのだなというふうなことでは思っております。ただ、現実問題はまずは人ありき、やはりどういう人がそこにつくのかなというふうなこともやっぱり現実問題はあつのかなというふうなことからしますと、やはり人ありきも

含めて両方私はあるのではないかなというふうなことでは思っております。人はまだ決まっております。これからいろんな問題、予算が通った段階でご理解をいただいた後に伺いなり、そういうふうなことの連の手続がなされるというふうなことでございます。

それから、現体制でできないのかというふうなことでございますけれども、やはり教育長としては今学校教育1つとっても本来専門的なそういう知識がなければ、これからはなかなかやはり教育行政のスムーズなそういう執行ができづらいというふうなこともやっぱりあると思います。やはりそういう現場を知っている、あるいはそういう教職員の資格があつて専門的な事項が基本的なベースにあつていろんな諸問題に対応できる、もうそういう世の中になったのかなというふうなことで、この2年間の中で感じているところでございます。ただ、それにふさわしい人がいるのかどうかというふうなことが出てこようかと思ひますけれども、基本的にはそのようなことで考えております。

それから、全道で80近い町村が……78ですか。これから実施を考えているというふうなことでございますけれども、今の段階ではこの要保護、準要保護について教育委員会としては多分厳しい財政状況ではございますけれども、何とか取りまとめていきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○2番（堀合哲哉君） 1点目ですけれども、結局この問題というのは非常にやっぱり先ほど教育長お言葉でお話ししましたが、いわゆる信頼関係を損なっていくということなのです。教育から信頼関係がなくなれば、これ教育ではできないのです。それを堂々とやらせようとする道教委の姿勢は非常にとんでもない姿勢だと。教育長に考え方というか、見解だけ聞いておきたいのですが、いわゆる3点目のかわり教師の自由の関係で、実は道議会で問題にされた事項というのは、道議会の議会で要するに国政選挙後にいわゆる新聞の社説を使って、それを授業に持ち込んだという話なのです。それがある政党に対する攻撃というか、おとしめるというか、そういうことでないかと道教委は言われてしまったら、すぐ通達を出すのです。これ政党に属している議員ですから、ある政党が言うとみんな書いてしまうのかと。だから、教育の自主性も何もあつたものではないです。そこの校長は何もおかしいと言っているのです。実はこれ公民教育の中で、これはそこの学校長も決して政治的にある政党だけをおとしめるような行為で使った話ではないのだと、このような指摘をされること自体がおかしいとそこの校長すら言っているのです。そこの新聞社は、そういう気持ちで書いていないから、そのことをはっきり伝えてきたわけです、学校サイドに。結局そのようなものを、こんなことまでもある政党がやると、もうみんなやめなさいと。間違っていないなくてもやめなさいと。ですから、そのようなことが果たして教育で通していいのかという問題なの。でも、学校の授業の場合、例えば何かの社説なんかを使うとか、こういうのを資料として子供たちに対して別にこれを全部素直に認めれではなくて、批判的な態度を養うために使う場合はあるのです。これは幅広くやられていますよ、本州なんかは。世界でもそ

うですよ。それが北海道ではだめだということですから、私は非常に脅威に思いました。それが行政が行うの。それは、行政が教育内容、指導法に介入するということなの。本当はそれやってはいけないのです。ですから、十勝で起きたあの問題ということに対する教育長はどのようにお考えになっているのか、それを1点まず聞いておきたいと思います。

それから、2点目の指導主事も社会教育の関係もこれから採用するのだよと教育長おっしゃいましたね。公募をする気持ちありますか。私の耳に聞こえてくるのは、もう既に決まっていると。何だ、天下りかと、こんな感じですよ。そのようにならないように私は言うておきたい。何かそういう話が何で先行するのかなと、私も非常に不思議でならない。そういう話がちまたで話合われている。だから、そのとおり行ったら教育委員会の信頼を損ねますよ。ですから、その点は十分気をつけるべきだと思います。もしあれだったら、予算案から両方とも削除したほうが私はよろしいと思うのだけれども、その辺のお考えをお聞きしておきたいと思います。

それから、3点目、ぜひ実現に向かってやっていただきたい。多分教育長はできるというお話しされて、町長もいらっしゃって聞いていますので、これでできなかつたら町長の責任ですね。そういうことになります。ぜひ子供さんたちにそうやっていただきたい。

それで、2問目に聞きたいいわゆる教育にはやっぱりお金、憲法では教育は無償であるとうたっているわけですから、ぜひそれをこの森町の教育委員会が実践して親の負担をできるだけ少なくしていく、そういう方向で取り組んでいただきたいと思うのですが、その全体的な教育費の負担を縮めていくという点について、教育長の再度の答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○教育長（磯辺吉隆君） 質問にお答えさせていただきます。

新聞の活用でございますが、具体的には新年度から始まるかと思います。既に試行的にやっているところはもちろんあるかと思います。それで、堀合議員さんのおっしゃるとおりの例えば道教委のほうでこれについてはいかがなものかというふうなこともたしかあったような私も記憶はしております。ただ、庁内においてはまだそこまでの具体的なものについての学校とのやりとりは正直なところまだしておりませんので、先ほどのについてのコメントは特に差し控えたいというふうなことで思っております。

それから、公募の可能性があるのかというふうなことでございますけれども、基本的にはやはり公募だとは思ってはおります。ただ、その事情においてはやっぱり先ほども言いましたとおり人ありき、ありきというふうなことがいいのかどうかちょっとわかりませんが、その辺のところも私は実際に物によってはあってもいいのではないかなというふうなことでは考えております。これは、やっぱり常時そういうふうなことではないとは思っておりますが、ただ近隣の町村の動向も考えますと、やはり正規の職員を何百万もかけて指導主事というふうなところの情報も裏事情としては入ってきているところもございます。それから、校長でしたかね。そこを退職されて、そしてあの人であればうまくやってくれるのではないか

というふうなことで、そういうふうなことで公募をしないで進もうとしている市町もあるようではございます。そういったことをもろもろ参考にしながら、森町としても総合的に考えてはいきたいと思います。ただ、ふさわしい人が現実にいるかどうかというふうなことでございますけれども、そういったことで予算から両方削除というふうなことのお話もありましたけれども、必要なものについては議員各位ご理解をいただきながら、何とか確保していたければ大変ありがたいと強く思うところでございます。

それから、親の負担についてでございますが、やはりこういう状況ではございますので、本当に少しでも親の負担が軽減されれば、それにこしたことはないのでございますけれども、これは財政との綱引きでございます。そういったこともありながら、うちのほうとしてはまずは取りまとめてまいりたいというふうなことで思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針についてを終わります。

次に、町政執行方針についてを行います。

○２番（堀合哲哉君） 次は、町長にお聞きしたいと思います。

①、給食センター、さくらの園、保育所の３施設の民営化を急務としておりますが、このことにより森町が普通の町になるのかお聞きしたいと思います。また、前の議会で取り上げておりました臨時職員、パート職員の賃金改定についても現在の町の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、２点目でございます。福祉タクシー事業から名称を変え、外出支援サービス事業として新年度から実施する予定になっておりますが、対象年齢の引き下げと課税、非課税の区別をなくするという見直しをするお考えがないのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、給食センター、さくらの園、保育所の３施設の民営化を急務としているが、このことにより森町が普通の町になるのか、また臨時職員、パート職員の賃金改定についてということでご質問がありました。私は、かねてより行財政改革において行政がなすべきこと、しなくても良いこと、民間活力の活用が望ましいもの、これらのなすべき役割、事業、政策の仕分けを行いながら早急に取り組みを推進することが重要であると考えております。これらのことは、既に多くの自治体では行われており、一定の成果や実績が蓄積されております。このような取り組みを実践してきた他自治体を行財政改革においての普通の町であるとの認識でおります。３事業については、集中改革プランで重点事業との位置づけのもと、先般２月10日の行財政改革調査特別委員会でも運営形態、検討、移行スケジュール案などをご説明いたしました。今後もこれらの取り組み推進のため、ご議論、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

また、臨時職員の賃金改定については、職員組合より単価の対案が提出されており、鋭意協議中ではありますが、乖離幅が大きな職種もあり、今日現在合意に至っておりません。早期

合意に向け、今後も取り組んでまいります。

2番目の福祉タクシー事業から名称を変え、外出支援サービス事業として新年度から実施する予定であるが、対象年齢の引き下げと課税、非課税の区別を見直す考えがないかのご質問でございます。福祉タクシー料金助成事業については、合併以来実施してまいりましたが、行政改革の一環として平成21年度に原則半額とし、平成22年度で廃止としてきたところでございます。ただ、廃止論議の中で継続を求める声も多くありましたので、町として廃止後も検討を重ねてまいりました。昨今都会においても買い物難民等の問題が社会問題となっており、またこの冬の大雪による路面状況の悪化等、高齢者等にとってのタクシー等交通手段の需要が増加している現状を踏まえて、新年度新規事業として予算計上したところでございます。

内容についてでございますが、今回は対象者のうち市町村民税非課税世帯に属する方とさせていただきます。ただし、従前高齢者の対象年齢は85歳以上としておりましたが、今回80歳以上としましたので、所得の少ない世帯の方々には従前より拡大となっており、また上限額も合併当時同様1万2,000円に引き上げさせていただきますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○2番（堀合哲哉君） まず、民営化の問題でございます。町長は今答弁の中で、行財政改革の一環であると、役場がする必要がないものはなくていいと、だからこの3施設は役場ですする必要がないのだというお話でございます。私は、それは個人的な見解もございまして、それは佐藤町長の個人的な見解なので、法律上それを民間にやりなさいという話ではないのです。それで、特別委員会で、これは2回ほどしか開かれていません。でも、タイムスケジュールももう決まっちゃって、給食センターとさくらの園はもう今年の秋から出発するのだみたいな、早くても来年春だということだと思うのですけれども、そういうように急がせてやるというのは、今の施設が本当に改善策がないのか、民間にやればいいのかというお話なのです。

1点申しますか。町長は、砂原にあるパークゴルフ場、補助金ゼロにするとおっしゃってましたね。ところが、今年予算に300万ついています。これも朝令暮改なのか私は知りませんが、民間に渡したからゼロになるという話ではないのです。もちろんこの3施設だって、委託料というのが森町で払わなければいけない。それから、正職員にしても臨時職員、あなたはこれはもう民間あるから首ですよという話にはならないでしょう。それとも、佐藤町長ですから首にしたいのかもしれませんが、そのようなことをしてまでも民間にしなければ、理由成り立っていかない。

例えば給食センターの場合を考えたって、あそこで働いている正職員が他の場所に移ると、これ一般会計、ほかの場所からの支出ですから、賃金の支出に変わらないのです、給与の。ただそれが置きかわっただけなのです。そうしますと、どれだけの効果がそこで発揮される

のかという問題なの。民間は賃金を安くするのです、働いている方の。自治体が民営化に走って、民間に手渡して、そこで働いている人の賃金低くていいなんて自治体が考えたら、これ大変な話ですよ。自治体そのものがワーキングプアを生み出す、そのもとを自治体が進める。ですから、そのようなことになると職員問題もありますし、またこれらの施設というのは民間運営されますと、民間企業というのは利益がなければやらないのです。そうすると、これは受益者にはね返ってくる。これは当然です。町で捨て去り、住民はその負担で大変だと、町としてそれは当たり前だと、そういう感覚が果たして地方自治体としてとるべき姿なのかどうなのかという問題なの。地方自治法には、福祉の増進をうたっています。これは町の努力によって、また雇用対策の場としても考えた場合、この森町で物すごい負担として永久に残るということには私はならない。そのことを町長、もう少しお考えになるべきではないでしょうかということだと思います。

なぜそんなに急ぐのか。財調11億5,000万、年度末12億に近づくのでないだろうかと、こういう推計も出されております。町長は、先ほどの議員の質問に対して、このため込みの話も含めておっしゃったと思うのですが、今は80%のできだと。これに20%を加えとお金幾らになるか。15億です。15億になったら森町は安心かといったら、町長のお考えからすれば全然安心ではない。一方でため込んで、ため込んで、職員や住民を犠牲にして民営化させて、民間に利益を計上させて、それが自治体のやる仕事なのかと。それでなぜこんなに急ぐのか。町長の任期があと1年6カ月ぐらいだから、急いでいらっしゃるのか私はわかりません。だから、その辺なぜ急ぐのかということを再度お話ししたい。民営化によって利用者のサービスの低下は絶対ないと言えますか。これもお答えいただきたい。

今3施設を民営化した場合、委託料というのは現在どのようにお考えですか。どのぐらいの支払いを予定しているのですか。そして、現在働いている職員の扱いをどう考えていらっしゃるのか。この辺をお答えいただきたいと思います。

それから、臨職、パート賃金改定の話でございます。何か今組合と協議中と。折り合いが合わないということは、多分組合は町が考えた額よりももっと上積みをしなさいと。もっと下げなさいなんて組合は言わないはずだから、多分もっと1時間単価を上げなさいとか、そういうお話だと思います。ですから、今働いている方がこれだけの賃金で1人暮らせと、もうそれしか出ないのだと思えば、これはやむを得ない話なのだけれども、でもここは民間企業ではないのです。地方自治体ですから、公共団体ですから、この賃金でどうせほかに職ないのだから働きなさいと。例えば今働いて日給6,000円というのがありますね。大体6,000円になる。6,000円、休みのあるとき土日、祝日勤務しません。幾らぐらいお金が入ると思いますか。これで十分だとお考えなのかな。そうしたら、嘱託職員17万、今回教育委員会が出した賃金、お二人とも年間204万というのは月17万です。17万あって、片や日給で6,000円、17万になりません。このような差はどうしてつけられるのかな。私、仕事の内容が高度ですごい仕事をするから17万だというのもまた寂しい話なのだけれども、それよりもまだ低くなるのだから、何か大変な話でしょう。だから、そういうことも含めて私は見直す部分につい

ては今後見直さなければいけないのではないのかなと思っております。

福祉タクシーについてお聞きします。町長は、先ほど85が80歳以上になったので、年齢の引き下げを行ったのではないかと。そのとおりだと思います。私うそ八百並べるつもりございません。でも、制限がつきます。課税、非課税、要するに課税者はだめですよ。住民税、非課税者でないだめです。それで、私も税については非常に疎いものですから、税務課長も出ておりますので、お聞きしたいと思います。ここで言う非課税、例えばお一人の場合、お二人暮らしの場合と多少変わると思う。それで、非課税というのはどこの線引きなのだろう。その辺、収入とのかかわりで説明いただければ非常にありがたいと思います。

私は、ある線引きをした場合、私も余り詳しくありませんけれども、非課税者だけでやると非課税と課税になる境界線というのがあります。境界線がある。あなた残念でしたねと。残念ながらだめだわ、ちょっとオーバーだからと。でも、境界線になるだめだった人が、では今回境界で滑り込みセーフになった人とどれだけの差があるのかと。だから、私線引きをなさるのなら、もっと高い段階で線引きしていただきたい。その辺も考えた線引きなら、私の願いは違うけれども、了解できる部分はあるのではないかと。ここまで森町、佐藤町長は努力しているのだと。そこまでいくと、私は佐藤町長を大きく評価いたします。ですから、財調もこれだけあります。全部使えとは言いませんよ。でも、十分その部分に対応できる数字だと。私は、こういうことになるとどうしてもここで質問内容から外れてしまうので言いませんけれども、やはり財調をこのまんまためてためてといっても、やっぱりこれは町民の皆さんとか職員の皆さんは大幅に給与カットされている。少しでも復元していかないとだめなのです。そういう心があるかどうか今回の福祉タクシーにもかかっているのではないだろうか。福祉を大切にしたいと施政方針でも福祉の部分、今回は随分書いていますよね。ですから、それだったらもっと充実した外出支援サービスにされたらいかがなのかなと思いますので、ご答弁をお願いします。

○町長（佐藤克男君） 堀合議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、なぜ急ぐのかということでございます。これは、私が勝手にこの給食センター、さくらの園、保育所の3施設の民営化、民営化というよりも外部委託ということを行っているではありません。これは町民の大きな声でございます。例えば介護職員というのがさくらの園にはおります。この方たち、高い収入の方は600万、700万という収入の方もおります。これは町民もよく知っております。同じように民間の療養施設、西村議員も経営されておりますけれども、そういうところでは幾ら高くても300万が限度でございます。その職業には職業に合った給料、そういうものがございます。役場で経営するとそういうもので、保育園の保育士でも何でもそうでございます。そのような非常に民間というか、一般のところと同じような仕事をしているにもかかわらず乖離された給与になってしまいます。それを町民がおかしいと、役場はおかしいということを声を大にして私のところに言ってきております。これは議員の皆さんも聞いていることだと思います。こういうものに対して不公平感をなくする、そういう意味でのことでございます。

民営化によってサービスの劣化があるのではないかというお話でございます。また、例に出して大変申しわけないのですがけれども、西村議員のところの施設は非常に評判がいいです。申しわけないけれども、さくらの園より物すごく高くてもそこは満室で今はやっております。決してサービスが悪いわけではありません。ほかの老人施設についてもそうでございます。ですから、民間になるとサービスが悪くなるのではないかと。決してそんなことはありません。保育所にしてもそうです。今は、保育所はせいぜい8時ぐらいから子供さんをお預かりしますけれども、5時、6時ぐらいには帰ってしまいます。しかし、これを民間に委託すると朝7時でもオーケーですし、迎えにも行きますよと。夜も8時、9時まででもオーケーですよというようなところまでやってくれるのです。ですから、民間になればむしろサービスもよくなるということでございます。委託料がかかってもこれはペイできると、委託料を払わなければいけないというお話でございますけれども、これはもちろん委託料を払います。それについても役場としては、それについて今よりは費用がかからなくなる、そのように思っています。

職員の扱いについてどう考えるのか。それは、今関係部署が鋭意いろんな施策で考えているところでございます。場合によっては、もう役場にはいたくないという方も出るかもしれませんし、役場で違う仕事でも何でもやるという方も出るかもしれません。または、民間になってそこで使ってもらいたいという方も出てくるかもしれません。これについては、私はその方の選択またはこれからいろんな方法、他の町ではいろんなことでやっております。その手法も勉強しながら担当課がいろいろと知恵を絞っていくことだと、そのように思います。

臨時職員の賃金改定について、これは今堀合議員から嘱託職員と臨時職員の比較がございました。やっぱりこれは嘱託職員というのは、それなりに専門職でございます。私は、決して高い賃金だと思っておりません。やはり専門的な方で、定年という一つの区切りをつけた方をこのような安価で、そして専門職員を活用できるというのは、まさにいい人材の活用だと、そのように思っております。また、臨職の方についても私は決して……担当のほうに私が言っているのは、臨職の方でも今の給料については安過ぎるのではないのかと、こういうものについてももう少し高くすることも考えながらやってくださいと。ただし、長い年月がいるからといって、これも先ほど言ったように飛び抜けて高い給与をもらっている方も、賃金をもらっている方もおります。そういう方との調整というものについて組合と鋭意お話し合いを進めていると、そのように思っております。

福祉タクシー、非課税というようなことでつけるなど、そんなものではなくて全部払えばいいのではないかというお話でございます。私は、決してそうではないと。やはり自分で支払って、そしてそういうことをできる人はぜひそうしてもらいたい。どうしてもできないと言われる方、または非課税のうちの1つは収入が少ない、収入がないという方については、これは面倒を見ると。面倒を見ると言っては失礼ですがけれども、それについてはこういうものを、料金をお助けするということが当然だと。しかし、お金を持っている方、また貯金のある方または収入のある方については、私はどうぞ自分のお金でそういうことをやってもらい

たいと。だれでもかれでもばらまくのが福祉ではないと、私はそのように思っております。決して私は福祉について、福祉切り捨てばかりしているという議員の冊子も見させてもらいましたけれども、私は決してそんなことはありません。必要なところには必要な費用を出していく、だれにでもばらまくようなことはしないということでございます。ですから、これについても私は非課税の方について、これは対象者として認めるべきであると、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) ちょっと税務課長に先に。税務課長、非課税、課税の範囲の。

○税務課長(泉 一法君) それでは、私のほうから個人町民税の非課税についてご説明いたします。

地方税法、それから森町の条例に載っております。1つ目としましては、生活保護受給者のうち生活扶助を受けている者、これが全額の非課税となります。それから、2つ目としましては障がい者、寡婦、未成年者で合計所得金額が125万円以下、給与収入に換算しますと204万4,000円未満の者でございます。また、年金受給者の方につきましては65歳以上、昭和21年1月1日以前に生まれた方は収入におきましては245万円以下となっております。それから、3つ目としまして本人と控除対象配偶者または扶養親族の合計人数から見ての所得での非課税部分があります。これについては、ちょっと解釈が難しいと思いますので、かみ砕いて数字のほうでちょっと申し上げていきたいと思いますが、この3つ目の部分につきましては前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額、例えばその者が控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には当該金額28万円を加算した金額以下である者ということになっております。3番目には、ちょっといろいろ所得の絡みありまして、それから扶養人数の関係もありまして、この線がどうだというのはちょっとなかなか難しく説明がちょっと困難になりますので、これでご勘弁お願いいたしたいと思います。

以上でございます。

◎時間の延長について

○議長(野村 洋君) お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長いたします。

◎一般質問続行

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○2番（堀合哲哉君） 幾ら話しても平行線です。ただ、私聞いたことについては答えていませんよ。委託料、3施設で幾ら払うのですかと聞いているのですよ。払いますよと。幾ら払うのですかと。何も答えていないの。そういう試算はどうなっているのですかと。だから、全部試算された上で民営化のほうがよろしいのですよという話、いまだかつて聞いていない。もう民営化ありきなのです。何でもかんでも民営化だと。民営化すれば何とかなるだろうと。もう町財政も豊かになるだろうと。そんな話ではないということです。

先ほどサービスについて、町長はあいさつをサービスと勘違いしているのかもしれませんが。サービスを受ける負担の問題なのです。負担の問題なのです。こんな本会議で、あら、こんなにちはとか、何してもらったという話ではないのです。サービスを受けたら必ず対価がついて回るのです。今度民営化になると、これ対価分というのは引き上がりますよ、間違いなく。住民はそれでいいのですかという話なのです。本来は自治体が責任を持ってやるべき話だと私は思っています。ところが、ほかの町がそうやっているから、うちの町もやるのだ、それが普通の町だと。何も普通の町ではない。

それと、今一生懸命集中改革プランによってやっているというのは小泉改革の延長なのです。いまだかつてやっている。あの論理というのは破綻したはずなのです。破綻したのに、あの小泉さんの亡霊があるのかわからないけれども、一生懸命引き続きやっている。結局民間によって、渡すことによって、先ほど佐藤町長は言いましたけれども、正職員の中でやめたい人も出てくるとかと話に出てくるのは一番先にこれでしょう。しっかり正職員については、自治体で守り抜きますという一つも言葉出てこない。それが異常だと私は言うのです。やめたい人もいると。どこかで働きたい人もいる。民間で勤めたい人もいる。何の話ですか、これ。自治体のトップならば、みずからの意思で民営化をやると先ほど自分でも何もさっぱり言わないのだ。自分の意思でないみたいなのも言う。でも、自分の意思でないのですよ。町長が提案して特別委員会で話ししたのですよ、2回。自分の意思でないけれども、民営化やるのだと。そんな話でここで話されたら、とってでもではないけれども、この民営化というのは本気なのと。結局職員削減と人減らしのためにやるだけではないの。私、そこにいかに責任を持つのか、その姿勢が佐藤町長の言葉から全然うかがえない。菅首相は、そのとおりにやっているかどうかわかりませんよ。今の状況を見て、1に雇用、2に雇用、3に雇用と言っているの。何かそのようにやっていないかもしれない。佐藤町長の姿を見たら、1に首切り、2に首切り、3になったら人員整理でしょう。結局そんなような話で持ってくられると、職員はたまったものではない。また、この町で住んでいる住民も大変です。

先ほど町長は、民間の賃金との比較をされました。低い競争をやって何になるのですか、これ。森町は浮かび上がりませんよ。みんな賃金低くなったら、税の支払いどうなりますか。違うでしょう。もっと豊かになって、税金も収入も高くなって、そして見合った税を払う。それが町税となってあらわれてくるのです。国保税の支払いも順調にいく。こういう町をつくっていかないで、町の職員が高いから、民間なんか安くなっているのだから、それに合わ

せたらいいなんていうのは、これは森町の町民というか、ばかにした発言に私はつながると思いますよ。多くの方がおかしいと。町民の大きな声が町長はあると言った。全然私には聞こえてこないの。耳栓しているわけではないのだけれども、聞こえてこない。だから、多くとか、大きな声で言ってくると。私も声大きいほうだから、大きな声で言っているかもしれないけれども、やっぱりそのことを考えた、要するに将来の森町をこうしたいと佐藤町長はいつも言っているではないですか。そんなに賃金引き下げて、貧困に陥れて、それでおまえたちはこれだからこれで食っていけなんて、そういうことをやるのですか。私は違うと思う。全く逆だと思う。それを森町のトップですから、その辺よく考えておやりになるべきであると、私はこのことを強く主張しておきたいと思います。とにかく発言が何か自分のせいではないような雰囲気でおっしゃるので、私も哑然としてしまう。提案してきているのは佐藤町長でございますので、やっぱり提案者としての責任、その辺は自覚をしていただきたいなと思います。臨職、パートについては、町長は安過ぎるのではないか、臨時と。上がることを期待しております。

それから、福祉タクシーですけれども、今税務課長説明していただきました。私は、境界線上の話をしているの。例えば総所得で200万以下だったら、これ非課税になりますよと。おおよそですよ。だけれども、今各種控除が国の制度によって取っ払われつつあるのです。そうすると、低所得でも町民税をかけられる。特にその中で応益分といいますか、その分については低い賃金でかけられてくるのです。かけられてくるのですよ。そうしたら、確かに非課税、課税という一つの区分けはできますが、それで果たして佐藤町長がおっしゃる様に困った人にそういう利用をしてほしいといった場合には、もっとランクを上げるべきなのです。このことを先ほど言ったのです。でも、町長はそうでないよね。私どもがしました請願内容と違いますから、今話しているのは。ですから、私が境界線の部分についてはもっとその境界、非課税、課税ではなくて年収例えば300万まで持ってくるとか、そういう扱いできないのですかという話なのです。私は、将来的には福祉と考えれば、全体に出したほうがいいと思うのです、80歳を超えたら。それが一番いいのです。これ捨てる金ではありませんので、本当に他の職種にも波及効果は絶大です。ですから、私はその点で聞いたのです。だから、今後そういうものはないのですかということです。副町長、どうですか。それと、年齢も町が提案したのが80歳ですから、この場ではそれ以上言いませんけれども、その点ご答弁いただきたいと思います。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 先ほど委託料についてお話を申し上げませんでした。また、職員の扱いについてと。これについても、この委託料また職員の扱いについてもまだ今勉強中でございます。学習中で、これから一つ一つ決めていくところであります。ただ、見積もり等をとってやっていることだけは事実でございます。そして、採算性があるなということは、これは見てございます。ですから、これから徐々に徐々に詰めていきたいと、そのように思っております。

それと、多くの町民の声と。町長は多くの町民の声を聞いていないということでございますけれども、私ほど町民と接して、そして町民の声を聞いている者はいないなと思うほど私はいろんな方にお会いしております。町内会にも顔を出しますし、いろんなところに顔を出します。堀合議員もぜひ町内活動もやって、町民の声をぜひ聞いていただきたいと。堀合議員は、町内活動に全く出てこないという私は批判の声を聞いております。ぜひそういう町民の声も聞いていただきたい。そして、私は町民の声がどういうふうになっているのか……

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) だから……

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 町長、町内活動についてはちょっと……

○町長(佐藤克男君) いやいや、私はそう聞いていますよ。

(「町内会と何があるんだ、この議会と。くだらない。とんでもない」の声あり)

○議長(野村 洋君) 町内会の活動を除いて発言してください。

(「町内会活動と何があるんだ」の声あり)

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いします。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いします。

(「首長としてなっていないですよ、大体」の声あり)

○議長(野村 洋君) 静粛をお願いいたします。

(何事か言う者あり)

○町長(佐藤克男君) まじめに話させていただきます。議員も町内活動はしっかりやっていただきたいと、そのように思います。

そして、私はこの賃金についても先ほど言いましたように臨職の場合も賃金がアップするようなことも職員のほうに申し伝えております。

また、この非課税について、これは堀合議員から、どうしてもそのボーダーラインというのはある。私は、何事についてもボーダーラインがありますし、そこに矛盾とかそういうものがあります。しかし、一定のところを線を引かなければいけないということだけは確かだと思います。これはどこでも、車のスピード違反についても60キロと61キロ、59キロと61キロ、ここをどうするのだということと同じことございまして、これは1つの見解だと思います。ただ、その非課税についてもう少し考慮しないかというお話でございますので、これは検討させていただきたいと、そのように思います。

以上でございます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時01分

再開 午後 5時02分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町政執行方針についてを終わります。

以上で2番、堀合哲哉君の質問は終わりました。

次に、10、ごみの不法投棄（減量化）対策について、7番、宮本秀逸君の質問を行います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 静粛をお願いいたします。私語を慎んでください。

○7番（宮本秀逸君） 私の質問でございますから、静粛をお願いします。

○議長（野村 洋君） 静粛をお願いします。

○7番（宮本秀逸君） わかりやすい質問でございますから、的確に答弁をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。ごみの不法投棄（減量化）対策について。ごみの有料化から1年が経過した今日にあっての町内のごみの排出内容が広報もりまち3月号に詳しく報告されております。総排出量が有料化後には格段に減ったとあり、喜ばしいことだと思います。しかし、同時に町長の23年度執行方針の中では不法投棄が増えていることを懸念されております。ごみの不法投棄の問題は古くて、また新しく終わりのない課題のようにも思われますが、町民の生活（生産活動）にはもちろん、森町に定住しようとする人にとっても大きな障害となっております。これまで議会ではもちろん、関係する場で何回も論じられてきましたが、改めて以下伺います。

1、有料化と不法投棄の因果関係をどう考えておられるか。

2、執行方針の中にあるように未然防止の啓発、パトロールは大事だと思いますが、具体的にはどのように思っておられるか。

3、春秋のクリーン作戦でのごみ回収の成果は大きいと思いますが、地域の人口減や高齢化等で年々困難になりつつあります。対策が必要と考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

4、山や海岸など全町的な不法投棄や漂着ごみを考えたとき、今後は有償のごみ収集も必要と思いますが、いかがでしょうか。

5、町外からの持ち込みも考えられますが、町民のモラルの向上が必要と思われる部分も多いと思います。いかがお考えでしょうか。

6、森町全域からごみを一掃する気概で1度取り組むべきだと思います。全町民によるごみ回収を働きかけてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

7、ごみ減量化、CO₂対策としてレジ袋の不使用、有料化の実態はどうなっていますか。

以上、7点伺います。

○町長（佐藤克男君） 大変お待たせしました。宮本議員のご質問にお答えさせていただき

ます。ごみの不法投棄（減量化）対策についてというご質問でございます。

宮本議員のごみの不法投棄（減量化）対策についての質問でございますが、ごみの不法投棄は古くて新しい問題であり、町民の生活がある以上続く課題であろうと認識しているところであります。執行方針でも申し述べましたが、不法投棄は絶対許さないという強い姿勢のもと、啓発、パトロールはもとより個々の事案を通して対応を工夫しながら不法投棄の減少に努めてまいりたいと考えております。以下、7項目にわたる質問にお答えしたいと思います。

1点目の有料化と不法投棄の因果関係をどう考えるかでございますが、因果関係を考える際、前年度との比較が考えやすいのですが、有料化前の平成21年度は正確な統計資料がなく推定件数ですが、20件程度ありました。平成22年度は、有料化後の不法投棄を想定して統計資料を作成した結果34件ありました。この34件を分析すると、平成10年6月施行の廃家電リサイクル法関係の廃家電が3件、本来ステーションに出される収集ごみが26件、事業系と思われるのが5件です。このうち古くから捨てられていたものが昨年発見されたものも6件あり、平成22年度中のものは28件です。因果関係については、事案数から見て増える傾向でございますが、顕著ではないにしろ少し影響があったと分析しております。

2点目の啓発、パトロールの具体的内容でございますが、この業務は環境課業務第3係が担当しており、専用のパトロール車、軽トラックで時間の許す限り町内巡回をしております。また、不法投棄の多い場所には看板の設置、町広報での周知に努めておりますが、森町の広範な地域をカバーする状況ではありません。町民の方からの通報等の情報提供をお願いしたいと思っております。

3点目の春秋のクリーン作戦での対策でございますが、全道一斉に行われる春秋のクリーン作戦でのごみ回収は町民の皆様の協力のおかげで大きな成果を上げており、今後も継続することが町の環境にとって望ましいと考えております。不法投棄やポイ捨てが少なくなれば、負担も軽減されると思うわけですが、当面実施してくださる町内会の実情、参加人員、時間等に合わせてご協力いただきたいと思います。

4点目の山や海岸など全町的な不法投棄や漂着ごみを有償で収集してはどうかとございますが、まず春秋のクリーン作戦時の処理についてお話しします。21年度まではクリーン作戦で集まったごみは最終処分場で埋め立て処理をしておりましたが、資源ごみや可燃ごみが含まれていること、最終処分場の延命の観点からリサイクルプラザに搬入して選別、減容等の前処理をした後、最終処分場での処理を昨年秋から試みております。ご質問の答えですが、有償で収集した後の処理体制に検討する課題がありますので、時間をいただきたいと思います。

5点目の町外からの持ち込みも考えられるが、町民のモラルの向上が必要と思われる部分も多いと思うというご意見でございますが、不法投棄の通報があった場合の現場の作業では、まず不法投棄者が特定できるかどうかの確認作業をします。不法投棄者であろう住所、氏名が確認されたときは警察に通報します。昨年は、町外の方であろうと思われる不法投棄もあ

りました。理解に苦しむ事案もあります。指定収集袋に入れられ、分別もしっかりしてステーションに出せばいいはずなのに不法投棄されております。議員ご指摘のようにモラルの向上が何よりと思うわけですが、不法投棄は絶対しないよう啓蒙活動を根気よく続けてまいります。

6点目の森町全域からごみを一掃する気概を持って全町民によるごみ回収をしてはどうかであります、4点目の答えと重複しますが、回収後の処理に検討課題がありますので、時間をちょうだいしたいと思います。

7点目のごみの減量化、CO₂対策としてのレジ袋の不使用、有料化の実態はどうなっているのかというご質問であります、レジ袋の処理としては平成18年4月のリサイクルプラザ稼働時から分別方法として可燃ごみからその他のプラスチックごみとなり、資源ごみとしてリサイクルされております。したがって、CO₂の排出ごみとなっております。減量化のためのレジ袋の不使用、有料化の実態については把握しておりません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（宮本秀逸君） 何点か再質問をさせていただきます。

おっしゃるとおり、ごみの問題につきましては本当に際限のないような部分もあろうかと思いますが、あくまでもどこかでやはりやらなければならぬ問題でございますから、今までも当然本気でございますけれども、さらにそういう気概を持ってやっぱりやるべきであろうという気がいたします。この質問を考えたときに若い方と懇談しました。五、六人の方と。そのときに、先ほどの人口減の問題もいろいろございましたけれども、子供に対する対策とかいろいろございましたけれども、いろんなものが関係してくるわけなのです。こういったことを言われました。保育所の先生をやっていたりしゃる方、子供を連れて海岸に行ったけれども、子供に見せられなかったと。どこの海岸かは聞きませんでした。こういうところを見せたくないという話でした。そして、若い子なのですが、森町に住みたいという気持ちはあっても、先ほどの医療費の無料の話もございましたが、あんなものもひっくるめまして、こういうごみの散らかっているところに住みたくないよねという話を友達同士でやるのだという話だったのです。それと、もう一つはモラルにも関係してきますが、漁師さんでした。男の方です。網にテレビがかかってくると。啞然とする話なのですよ。だけれども、恐らくあれだと、いろんな話、ちまたの話を聞きますとそういうこともあるだろうと。それは、どこから流れていったかはわかりません。どういう状態で入ったのかわかりませんが、現実としてそれがあるということで、これも非常にゆゆしき問題だと思うのです。どこまでも放置しておいていいという問題ではないのです。先ほど海の中をきれいにしたいという質問もございました。確かに全道的な取り組みも必要でしょうし、道の態度も必要だと思います、この噴火湾に関しては。だけれども、それはそっちの考えでありまして、森町としてどうするかということだと思うのです。森町としてどう取り組むか。佐藤町長の意欲といいますか、意気込みといいますか、それがやはり大きくかかわってくると、結果にかかわってく

と思うのです。そこを私は佐藤町長に期待したいと、こう思っているのです。最初からそう思っていました。なかなか難しい問題だけれども、やっぱりやっていかなければならぬと。どこかで、町長の任期の間にぜひやっていただきたいと、こんな気持ちがありましたので、この全町民のという言葉も使いましたけれども、ぜひ考えていただきたいと、こんなふうに思います。

そこで、その話を聞いたときに私も非常に情けなく思ったのです。みんなわかっているけれども、ごみを投げてはいかぬとわかっているけれども、投げるのです、これ。車で歩いていますと道路に投げるやつもいる、ポイやるやつもいるのです。これは、みんな不法投棄ですよ。大きな案件については、先ほど町長から報告があったとおりでと思いますが、やはりそこら辺の小さいものだったらいいだろうみたいな、そういった意識をなくしていかないと絶対に私はいい方向にいかないと思っている。私らが例えば山に行きますと、とんでもないところにとんでもないものが投げてある場合がございますけれども、そこなのです。それをぜひ、今年は無理か、来年できるか、それはわかりませんが、いろんなことを考慮されてぜひ取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

それから、順番があちこちになります、町内会の人口が減っていくという問題がございます。私どもの町内会におきましても非常に減っていきます。そして、拾って歩く距離が広いのです。田舎に行けば行くほど広くなるのです。ご承知のとおりだと思いますけれども、今月号の広報もりに町長は三十尾喜作さんの話をされておりました。あの方は、もう90歳過ぎておられますけれども、今まで一回も欠かされたことがないのです。ちゃんと地下足袋を履いて収集に来られるのです。そこはすごいと思うのですけれども、それより情けないのは自分以外のやつが捨てたものを90歳過ぎた方が拾って歩かなければならないというこの現実です。情けない話です、これ本当に。どこの人かはわかりませんから、投げた人は。詰めていかれない部分も当然これはございますけれども、やはりモラルの向上だと思うのです。そこに尽きてくると思うので、それをぜひ何らかの形でやっていただきたいと、こんなふうに思っています。

それから、もう一点は、レジ袋でございますけれども、なるべくレジ袋を使わないようにという話もございました。それから、袋、買い物袋、これ配られたりしましたよね。どのくらいの頻度で使われているかわかりませんが、やはりレジ袋、商売のこともあるのでしょう。レジ袋をどうしても渡してしまうという販売店もあろうかと思うのです。そして、有料だというようなところもあろうかと思えますけれども、これも若い女の子の方からでした。決めたら何で守れないのだと怒っているのです。情けないと怒っているのです。そういう子も実際にいるのです。そういう方もいらっしゃる。年寄りの我々の側のやっぱり責任だと思っているのです、これ。環境課を初め、物すごくやっぱり努力されています。あらゆることで努力されています。それは、もう重々わかりますけれども、同時に同じくらいの努力でそういうモラルを上げていくとか、そういう努力がなかったらいつまでたってもここはごみの町になってしまうのです。海から、海のことを言って申しわけないですが、現実

に網にテレビがかかってきたと。今度は冷蔵庫がかかってくるかもしれませんよ、これは。もう看過できない状況にまで私は来ていると思っているのです。そんなことで、本気でこれに取り組んでいただきたいと、こんなふうに思います。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、なるべくまとめてお願いします。

○7番（宮本秀逸君） 30分以内に終わりますから。ちょっと長くなって申しわけないのですが、何点か私が申し上げましたことをぜひお答えいただきたいと、こんなふうに思います。

○町長（佐藤克男君） 本当に今宮本議員の質問に対して、非常に私は感銘を受けて聞いていたところでございます。町民全体としてこういうごみを拾ってきれいなまちづくりをしたらどうか、また人口が減っていく中で三十尾喜作さんのような方がやっておられる。そういうことについて、やはり若い我々がきっちりとしなないといかぬだろうというお話でございました。また、レジ袋、お買い物袋についても決めたことはしっかり守ったほうがいいのではないかとございまして。一括して宮本議員は、町長はこのごみを通して町民のモラル向上についてどう考えているのだというご質問であったかと、そのように私は思っております。

私は、日本を美しくする会、その会のメンバーでございまして、また神奈川掃除に学ぶ会というものがあまして、このメンバーでもございました。この日本を美しくする会というのは、これは日本だけではなくて今や台湾、中国、韓国、そしてブラジル、アメリカにも日本からこの啓蒙活動が進んでおります。直近では、あの新宿の歌舞伎町、ごみで本当に汚く、また汚物ではっきり言って小便臭い、そういうところでもございました。毎週木曜日にこの日本を美しくする会が出ていって、毎週木曜日の朝6時に集合してここを全員で、最初は20名、30名の人がこれをきれいにするために活動をしていきました。今やこの歌舞伎町だけでなく、東口等々もやっていって、そして今やごみを捨てる人がなくなったということで私は聞いております。非常にこの活動は、すばらしい活動だと私は思っております。この森町でもそのような活動がなされれば、私は本当にきれいな町、建物が立派であるとか、芸術的であるとか、そういうことではなくて、ごみが落ちていない、そのような町、そういうまちづくりというのは私は大切なことだと、そのように思っております。

そして、この町で歩いていると、たばこの吸い殻が今でも落ちております。このたばこの吸い殻一つでもなくなるようなまちづくり、私は大切だと。1週間に1遍、各町内会がもしもできることであれば、私はそういう清掃活動、そういうものがやられたらこの町は本当に美しい町になるのではないかなと、そのように思います。本当に吸い殻、あちこちに落ちているのを見て、私は拾わせていただいておりますけれども、この役場の階段のところでもちよくちよく拾わせていただいております。やはりそういう方は決して何とも思わずに、汚しているとかなんて思わずに、全く関係なくぽんと捨てているのだと思います。そういう者が1度この清掃活動に参加したら、自分はたばこの吸い殻は捨ててはいけないなということに気がつくのです。ですから、私は町民全員がこの清掃活動をやる。そうすると、たばこを吸っている人は、たばこの吸い殻を捨てるというのはこんなことなのだなということがわか

って私はたばこを捨てなくなると、また空き缶をぼんと捨てる、そういうものについても捨ててはいけないなと気がつくようになると思います。いつか宮本議員の、今モラルの高揚、向上ということでお話がございましたけれども、ぜひ私はそのようなまちづくりができればいいなと、そのように思っております。こういうものが23年度中にでもそういう運動がなってきた、町中がたばこの吸い殻が落ちていない、そして缶が落ちていない、そういうまちづくり、そういうことができていったときに初めてこのごみの不法投棄等々も私は少なくなるのではないかなと、そのように考えている一人でございます。町民の皆さんにぜひこのような活動に参加してもらうようなことをしていったら、私は必ずこの森町はすばらしいきれいな町になるだろうと。

最後に、私が尊敬するその日本を美しくする会の創始者である、掃除に学ぶ会の創始者であるイエローハットの鍵山秀三郎さんの言葉に、1つ拾えば1つきれいになるという言葉がございます。ぜひそのようなことで、我々はこの町をきれいな町だねと言われるような町にできればいいなと、そのように思います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○7番（宮本秀逸君） やれという要望もございますが、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 7番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

◎日程第4 議案第20号ないし議案第32号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第20号から議案第32号まで13件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第20号から議案第32号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く21人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたと思います。あわせて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案1件ごとに取り扱うものいたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第20号から議案第32号までについては、議長を除く21人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会により委任することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会により委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時28分

再開 午後 5時29分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に青山忠君、副委員長に三浦浩三君が選任されました。

◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、3月15日から3月21日までの7日間休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

3月15日から3月21日までの7日間は休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日は、これで延会します。

次回の本会議は、3月23日午前10時開会とします。

延会 午後 5時30分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年3月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成23年第1回森町議会定例会3月会議会議録（第4日目）

平成23年3月23日（水曜日）

開議 午前10時00分

休会 午後 0時26分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 平成23年第1回 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定
につ

森町議会定例会 いて

3 月 会 議 議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定
付 託 議 件 について

議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれ
あいの森）

議案第23号 平成23年度森町一般会計予算

議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算

議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算

議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算

議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算

議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事
業特別会計予算

議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算

議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算

議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算

- 3 議案第33号 平成22年度森町一般会計補正予算（第10号）
- 4 議案第34号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 5 議案第35号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）
- 6 議案第36号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6号）
- 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 8 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 9 発議第 1号 議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 10 発議第 2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 11 発議第 3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

- 1 2 発議第 4 号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 3 発議第 5 号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 1 4 意見書案第 1 号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 1 5 意見書案第 2 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
- 1 6 意見書案第 3 号 コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書
- 1 7 請願第 1 号 福祉タクシー復活を求める請願書
- 1 8 決議案第 1 号 東北地方太平洋地震に関する緊急決議
- 1 9 議員の派遣について
- 2 0 休会中の所管事務調査等の申し出について

○出席議員（22名）

議長 2 2 番	野 村 洋 君	副議長 1 番	青 山 忠 君
2 番	堀 合 哲 哉 君	3 番	長 岡 輝 仁 君
4 番	黒 田 勝 幸 君	5 番	木 村 俊 広 君
6 番	加 藤 玲 子 君	7 番	宮 本 秀 逸 君
8 番	川 村 寛 君	9 番	佐々木 修 君
1 0 番	清 水 悟 君	1 1 番	坂 本 元 君
1 2 番	杉 浦 幸 雄 君	1 3 番	中 村 良 実 君
1 4 番	坂 本 喜 達 君	1 5 番	菊 地 康 博 君
1 6 番	服 部 勝 見 君	1 7 番	三 浦 浩 三 君
1 8 番	小 杉 久美子 君	1 9 番	西 村 豊 君
2 0 番	東 秀 憲 君	2 1 番	前 本 幸 政 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	佐 藤 克 男 君
副 町 長	増 田 裕 司 君
総 務 課 長	片 野 滋 君
総 務 課 参 事	佐々木 陽 市 郎 君
出 納 室 長	木 村 浩 二 君
防 災 交 通 課 長	清 水 雅 信 君
契 約 管 理 課 長	竹 浪 孝 義 君
企 画 振 興 課 長	伊 藤 昇 君

税 務 課 長	泉		一	法	君
収 納 管 理 課 長	若	松	幸	弘	君
保 健 福 祉 課 長	佐	藤		洋	君
保 健 福 祉 課 参 事	成	田	研	造	君
住 民 生 活 課 長	竹	内		明	君
環 境 課 長	横	内	仁	司	君
環 境 課 参 事	木	村	哲	二	君
農 林 課 長	山	田		仁	君
水 産 課 長	島	倉	秀	俊	君
商工労働観光課長	金	谷	孝	己	君
建 設 課 長 補 佐	岩	瀬	英	一	君
建 設 課 長 補 佐	小	池	勝	弘	君
建 設 課 長 補 佐	小 井	田		徹	君
上 下 水 道 課 長	石	島	則	幸	君
教 育 長	磯	辺	吉	隆	君
教 育 次 長	香	田		隆	君
学 校 教 育 課 長	芳	賀	幸	則	君
社 会 教 育 課 長	澤	口	幸	男	君
体 育 課 長	谷	口	方	規	君
給食センター長	坂	尻	正	純	君
生 涯 学 習 課 長	中	島	将	尊	君
さ わ ら 幼 稚 園 長	木	村	康	則	君
さ くら の 園 ・ 園 長	釣		隆	吉	君
病 院 事 務 長	大 久 保		善	之	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	松	川	眞	也	君
砂 原 支 所 長	輪	島	忠	徳	君
町民サービス課長	野	田	勝	正	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	本	間	一	男	君
事 務 局 次 長	藤	田	司	志	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 2 1 号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 2 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）
- 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度森町一般会計予算
- 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 6 号 平成 2 3 年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度森町水道事業会計予算
- 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第 3 3 号 平成 2 2 年度森町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 3 議案第 3 4 号 平成 2 2 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 4 議案第 3 5 号 平成 2 2 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 5 議案第 3 6 号 平成 2 2 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 号）
- 6 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 8 発議第 1 号 議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 9 発議第 2 号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書
- 1 0 発議第 3 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 1 1 発議第 4 号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 2 発議第 5 号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 1 3 意見書案第 1 号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
- 1 4 意見書案第 2 号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書
- 1 5 意見書案第 3 号 コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書
- 1 6 請願第 1 号 福祉タクシー復活を求める請願書
- 1 7 決議案第 1 号 東北地方太平洋地震に関する緊急決議
- 1 8 議員の派遣について
- 1 9 休会中の所管事務調査等の申し出について

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は22名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、木村俊広君、6番、加藤玲子君を指名します。

◎諸般の報告

○議長（野村 洋君） 地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 議案第20号ないし議案第32号

○議長（野村 洋君） 日程第2、平成23年第1回森町議会定例会3月会議付託議件、議案第20号から議案第32号まで13件を一括議題としましたが、採決については議案ごとに1件ずつ行うことにします。

予算等審査特別委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（青山 忠君） 予算審査特別委員会審査報告書。

平成23年3月14日、平成23年第1回森町議会定例会3月会議において本委員会に付託されました議件13件を審査した結果、次のとおり議決したので、報告いたします。

1、付託議件名と議決結果。議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定、原案可決。

議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定、原案可決。

議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定（ふれあいの森）、原案可決。

議案第23号 平成23年度森町一般会計予算、修正案は可決、修正議決部分を除くその他の部分については原案可決。

議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

2、審査の経過。3月15日、出席委員21名。議案第20号から議案第22号まで条例など議案の質疑、討論、採決を行いました。議案第23号、一般会計予算の歳出、款1 議会費から款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 病院費までの予算について事項別明細書により質疑を行いました。

3月16日、出席委員21名。議案第23号、一般会計予算の歳出、款6 農林水産業費から款10 教育費、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費一部までの予算について事項別明細書により説明を行いました。

3月17日、出席委員21名。議案第23号、一般会計予算の歳出、款10 教育費、項4 幼稚園費、目1 幼稚園費以降から並びに議案第24号から議案第28号までの特別会計予算の質疑、討論、採決を行いました。議案第23号では修正案の提出があり、討論、採決を行いました。

3月18日、出席委員21名。議案第29号の特別会計予算並びに議案第30号から議案第32号までの事業会計予算について質疑、討論、採決を行いました。

3、審査の結果。3月15日から付託を受けた議案第20号から議案第32号までの各案の審査に入り、18日まで理事者を初め関係説明員の出席を求め、精力的に審査を行ったところであります。その間の熱心な審査と議事進行に対し感謝申し上げるものであります。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、審議中に出されました意見や要望について、予算執行に当たり最大の効果を上げるよう努力されるとともに、限りある町の財政状況の中にあってもいかに必要な行政サービスを町民に提供するか、そしてこの町に住んでよかったと実感できる町の実現に向けて一日も早く財政の健全化が図られるよう努力をしていただきたい。

以上を申し上げまして、委員長の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） これより審査報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございますか。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○2番（堀合哲哉君） 私は、議案第23号、森町一般会計予算、議案第24号、森町国民健康保険特別会計予算について反対討論をいたしたいと思います。

新年度予算の特徴は、施政方針でも明らかになっているとおり福祉タクシー制度の一部復活もございますが、町民の福祉サービスを前町政時代から削ったままでございます。また、

町民に負担増を押しつける路線は一向に変わっておりません。職員給与も大幅に引き下げられたままでございます。さらに、今年は給食センター、さくらの園、保育所の民営化を強引に進めるものでもございます。これによって職員の待遇の改悪、利用者の使用料、利用料の値上げなど今後将来に向けて町民福祉の後退が進められる状況になりつつあります。一方で、財政調整基金を積み立てて22年度末では11億5,000万円以上が推定されます。孫子の代に借金ツケを回さないと町長は強調いたしますが、積立金だけを増やす町政運営は地方自治法第1条の精神から大きく逸脱し、自治体本来の仕事も投げ捨ててしまう結果となります。住民と地域にとって大義ある切実な要求であるならば、財源のあるなしにかかわらず実現の方向性を目指すのが自治体のあり方ではないでしょうか。町民の福祉サービス、職員の給与の復元を強く望むものでございます。

国民健康保険について申し述べます。国民健康保険の加入者の実態からいたしまして、これ以上の税の負担は限界に来ております。町政執行方針では、決算状況を見て赤字解消の検討推進と表現し、国民健康保険税の引き上げの含みも残しました。ルール分以外一般会計から繰り入れをしないとすると、さらなる国民健康保険税の引き上げを加入者に求めることになります。加入者の命を守るためには、これ以上の国民健康保険税の引き上げはするべきものではございません。今全国で資格証明書や短期証明書の発行が増えております。これによって多くの犠牲者が生まれております。この森町においては、資格証明書の発行を今すぐやめることを強く申し上げまして、2 予算案の反対討論といたしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○17番（三浦浩三君） それでは、平成23年度森町の一般会計予算から7特別会計、3事業会計の予算について、賛成の立場から一括して討論を行いたいと思います。

今般の議会会期中に東北関東大震災が発生しまして、その災害地域、規模は前代未聞の様を呈しており、いまだその全貌が見えておりません。当町にも津波が押し寄せて海岸地域の町民に避難指示も出され、多数の人々が指定避難所や高台へ自主避難をしまして人的あるいは陸上施設には被害がなかったようでございますが、ホタテ養殖施設に甚大な被害が発生しており、その経済損失や影響額は当町を見ましても100億円以上に及ぶかもしれず大変心配されるところであります。

さて、本予算の一般会計の中で一部修正もされましたが、総額の変更はありませんので、事業の趣旨、手法等を再考し再提案の余地があるものと確信もしております。以前にも申し上げましたが、私は経済活動が活発で町民の総所得が上がり、各家庭が幸福感を持ち、互いを思いやる心を培って日々を過ごせる町を望む一人であります。本予算の編成時には予想だになかった災害ですが、この被害に対して今般のこの23年度の予算執行を通じまして最大限の配慮や努力と救済の手を差し伸べられることを念ずる一人でもあります。あわせて、本予算の執行に際し、町民にはその事業内容や趣旨を十分に説明し、さらに希求されるサービスの把握に一層努めることを望み、賛成するものであります。

以上であります。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 賛成討論でしょうか。賛成討論ですか。

○7番（宮本秀逸君） 平成23年度の全会計予算の審議をした結果、賛成の立場から討論を行います。

3月11日に発生しましたマグニチュード9の東北地方太平洋沖地震とそれによって引き起こされた大津波は、我が国史上かつてない大災害となりました。まさに大自然の猛威に人間は無力でございました。当町の被害の内容につきましては、先ほどの賛成討論の中にもありましたので、私のほうでは割愛させていただきます。壊滅的な被害を受けた当町の漁家の生活は大変厳しいものがあり、基幹産業としての今後の存続すら危惧されます。一日も早い再建が求められておりますので、新年度の予算執行の過程におきましては相当の配慮が必要だと思われまふ。23年度予算につきましては、懸案でありました財調の積み増しも報告され、総じて可とするものの項目によっては課題も指摘され、一部修正もされました。教育予算は、未来に対する最も価値ある投資であります。教育は、人に知識を与えると同時に人格形成の礎となり、ひいては社会のありようを決します。言いかえますと、教育を受ける側、すなわち子供たちは指導者次第で変わり得るのです。ゆえに指導者の人事に関する予算編成については、十二分に慎重を期さねばなりません。その上で、世界に雄飛する人材を輩出するような森町の教育を実現されるよう望むものであります。この未曾有の大災害からの一日も早い救済と復興が望まれます。どこまでも町民の目線に立った行政が確立され、執行方針が実行されますことを期待して賛成の討論といたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから平成23年第1回定例会3月会議付託議件について、1議案ごとに採決をします。議案第20号 森町特別会計条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。採決を行います。採決は起立によって行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ふれあいの森）を採決します。
採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 平成23年度森町一般会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は次のとおりです。議案第23号について、修正案は可決とするものです。また、修正した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決とするものでございます。この議案について賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 平成23年度森町国民健康保険特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 平成23年度森町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 平成23年度森町介護保険事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 平成23年度森町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

議案第28号 平成23年度森町港湾整備事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第28号については、可決することに決定しました。

議案第29号 平成23年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第29号については、可決することに決定しました。

議案第30号 平成23年度森町国民健康保険病院事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第30号については、可決することに決定しました。

議案第31号 平成23年度森町水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第31号については、可決することに決定しました。

議案第32号 平成23年度森町公共下水道事業会計予算を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第32号については、可決することに決定しました。

◎日程第3 議案第33号

○議長(野村 洋君) 日程第3、議案第33号 平成22年度森町一般会計補正予算(第10号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(片野 滋君) それでは、議案第33号についてご説明いたします。

本案は、平成22年度森町一般会計補正予算の第10回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ95億8,542万円にしようとするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正につきましては第2表、繰越明許費補正に記載のとおりでございます。

今回の補正につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付ときめ細かな交付金事業、住民生活に光をそそぐ交付金事業、これらの執行精査による減額補正、それとこのたびの東北地方太平洋沖地震に係る対策経費を補正しようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。6ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目5総務費国庫補助金567万2,000円につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付金でございます。

款15道支出金、項2道補助金、目5農林水産業費補助金100万円につきましては、地域づくり総合交付金の追加交付でございます。

続いて、8ページをお開き願います。歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目12地域活性化対策費467万円につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の追加交付を受け、節18備品購入費に配食サービス車両1台150万円、それと図書購入費300万円を計上しようとするものでございます。資料につきましては、14番を提出してございますので、ご参照願います。

款3民生費につきましては、光をそそぐ交付金事業の消費生活支援事業完了による予算の精査でございます。

款4衛生費につきましては、きめ細かな交付金事業の国保病院医療機器整備事業完了による精査でございます。

10ページをごらんいただきたいと思います。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節19負担金補助及び交付金100万円の補正につきましては、森町トマト生産振興協議会のパイプハウス設置事業に対する追加交付を計上しようとするものでございます。

項3水産業費、目1水産業総務費、節12役務費13万6,000円につきましては、漂着クジラ処理手数料を計上しようとするものでございます。

款7商工費、項1商工費、目2観光費につきましては、きめ細かな交付金事業完了による予算精査でございます。

12ページをごらんいただきたいと思います。款9消防費、項1消防費、目4災害対策費41万6,000円の補正につきましては、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震に係る避難所開設経費、応急対策経費、現時点で取りまとめたものを計上しようとするものでございます。

以上、議案第33号 平成22年度森町一般会計補正予算の概要説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第33号に対する質疑を行います。

○17番（三浦浩三君） たまたまけさですか。消防署員2名ほど現地の方に支援ということで出発されたのか、これからするのか、その辺のちょっと説明と、またもう一つ、この災害対策ということでの被災地に対する、隣の鹿部町では何か町として500万ほど出すような、そういうニュースもありますので、その辺の対策、対応というものをどのように考えているのか、この2点ちょっとご説明願えればと思ひまして。

○議長（野村 洋君） まず、1点目。

○消防長（山田春一君） ただいまの三浦議員のご質問にお答えいたします。

消防職員の派遣につきましては、第5次、日時にしましては今月の25日から30日までです。なお、ここを出発いたしまして苫小牧港集合が11時30分、出港につきましては17時30分、秋田港に着く予定でございます。なお、派遣人員につきましては、救急救命士1名でございます。また、第6次、28日から4月2日までの派遣につきましては同じく救急救命士1名、日程につきましては出港時間その他は同様でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 2点目。

○町長（佐藤克男君） この被災地に対する救援ということでございますけれども、ご質問です。私は、町内のこともありますけれども、町内と、それから被災地と両面でしなければいけないというふうに考えております。被災地に対する支援というか、1つは町民の中で家族、また親子、親戚または友人、知人で今困っている方がおられたら森町にどうぞおいでくださいということで、そういう方を森町にお呼びすると。そして、そのための住居、そういうものを用意する、または仕事をあつせんするというようなことをこれはしなければいけな

いなど。広報でもそれは書いてございます。また、それを決定するについては、また議員の皆さんにご相談しなければと、そのように思っております。また、まとまったお金での支援金、鹿部町では500万円を拠出したという今日の新聞に出ておりました。これについても、ただそのお金がどこで使われるのかわからないような支援の仕方ではなくて、例えば森町と同じ規模の町にそれをまとまったお金で支援するとか、そういうような方法を考えながら見える形での支援にするべきではないのかなと、そのように考えております。どこに使ったかわからないような、そうではなくてこのお金が、森町の支援金がどこそこの町で使われたというようなことまでいって初めて何か目に見える支援であるのかなと、そんな気がしております。そういうようなことで、また再度詰めて議員の皆様にもご了解を賜りたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第34号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第34号 平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（佐藤 洋君） それでは、議案第34号について説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ15億1,468万7,000円にしようとするものでございます。

2ページのほうをお開き願いたいと思います。済みません。4ページのほうをお開き願います。歳入でございます。款8繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他繰入金でございますが、事務費繰入金として6,000円を繰り入れようとするものでございます。

次に、6ページのほうをごらんいただきたいと思います。歳出でございます。款1総務費、

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節4 共済費6,000円でございますが、これは職員の厚生年金保険の不足分を補正しようとするものでございます。

以上で介護保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第34号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第35号 平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（釣 隆吉君） 議案第35号についてご説明申し上げます。

本案は、平成22年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第6回目でございます、繰越明許費の補正をしようとするものでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。さきの臨時会で可決いただきましたきめ細かな交付金事業につきましては、国の交付金により受電変圧設備改修事業費として242万3,000円、非常灯・誘導灯改修事業費321万7,000円を計上したところでございますが、年度内での施工完了が見込めないため、また今冬の寒気などの状況によりまして工事に際して電源を切ることにより施設内の暖房効果が維持できないということもありまして繰り越しするものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第35号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第5、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号

○議長(野村 洋君) 日程第6、議案第36号 平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(大久保善之君) それでは、議案第36号についてご説明いたします。

平成22年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第6回目の補正となるものでございます。

第2条、平成22年度森町国民健康保険病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、款1資本的収入、既決予定額8,334万5,000円に143万3,000円を減額補正し、8,191万2,000円とするものでございます。

支出、第1款資本的支出、既決予定額1億4,278万8,000円に143万3,000円を減額補正し、1億4,135万5,000円にしようとするものでございます。

次に、裏面をお開き願います。事項別明細書によりご説明いたします。収入でございますが、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金143万3,000円の減額補正は、医療機器購入における契約金の確定によるものでございます。

次に、支出でございますが、款1資本的支出、項1建設改良費、目1有形固定資産購入費143万3,000円の減額補正は、先ほど収入でご説明した内容と同様でございます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第36号に対する質疑を行います。

○7番(宮本秀逸君) ちょっと伺います。

これまで医療機器をそろえてこられたわけでございますけれども、今後において近々に必要だと思われるようなものは何がしかあるのかどうか、こういったものがあるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

○病院事務長(大久保善之君) お答えいたします。

大きな医療機器については、現在のところほぼ更新をさせていただきました。あと残っておりますのは、今回も含めましたけれども、医用テレメーターとか、いわゆる患者一人一人に使うもの、100万、200万単位のものでございますけれども、そういうものが段階的に整備をしていかなければならないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

佐藤町長の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在人権擁護委員を務めていただいております相澤文子氏は、本年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、3期9年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げ、委員の職務について熟知しており、また今後についても活発な活動が期待されます相澤文子氏を引き続き任命することが最も適当であると思われましますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第8 諮問第2号

○議長（野村 洋君） 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

佐藤町長の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 先ほどに続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

現在人権擁護委員を務めていただいております香田隆三氏につきましても本年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

後任人事につきましては、先ほどと同様、6期18年の長きにわたり人権擁護委員を務め上げております香田隆三氏を引き続き任命することが最も適当であると思われまますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、諮問第2号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。
11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時23分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第9、発議第1号 議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書についてを議題とします。

議会改革等に関する調査特別委員会に付託中の議会改革等に関する調査の件について、会議規則第47条の規定によって調査特別委員会の調査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

○議会改革等に関する調査特別委員長（青山 忠君） 長いですが、ちょっと漢字に弱いところがありますので、間違った場合はお許し願いたいと思います。

議会改革等に関する調査特別委員会審査報告書。

議会改革に関する調査研究について、森町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1、調査事件。（1）、平成21年第1回定例会、発議第2号に基づく議会改革等に関する調査研究について。

2、調査の経過。平成22年第1回定例会3月会議において、第1回から第11回委員会までの審査経過と中間結果について報告をしました。したがって、第12回委員会からの審査経過について報告をいたします。

第12回、平成22年4月7日。第11回の協議経過の要点について報告し確認した後、継続協議となっていた検討項目を協議しました。議員定数の見直しについては、これまで6回の委員会審議を重ねてきましたが、前回の第11回委員会において合併に伴う均衡あるまちづくりを進めるとともに、議会を十分に機能させることなどを考慮して、おおむね16名から18名の定数に改正する方向で意見が絞り込まれましたところであります。第12回委員会においては、これまでの審議方向に基づき、改正定数の委員会採決を行ったところ、議員定数を6名減員として定数を16名とする案が12対8で採決されました。なお、条例は次の一般選挙から適用する改正内容で6月会議に上程することと決しました。

第13回、平成22年5月20日。第12回の協議経過の要点について報告し確認した後、継続協議となっていた検討項目を協議しました。4月27日、28日の両日に実施した住民と議会との意見交換会の報告、評価と今後についての意見交換を行った。継続協議となっていた委員会審議の充実に向け、町が計画立案する長期計画や構想等について政策形成過程の段階から常任委員会の所管事務調査として取り上げることといたしました。

第14回、平成22年6月23日。第13回の協議経過の要点について報告し確認した後、新規、継続協議となっていた検討項目を協議しました。議員報酬の改定については、報酬等審議会で検討された経過がないところであるが、平成21年度から議員報酬を加重平均で7.7%減額している。行革大綱の分析や議員の活動日数などの判断材料を明らかにしつつ、議員報酬の改正については改選期以降の審査にゆだねることとしたし、継続協議とした。あわせて、議選の農業委員選出、正副議長の選挙に所信表明、議員研修の充実、審議会などの就任禁止、辞退については継続協議とした。

第15回、平成22年7月20日。第14回の協議経過の要点について報告し確認した後、継続協議となっていた検討項目を協議しました。継続協議となっていた議選の農業委員選出については、原則として有識者から推薦するものとするが、結果として議員が推薦されることを否

定するものではないとした。正副議長の選挙に所信表明については、正議長の選挙のみに所信表明を導入することとした。議長を志す者の立候補者の所信表明の場は本会議場とする。

第16回、平成22年8月24日。第15回の協議経過の要点について報告し確認した後、新規、継続協議となっていた検討項目を協議しました。全員協議会を自治法第100条第12項に規定する正式な議会活動に位置づけるために会議規則を改正することとした。通年議会の本格実施に向け、間断なく運用するために試行期間を12月31日までとする再延長に関する要綱の一部改正が承認され、同日付で公布された。改選後の常任委員会のあり方については、現行の3常任委員会を2常任委員会へ統合し、広報編集特別委員会に広聴を加え、広報広聴常任委員会とすることを決定した。議員などの規律に関しては、本会議、委員会などの品位を尊重するために携帯電話の持ち込みを禁止するため、会議規則を改正することとしました。

第17回、平成22年9月28日。第16回の協議経過の要点について報告し確認した後、新規、継続協議となっていた検討項目を協議しました。議員研修の充実については、議員の資質向上と責務を果たし、議会を活性化させるために地元に講師を招聘し、研修会を開催することを検討する。改選後に再編される常任委員会の名称と構成については、総務経済常任委員会（8名）、民生文教常任委員会（8名）、広報広聴常任委員会（15名）の3常任委員会とする。また、広報広聴常任委員会には議会だよりの編集、発行を担当する小委員会を設けることとした。通年議会の本格実施に向け、条件を整えるために関係する条例など（8本）の制定や改正案について協議を行った。自治法第180条に基づく議会が議決により指定した議会の委任による専決処分の指定について協議した。町側の意向を聴取するため、総務課と事前に協議することとした。

第18回、平成22年11月12日。第17回の協議経過の要点について報告し確認した後、新規、継続協議となっていた検討項目を協議しました。通年議会の本格実施に伴う条例などの制定、改正については協議の結果了承された。ただし、会議条例案で規定する専決処分の指定については最小限にとどめるとともに、繰り上げ充用を適用除外とした。審議会などの就任禁止、辞退については、法律により就任が規定されているものは次の3つである（青少年問題協議会、民生委員推薦会、都市計画審議会）が、情報収集や事前協議のため就任すべき、あるいは就任による本会議審議の形骸化や利害関係が絡む委員会の存在などから継続扱いとした。新規の項目としての長期欠席議員の報酬見直しについては、減額する方向で確認され、近傍町村の例も参考に素案を作成することとした。また、検討項目の追加として重要案件の賛否の公表、会議欠席の公表を検討項目として加えることが確認された。

第19回、平成22年12月21日。第18回の協議経過の要点について報告し確認した後、継続協議となっていた検討項目を協議しました。平成23年4月の統一選挙を前に協議日程を変更して、①、議員の兼業禁止、②、連呼選挙の見直し、③、重要案件の賛否の公表、会議出席の公表を先議した。①と②については、独自の申し合わせは行わず、法の範囲内とする。③のうち重要案件の公表については、採決方法の確立もあることから慎重なる継続協議とした。また、長期欠席議員の報酬見直しについては、長期欠席90日以降は100分の20、180日以降は

100分の50、365日以降は100分の70の月額報酬を減額することに決定しました。

第20回、平成23年2月10日。第19回の協議経過の要点について報告し確認した後、継続協議となっていた検討項目を協議しました。①、重要案件の賛否の公表、会議出欠の公表、②、提案型の議会運営、③、審議会などの就任禁止、辞退、④、議会事務局体制、⑤、議会基本条例の制定などを協議したが、継続審議とした。

3、審査の結果。各議員から提出された改革検討項目延べ97件を重複部分を除いて分類整理した23分類53項目の調査について、平成21年4月から平成23年2月までに20回の委員会を開催し、協議してきましたが、検討できたのは17分類42項目で進捗率は80%となっております。これまでに改革するとされた主なものとしては、①、次期改選期から議員定数を16名に減員。②、現行の3常任委員会を2常任委員会に統合し、広報編集特別委員会に広聴を加え、常任委員会とする。③、議選の農業委員選出は、原則として有識者から推薦。④、議長選挙に所信表明を導入。⑤、全員協議会を自治法が定める公務扱いになどがあり、決定した事項で直ちに実施できるものについては関係規定などを改正の上、スタートさせることとしました。また、協議するも現行どおりとなった検討項目のうちで議員報酬の改正に代表されるように、課題としつつも改選期以降に再検討するものとした項目もあったところであります。

以上がこれまでの検討結果ですが、地域のことは住民みずからが決める地方分権の進展に伴い、議会も多数人による合議制の機関として町民の意思を的確に政策反映させる機能強化がますます求められております。残された検討課題については、引き続き住民の立場に立った信頼の置ける活性化された議会となるため、恒久的テーマである議会改革を不断に追求していくことといたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で議会改革等に関する調査特別委員会の審査報告といたします。

なお、積み残している課題等については改選後の新体制での取り扱いとなりますが、引き続き審査されますよう要望するものであります。

◎日程第10 発議第2号

○議長（野村 洋君） 日程第10、発議第2号 行財政改革等に関する調査特別委員会審査報告書についてを議題とします。

行財政改革等に関する調査特別委員会に付託中の行財政改革などに関する調査の件について、会議規則第47条の規定によって調査特別委員会の審査報告書が提出されております。

委員長の報告を求めます。

○行財政改革等に関する調査特別委員長（青山 忠君） 何回も申しわけないです。行財政

改革等に関する調査特別委員会審査報告書。

行財政改革等に関する調査研究について、森町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

1、調査事件。（1）、平成22年第1回定例会3月会議、発議第2号に基づく行財政改革等に関する調査研究について。

2、調査の経過。平成22年第1回定例会11月会議において、第1回から第7回委員会までの審査経過と結果について国保税の改正を中心に報告しました。したがって、第8回委員会からの審査経過について報告いたします。

視察調査の実施。実施日時、平成22年10月20日から21日。視察先、松前町。調査案件、①、町立松前病院の黒字化、②、町立保育所の民営化、③、松前町立図書館の業務委託、④、学校給食の業務委託、⑤、指定管理者の導入（藩屋敷、温泉休養センター、道の駅）。視察報告、委員会報告書を参照。ダイジェスト版は、議会だより24号で掲載されております。

第8回、平成22年11月12日。特別委員会審査報告書案及び国保税条例の一部改正修正案について協議を行うとともに、定例会11月会議に提案することを14対5で決定した。国保税の改正にかかわる一連の対応について、国民健康保険運営協議会委員を特別委員会に参考人として招致し、意見聴取することが確認された。

第9回、平成22年12月21日。参考人から、一身上の都合により委員会出席ができない旨の届け出があったことから、森町行財政改革推進検討チームの進捗状況について重点的に協議しました。給食センター部会、さくらの園部会、保育所部会の3専門部会について資料収集が終わったことから、①、歳入歳出比較、②、職員数及び人件費、③、入所状況の推移、④、訪問研修先の状況、⑤、先進地の取り組みなどの数字的な内容報告や管内状況の審査を行った。町からは、現状ベースを基準にどこが問題か将来的な財政課題と行革効果額を含めて年明けに検討案を示すことが表明された。

第10回、平成23年2月10日。森町行政改革集中改革プラン推進チームの進捗状況について、担当の総務課参事から推進3事業（給食センター、さくらの園、保育所）の年度別事業費見込み（平成22年から25年）、運営形態、移行スケジュール案の説明を受けました。また、国民健康保険事業における赤字解消基本計画について保健福祉課長より説明を受けて質疑審査を行った。

3、審査の結果。町の財政状況は、これまでの公共事業投資に伴う償還や長引く景気低迷による町税の減少、三位一体改革による補助金、地方交付税の大幅削減などにより大変厳しい状況にあり、財政の健全化という大命題に向かって待ったなしの行財政改革が急務となっております。行財政改革は、単なる予算の削減ではなく、自治体が経営の最適化を進めるための永久運動です。限られた歳入という条件の中で、新たな課題の解決を図り続けていくのが行財政改革であります。そのことから合併メリットを生かすために、国の財政支援が終わる平成26年度までに行財政の抜本的見直しを行うことが重要であります。町が直面する厳しい財政状況の中で、これまでの行財政運営全般にわたる総点検を行い、第2次行財政改革

大綱並びに第2次集中改革プランが策定され、国保病院改革と国保特別会計対策が喫緊の課題とされました。当面は、推進チームで内部協議が進められているさくらの園、給食センター、保育所のたたき台の進捗と提案を注視するものであります。今後も多様化する町民ニーズや社会情勢等に対し、的確に対応するため聖域のない行財政改革を推進し、簡素で効率的な行政運営体制を確立することが求められていることから、議会としても十分な議論が必要であり、引き続き課題として審査すべきものであります。

以上、委員長報告といたします。

○議長（野村 洋君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

以上で行財政改革等に関する調査特別委員会の審査報告といたします。

なお、積み残している課題等については改選後の新体制での取り扱いとなりますが、引き続き審査されますよう要請するものであります。

◎日程第11 発議第3号

○議長（野村 洋君） 日程第11、発議第3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（黒田勝幸君） それでは、発議第3号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

資料ナンバー46、新旧対照表を提出しております。新旧対照表に基づいて説明をさせていただきます。本条例は、委員会の運営について定めた条例であります。本年1月1日から施行された森町議会会議条例を受けて次期の改選期以降の体制について整備するために森町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

第2条、常任委員会の名称、委員定数及びその所管につきましては、議員定数が16名になることに伴い、現行の3常任委員会を2常任委員会に統合し、1特別委員会を常任委員会とする改正であります。1号は、総務財政委員会と産業建設委員会を統合し、総務経済常任委員会とし、所管課については農林課、水産課、商工労働観光課、建設課、上下水道課、農業委員会を加えるものです。2号は、民生文教委員会に常任を加え、委員定数を7から8に改めるものであります。3号は、産業建設委員会を広報広聴常任委員会に、委員定数7名を15名に、所管課を総務課、企画振興課に改めるものであります。

第6条、委員の選任並びに第11条、委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任につきましては、閉会中を休会中に改めるものでございます。

第18条、出席説明の要求につきましては、公平委員会の委員長を削除するものであります。

附則につきましては、一般選挙により選出された議員任期の起算日であります当該一般選

挙日の平成23年4月24日を想定し、施行するものであります。

以上、発議第3号の提案に対する趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから発議第3号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第4号

○議長（野村 洋君） 日程第12、発議第4号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（黒田勝幸君） それでは、発議第4号 森町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

第3条第3項から第5項については、議会改革調査特別委員会の長期欠席議員の報酬見直しの審査の過程で病気療養等の理由により議会及び議員活動ができなくなった場合に、一定期間の長期欠席議員に対して月額報酬を減じようとする改正内容であります。

第3条第3項は、会議規則第2条第2項による議会活動及び議員活動ができなくなった欠席の届け出があった後、帰町及び復帰の届け出があるまでの期間で、第1号が90日を超えたときに100分の20、第2号が180日を超えたときに100分の50、第3号が365日を超えたときに100分の70を減額するものであります。

第3条第4項は、報酬減額の開始及び終了について規定しています。

第3条第5項は、公務災害等による場合の例外規定であります。

次に、附則にかかわる報酬月額減額について説明いたします。これまで議員に支給されていた報酬は、旧町の経過措置が平成19年3月に到来したことに伴い、平成19年度からは改正した内容で支給されてきましたが、この平成20年度、平成21年度については議会の判断に基づき加重平均で7.7%減額した額で支給されているものです。経済は、リーマンショックによるデフレ脱却がいまだ果たせず、好転していません。この景気後退により、今後も税収

の減少や交付税の減収が予想されます。このことから、町の予算編成においてもここ数年間財源不足が発生し、財政調整基金積み立てにも苦慮するなど困難な財政運営を強いられてきました。議会としても財政状況を十分に顕在化できなかったことも含め、前年度に引き続き報酬で加重平均7.7%相当、抑制効果額で約640万円を削減する内容で条例の一部を改正するものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上、発議第4号の提案に対する趣旨説明といたしまして、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから発議第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第5号

○議長（野村 洋君） 日程第13、発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営副委員長（堀合哲哉君） 発議第5号 森町広報委員会条例の一部を改正する条例制定について提案の趣旨説明を申し上げます。

資料ナンバー15を提出しておりますので、新旧対照表により説明を申し上げます。広報紙のあり方や委員会構成を改め、公平で独自性のある視点で常識ある委員会へと発展することを意図し、条例の一部を改めようとするものでございます。

第1条は、広報紙の編集指針について、町の重要政策や生活情報をわかりやすく伝える一方で、信頼を高める広報活動になるように調停機能を加える改正内容でございます。

第2条第1項は、広報紙のあり方の検討やモニター制度など助言も含めた所掌事務を1号から3号に規定するものでございます。

第3条第1項は、委員の構成を1号から3号のとおりとし、有識者から3人、議会が推薦する者から3人、公募委員を4人に改め、住民目線での意見が反映される組織にしようとする

るものでございます。

第3条第2項は、委員の任期を1年から2年に改めようとするものでございます。

第5条の会議につきましては、会議の招集と定足数について規定しております。

第6条の委員以外の者の出席については、必要があるときは関係者から意見や説明を聞くことができる規定でございます。

第7条は、その他必要な事項について、委員会の同意を必要とする内容に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、発議第5号の提案に対する趣旨説明といたします。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから発議第5号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

○7番（宮本秀逸君） ちょっと伺いますが、条例の改正、より良い条例に改正していくという意向については、これはいささかも反対する何物もありませんで、これは非常に重要なことだと思いますので提案されたものと、こんなふうに思いますが、この提案された中で第3条の規定がございます。委員会の組織をする人数については10人以内をもってということで、現行も改正案も同じでございますが、今度新たに注目されるのが第2項目の議会が推薦する者3名ということでございます。議会が推薦する者3名でございますから、全町から何かの形で推薦されると思いますが、どういう形の推薦になるのか。また、それは全会一致にならなければならないのか、あるいは過半数でいいのかということがございます。議会推薦ということでございますから、どういう考え方をなされて提案されたものかということと、もう一つは運用部分でこれは解決できるのかなとは思いますが、10人以内というようなことになりますと偶数の場合、委員長は当然出てまいりますから、何かを決めるときに同数になる場合がございますので、委員数が偶数の場合、奇数の場合は偶数になることがございますので、そこら辺をどのように今考えておられるのかというこの2点についてちょっとお伺いします。

○議会運営副委員長（堀合哲哉君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の議会推薦3名のことでございます。どういう形で推薦をなさるのかということでございますが、これは今我々は選挙がございます。選挙終わりました新しく構成メンバーが決まりました新しい議会がつくられます。推薦者を選ぶには、その議会がそこで当然お話し合いをして適当な人を選ぶということでございます。

それから、それは全会一致かというお話でございますが、それは議会の決め方だと思います。議会で推薦者を挙げるわけですから、推薦者が決まる過程で全会一致かどうかというお話でございますので、それは議会でのお話し合いがすべてだろうというふうに思います。

それから、10名以内のお話でございますが、奇数、偶数に対するお話でございます。これも委員会構成の中で、それはやはり人間話し合いが最低あると思います。委員会の中がすごく対立するということは私想定しておりません。賛同あるいは同じ提案者の皆さん、そう思われていると思います。それは、委員長の裁きによって民主的に解決されるものと信じております。

以上でございます。

○11番（坂本 元君） 第2条の字句について聞きたいのですが、確認したいのはモニターという字句の解釈の関係で、辞書を見ても指導までで調停という言葉は出てこないように思うのですが、その点、モニターという言葉をあえてここで使った理由と調停というと双方何か問題があったときにいい点で折り合わせるというような意味合いがあると思うのですが、この調停ということをする場合にどういう場面を想定しているのか、その2点お願いいたします。

○議会運営副委員長（堀合哲哉君） お答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1問目にモニターの解釈というお話でございます。私どもが考えたこの委員会条例の目的のところを見ていただきたいと思いますけれども、指導、調停、助言、これがこの広報委員会の仕事、性格をあらわしているものでございます。その観点で第2条を見ていただきたいと思いますけれども、モニターというのは辞書的意味のことをおっしゃったのでございまして、全く坂本議員のおっしゃるとおりだと思いますけれども、でもここでというのは委員になられた方が広報紙のモニターの存在としてというやっぱりバックグラウンド的な考え方でございます。ですから、ここで調停にはできないのではないかというお話でございますが、調停も第1条で目的をきちっと定めておりますので、そのような形での調停をしていただきたいということでございます。

それから、2問目の調停をどう想定しているかということですが、現在のところ具体的に想定しているわけではございません。ただ、第6条のかかわりが出てきますので、委員会において必要があるときは関係者に出席を求め、その意見または説明を聞くことができる、これはできる規定でございますから、いろんな場合が想定されてくるだろうということでこの部分を盛り込んだわけでございます。今具体的に想定するところはございません。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論をなければ終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第13、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第14、意見書案第1号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第14、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第15、意見書案第2号 地域医療存続のための医師確保に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第15、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第16、意見書案第3号 コメの戸別所得補償制度の見直しを求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 請願第1号

○議長（野村 洋君） 日程第17、請願第1号 福祉タクシー復活を求める請願書についてを議題とします。

本案について紹介議員から説明を求めます。

○2番（堀合哲哉君） 紹介議員として趣旨説明をさせていただきたいと思いますが、お配りしております請願趣旨を読み上げて説明にかえさせていただきたいと思います。

森町は坂道が多く、公共の交通機関も少なく、お年寄りや障がいのある方がたにとって外出時の「足」として「福祉タクシー」が喜ばれておりましたが、「町財政の立て直し」を理由に突然廃止となり、困難をきたしている声が多く聞かれます。とりわけ、今年の大雪では健常者でも足下が危険な箇所があったり、歩道の除雪が不十分で登下校の子どもたちも車道を歩かさざるを得なかった箇所があったりと大変でしたから、福祉タクシーの復活を求める声には大きいものがございます。

福祉タクシーは、利用者もタクシー業者も、そして商店や医療機関など町内のいろいろな分野にわたって恩恵のあるものであり、まさに生きた税金の使い方と言えます。

「お年寄りを大切にする町づくり」を具体的にを行う一つとして、福祉タクシー制度の復活を求めるものでございます。

請願事項は、福祉タクシー制度として、75歳以上のお年寄りと障がい者にタクシー券上限年額1万2,000円を支給することを議会として町に要請してくださることでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ただいま紹介議員から説明がありました。

これからこの件について質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから請願第1号 福祉タクシー復活を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 起立採決をしますので、今の提案されました案件につきまして賛成の方は起立をしてください。賛成の方は起立願います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時17分

再開 午後 0時18分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから請願第1号 福祉タクシー復活を求める請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、請願第1号 福祉タクシー復活を求める請願書は採択とすることに決定しました。

◎日程第18 決議案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第18、決議案第1号 東北地方太平洋沖地震に関する緊急決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○産業建設委員長(宮本秀逸君) 東北地方太平洋沖地震に関する緊急決議につきまして趣旨の説明を行います。

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、岩手県、宮城県、福島県など東北地方を中心に甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となりました。

森町議会は、町民を代表して、地震・津波により犠牲となられた方々に対し深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げるものです。

今回の地震では、街や農地を容赦なく飲み込み、家や車を軽々と押し流していく津波の威力に言葉を失うものです。また、一瞬にして家も財産も失い、いまだ家族の安否もわからずにいる多くの被災者の姿を目の当たりにし、北海道南西沖地震や阪神・淡路大震災の記憶と

も重なり、胸が締めつけられる思いであります。

現時点では、地震・津波による被害の全貌すらまだ明らかでなく、その影響も被災地のみならず国の経済や国民生活の全般に及びつつあります。

当町の基幹産業であるホタテ養殖漁業においても、地震・津波により施設固定用ロープが切断され、浮き球やロープ等が絡まり、去年のチリ沖地震より更に甚大な被害を受けました。これから、ホタテ貝の本格的な出荷時期を迎えるにあたり、施設確認が進むにつれ深刻な事態になることが想定されます。

よって、森町議会は、深刻な打撃を受けている基幹産業を守るために、当面の緊急措置のほか生産者の生活の立て直しが緊急かつ重大な課題となっていることから、以下の措置を講じるよう強く求めるものであります。

- 1 養殖施設に対し、激甚災害指定の措置を願うとともに、10%の補助対象外について措置を講じること。併せて関係機関に要請すること。
- 2 籠、ロープ、土のう等の資材導入に対する補助の支援を講じること。
- 3 施設処理に係る台船等の費用に対する支援を講じること。
- 4 稚貝、成貝の脱落により生産量が大幅に減少し、今後の事業資金並びに生活資金等に大幅な不足が生じる事から資金関係の支援を講じること。
- 5 籠、ロープ等、再利用が不可能な資材の残骸処理費用（産業廃棄物）に対する支援を講じること。
- 6 来期の経営が困難となることから、国の金融支援措置である漁業緊急保証対策資金の全額代弁の支援を講じること。併せて、関係機関に要請すること。
- 7 町税等の減免措置を講じること。
- 8 ホタテ付着物処理手数料の減免措置を継続し、支援の拡大を講じること。

以上、決議いたします。

平成23年3月23日、森町議会。

以上、終わります。

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本案は決議案件であるため、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから決議案第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第119条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第19のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定いたしました。

◎日程第20 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第20、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会通年議会実施要綱第9条に基づき、配付の上報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全部終了しましたので、平成23年第1回森町議会定例会3月会議を終了いたします。

休会 午後 0時26分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成23年3月23日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員